

衆議院 外務委員會議録 第二号

昭和六十二年五月十八日(月曜日)

午前十時二分開議

出席委員

委員長 山口 敏夫君

理事 甘利 明君 理事 浦野 休興君

理事 奥田 敬和君 理事 北川 石松君

理事 中山 利生君 理事 高沢 寅男君

理事 神崎 武法君 理事 永末 英一君

大石 正光君 鯨岡 兵輔君

坂本三十次君 椎名 素夫君

塩谷 一夫君 杉浦 正健君

竹内 黎一君 武村 正義君

虎島 和夫君 中山 正暉君

水野 清君 村上誠一郎君

森 美秀君 岡田 利春君

河上 民雄君 伏屋 修治君

正木 良明君 渡部 一郎君

岡崎万寿秀君 松本 善明君

出席國務大臣

外務大臣 倉成 正君

出席政府委員

防衛庁人事局長 松本 宗和君

防衛施設庁長官 六倉 宗夫君

防衛施設庁施設部長 岩見 秀男君

防衛施設庁事務部長 西村 宣昭君

外務政務次官 浜野 剛君

外務大臣官房審議官 柳井 俊一君

外務大臣官房審議官 遠藤 哲也君

外務大臣官房領事移住部長 妹尾 正毅君

外務省北米局長 藤井 宏昭君

外務省欧亜局長 長谷川和年君

外務省中近東アフリカ局長 恩田 宗君

外務省経済協力局長 池田 迪彦君

外務省国際協力局長 英 正道君

外務省国際連合局長 齊藤 邦彦君

外務省情報調査局長 中平 立君

外務省情報調査局長 新井 弘一君

科学技術庁原子力安全局原子力安全調査室長 尾藤 隆君

外務大臣官房文化交流部長 田島 高志君

通商産業省機械情報産業局航空機武器課長 今野 秀洋君

資源エネルギー庁長官官房国際原子力企画官 石海 行雄君

資源エネルギー庁公益事業部原子力発電安全審査課長 山本 欣市君

外務委員会調査室長 門田 省三君

委員外の出席者

科学技術庁原子力安全局原子力安全調査室長 尾藤 隆君

外務大臣官房文化交流部長 田島 高志君

通商産業省機械情報産業局航空機武器課長 今野 秀洋君

資源エネルギー庁長官官房国際原子力企画官 石海 行雄君

資源エネルギー庁公益事業部原子力発電安全審査課長 山本 欣市君

外務委員会調査室長 門田 省三君

委員の異動

五月十八日

辞任

石原慎太郎君

武村 正義君

同日

辞任

杉浦 正健君

虎島 和夫君

補欠選任

杉浦 正健君

虎島 和夫君

補欠選任

石原慎太郎君

武村 正義君

本日の會議に付した案件

国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案(内閣提出第三八号)

文化交流に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めめるの件(条約第一号)

多数国間投資保証機関を設立する条約の締結について承認を求めめるの件(条約第四号)

商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約及び商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の改正に関する議定書(千九百八十六年六月二十四日にプ

ラッセルで作成)の締結について承認を求めめるの件(条約第七号)

関税及び貿易に関する一般協定のジュネーヴ議定書(千九百八十七年)の締結について承認を求めめるの件(条約第八号)

民間航空機貿易に関する協定附屬書を改正する議定書(千九百八十六年)の締結について承認を求めめるの件(条約第九号)

原子力事故の早期通報に関する条約の締結について承認を求めめるの件(条約第一〇号)

原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約の締結について承認を求めめるの件(条約第一一号)

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めめるの件(条約第三号)

山口委員長 これより會議を開きます。

国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案、文化交流に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めめるの件、多数国間投資保証機関を設立する条約の締結について承認を求めめるの件、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約及び商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の改正に関する議定書(千九百八十六年六月二十四日にプ

ラッセルで作成)の締結について承認を求めめるの件、関税及び貿易に関する一般協定のジュネーヴ議定書(千九百八十七年)の締結について承認を求めめるの件、民間航空機貿易に関する協定附屬書を改正する議定書(千九百八十六年)の締結について承認を求めめるの件、原子力事故の早期通報に関する条約の締結について承認を求めめるの件、原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約の締結について承認を求めめるの件及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めめるの件、以上各案件を議題といたします。

質疑の申し出がありませんので、順次これを許します。高沢寅男君。

高沢委員 地位協定に関する特別協定についてお尋ねをいたします。

昭和五十三年以来、いわゆる思いやり予算というので在日米軍の労務費の一部を日本側で負担をして今日に至ったわけです。ところが、今回その裏づけとしてこういう特別協定を締結するということになった経過あるいはその理由、まずそれをお尋ねをしたいと思います。

藤井(宏)政府委員 ただいま委員御指摘のとおり、昭和五十三年度、五十四年度以降在日米軍の

経費の一部につきまして、その地位協定二十四条の解釈によりまして日本側が負担してまいった経緯があるわけでございますけれども、さらに昨年の末に至りまして、最近の日米両国を取り巻きます経済情勢の変化によりまして、在日米軍経費なにかんずく労務費が急激に逼迫しているという事態にかんがみまして、在日米軍従業員の安定的な雇用の維持を図り、さらにもって在日米軍の効果的な活動を確保するための方策について検討を行ってまいりましたわけでございます。このような検討を踏まえまして、政府はこの協定を締結することにつきまして昨年の十二月以来米側と交渉を行ってまいりました。本年の一月三十日本協定の案文について最終的な合意を見まして、日米間で署名に至ったものでございます。

○高沢委員 今藤井局長からの御説明の中で、最近の日米間の経済情勢ということも一つ挙げられましたけれども、私はもちろんそれもあると思いますが、しかし振り返ってみれば、五十三年以来の思いやり予算というものが年々非常に大きくなってきたということ、あの地位協定の二十四条のアメリカ側で負担するもの、日本側で負担するもの、そういう定めが一応あるわけですが、あれとの関係において、現実の思いやり予算を出しているというこの実態が余りにも二十四条との矛盾が大きくなった、こういうことも今回特別協定を必要とするに至った、こういうことではないかと思いますが、この点はいかがですか。

○藤井宏政府委員 昭和五十三年及び五十四年に行われましたいわゆる思いやり予算につきましては明確なる我が方政府の解釈がございまして、その解釈の範囲内でその後も在日米軍従業員の給与の一部を手当てしてきてまいりましたわけでございます。

したがって、二十四条一項自体、その解釈あるいは運用ということ、それが今回の取り決めというところで直接結びついているということではございませんで、委員御存じのとおり、最近の経済情勢、特になかなか替の著しい変動、円高とい

う事態を迎えまして、在日米軍の経費がドルベースでは大変に急増した。その結果、日本人の従業員の雇用の安定が脅かされている。それは日米安保条約に基づきまして在日米軍の円滑なる運営に對しては、今回さらに我が国として何ができるかを検討しようとした結果、先ほど申しましたような特別協定というところになったわけでございます。

○高沢委員 局長も御存じのように、今までも外務委員会で何回も何回もあの思いやり予算は地位協定二十四条のアメリカ負担と日本負担を定めたとあの規定と外れているではないか、こういう議論があったことは御承知のとおりです。しかし、政府側はその解釈の範囲内というふうなことでずつと今まで押し通してきたわけですが、もともとそれは、やはり解釈の範囲内ということでは済まない。あの二十四条の規定と違うことを現実にはやってきました。ただ、やってきましたが量的にだんだんふえてきたということ、円高という事情のもとにその金額をますます拡大しなければいかぬということまで来たときに、もう解釈の枠内という言い抜けでは通らないということまで来たから今度の特別協定ということになったと私は見るわけですが、この点はいかがですか。

○藤井宏政府委員 先ほどから御説明申し上げておりますとおり、円高は、御存じのとおり、昨年のプラザ合意によりまして円高という事態が生じたわけでございます。したがって、それが現実在日米軍の財政負担を急激に悪化させたのは昨年でございます。したがって、この問題はまさに最近の経済情勢、特に円高ということによって招来された事態ということでございます。委員御指摘のような一般的な、我が国が在日米軍従業員の労務費の肩がわりと申しますか、そういうものをふやしてきて従来の解釈では、というふうな事態というよりは、むしろ極めて異常なる経済状態がここに生じたという現実、これを踏まえましての暫定的、一時的、限定的な、特例的な措置であるというのが我々の認識でございます。

○高沢委員 その議論はまた後でやることにいたします。今度のこの協定を結ぶことによつて日本側がこれでお金を余計に出すわけですから、その意味においてはメリット、デメリットといえは、そのデメリットが日本側のものになると思ひますが、しかし一方、日本側から見るとどういふメリットがあるのか。それから、アメリカ側から見るとこの特別協定によつてどういふメリットがあるのか、その辺のところをひとつお聞きしたいと思ひます。

○藤井(宏)政府委員 日本側から見ますと、明確なメリットは、やはり在日米軍の従業員約二万名強おりますけれども、その安定的な雇用が図られるということでございます。それは、さらに在日米軍の効果的な活動確保に資するということ、これは安保条約の目的達成の上で重要なことであると思ひます。

アメリカ側にとりましては、申すまでもないこととでございますけれども、いろいろな試算がございまして、急激な円高によりまして、円ベースでは変わらなくてもドルベースでは急激に在日米軍の支出が伸びております。その一部を緩和できるといふメリットがあることは申すまでもないことであると存じます。

○高沢委員 今、日本側のメリットのひとつとして、局長はこれによつて在日米軍で働く日本の労働者の雇用が安定できる、こういうことを言われました。御承知のとおり、我々日本社会党は、安保あるいはそれに伴う地位協定というふうな、全体の日本の軍事同盟体制には当然反対なわけですが、しかし、現実在日米軍の労働者があつて、そこで日本の労働者が働いておる。とすれば、現状の中ではこの雇用の安定ということは、これはまた我々には非常に重要な問題と考へているわけでありまして、そうすると、今のお答えから見れば、この特別協定ができて、そしてこの労務費についての日

本側の負担ということがはつきりなされていくということになれば、現在の米軍関係で働いている労働者の雇用はこれによつて確保できる、こういうふうには私は見えていいの。聞くとところによれば、こういうふうな事態にもかかわらず、なおかつアメリカの当局ではなるべくそういう日本人の労働者を減らしていこう、解雇していこうというふうなことを、向こうはいろいろ問題を出しておるといふふうにお聞きしておりますが、その点の見通しはどうですか。

○中倉政府委員 お尋ねのように、アメリカ側といたしましては、この協定によりまして百六十五億円日本側が負担をしていくということでございます。懐かあいたしましてはそれだけ楽になることは事実でございます。しかしながら、アメリカ側がこの円高でドル支出をふやさなければならぬ金額と申しますのは、その百六十五億円を日本側が今までもよりも持つてくれるということとすべて解消するといふわけでないことも、これもまた事実でございます。

この協定を締結する以前におきまして、既に横須賀等におきまして人員整理をいたしたいというふうな申し出も出ておりますし、あるいは時間給制度を設けたいというふうな提案も出ておるわけでございます。これらがすべて、今回の協定を国会でお認めいただきまして発効いたしましたならば、すべて消えてしまふというふうなほど、アメリカ側として楽になるといふわけでないことも事実でございます。

ただ、今回の協定を御承認いただければ、またそれだけアメリカ側としては日本側の要望に沿った形で駐留米軍従業員の雇用の安定に努力するということも、これは彼ら確約いたしているわけでございます。でございますので、今回の協定ですべて問題が片づくとは私どもも思つておりませんが、これによりまして一層、ないよりはるかに従業員の雇用の安定が確保されるというふうにお考へております。

○高沢委員 根本的に言えば、この日米安保条約

よってアメリカ軍が日本に駐留しているという
ことは、一つは日本を守るためという名目もある
けれども、より多くはアメリカ自身の極東戦略の
展開という立場があるわけでありますから、した
がいまして、米側のドル支出が非常に苦しいとい
う説明もされましたけれども、それはそれでアメ
リカ自体がちゃんと支出するものはすべきである
ということにもなるわけであって、この特別協定
ができた段階では、今言われましたように、私と
しては日本側のアメリカに対する対応としては、
とにかく在日米軍基地で働く人の雇用が脅かされ
ることが断じてないように、そのことについては
しっかりとまた今後とも、これは外務省ペースで
もあるいは防衛施設庁ペースでも、ひとつぜひ御
努力をお願いしたい、こう考えるわけでありませ
す。

それで次へ進みますが、昨年の十月、この衆議
院の本会議で、中曽根総理が思いやり予算のこと
について答弁されております。思いやり予算につ
いては、円高状況下でもあくまで既存の法体系の
中で行わなければならない、こういうことを昨年
十月の衆議院本会議で答弁をされたわけですが、
それから二カ月たてばもう今度のこの特別協
定の話し合いが始まる。一カ月でそれが締結に至
るといふふうにとんとんと進行してきたわけが
が、私は当時、この中曽根総理が答弁をされた十
月段階で、既に事務レベルではこの特別協定の
話し合いが日米間で始まっていたんじゃないの
か、こんな感じがいたします。

そうであるとするれば、中曽根総理の本会議で言
うならば大見えを切られた、円高の事情にもかか
らず現行の法体系でいくのだ、こういう大見え
を切られたこと、この事態の現実の進行の間は
は非常な矛盾があったのではないのか、こんな感
じがしますが、この点は事務レベルとしてはいか
がですか。

○藤井(宏)政府委員 この段階では、事務レベル
で日米の間で本件について話し合っているとい
う事実は全くございません。
中曽根総理がこのように御答弁なさいました趣

旨を私が解釈するのはいかかと思えますけれど
も、中曽根総理は、何らかい方法はないかと防
衛庁も苦心して検討しておるといふことで、この
問題自身が存在するといふ問題自身と申しま
すのは、急激な円高等によりまして在日米軍の経
費が逼迫してきている、雇用の安定云々、こうい
う問題でございすけれども、そういう認識は中
曽根総理もございましたし、事務レベルにもござ
いました。しかし、具体的にアメリカとのよう
な特別協定という構想で話をするというようなこ
とは、この時点では全く出ておりません。

○高沢委員 この協定の本文の方へ入りたいと思
いますが、先ほど藤井局長は、最近の日米間の経
済情勢の変化、これは言うならば円高の急激な進
行であるといふことで説明されました。もう一度
重ねて、この経済情勢の変化といふのはそういう
ことだ、今度のこの特別協定を必要とするに至った
事情といふのは専ら円高の進行である、こういう
ふうなことで御説明になりましたが、そういうふう
に押さえていいですか。

○藤井(宏)政府委員 協定の解釈といたしまし
て、最近における経済情勢の変化といふことの中
にはいろいろな要素が入り得ると思えます。これ
は、アメリカの方にも解釈をする余地があるわけ
でございますから、その点で円高だけであるとい
うふうに限定することはいかかと思えますけれど
も、特に円高を念頭に置いておるといふことは
間違いない点でございます。

○高沢委員 それでは参考までに、円高のほかに
こういう事情もあるといふようなものもあつた
ら、どうぞ教えてください。

○藤井(宏)政府委員 例えば、我が国における一
般的な雇用情勢の悪化とか、円高から派生しまし
た我が国における経済情勢、そういうものが、例
えば駐留軍労務者の解雇というふうなことになる
ますと、その転職等に与えます影響、そういうこ
とも全体に含めまして最近の経済情勢といふこと
で理論的にはいろいろ考えられるかと思えます。
○高沢委員 それでは、今の藤井局長の御答弁は、

円高、それからくる雇用情勢の不安定が心配され
るといふことで、これを経済情勢の変化と位置づ
けた、こう言われますと、施設庁長官、先ほどあ
なたの言われた、これができれば、言うならば対
米関係においては雇用の安定といふことをしっか
りこれでもって守っていくといふふうなことに
も、これは藤井局長の御答弁にも通ずると思いま
すが、この点はひとつまた施設庁長官、その決意
といひますか、お考えをお聞きしたいと思います。
○穴倉政府委員 おっしゃるとおりでございますし
て、今回この協定を国会にお願いをし、我が方
今年度で申し上げます百六十五億円従前より
も余計の支出をするわけでございますから、それ
に應じた形で米側に対しましては駐留軍従業員の
雇用の安定に一段と努力してもらおうように私ども
としても折衝をしていくつもりでございます。

○高沢委員 ぜひそれをお願いして、そこで今度
は円高問題になります、これは藤井局長もおわ
かりのように、昭和五十三年に日本が思いやり予
算で負担をするようになっていったあのころの背
景を今考えてみると、当時かなりこの円高問題と
いふのはずっと出てきたわけです。もともと一ド
ル三百六十円といふふうなところから始まってき
た円ドル関係があのころはちょうど百八十円ぐら
いにいきまして、当時も随分円高、円高といふこ
とが問題になったといふことを私は記憶しており
ますが、そういう背景の中で思いやり予算とい
うものが昭和五十三年から始まってきた、こうなり
ますね。

ところがその後、つい最近のプラザ合意からの
急激な円高は別として、それまでの間の円ドル関
係はまた円が安くなるかいろいろ変化があつ
たわけです。あつたけれども、その間を通じてこ
の思いやり予算の在日米軍の労務費の日本負担と
いふものは、年々その間一貫して増加してきた、
こういう経過がありますが、私は、円高といふこ
とがそれだけ重要な今度の特別協定の制定の前提
とすれば、逆に今度は円安になれば、円とドルの
関係に変動が生ずれば、この特別協定といふもの

は必要がなくなるんじゃないのか、思いやり予算
といふものはそれだけ必要がなくなるんじゃない
のか、こんなことも裏返しをすれば考えられるわ
けであります、そういう点はどうなんですか。

○藤井(宏)政府委員 五十三年、五十四年当時は、
委員御指摘のように円高の現象もございました。
それからオイルショックの物価高騰等いろいろ
な情勢があつたわけでございます。その後、その
時点に比べますと若干円安になりましたけれど
も、在日米軍駐留軍経費という面で考えますと、
いろいろ計算してみましても、いわゆる円安メ
リット、五十三年、五十四年のころから比較して
の円安メリットといふものはそれほど大きくない
といふふうな計算されるわけでございまして、今
後の問題といたしまして、将来事態が変わって円
安になってきたらどうかという御指摘でございま
すけれども、将来の問題といたしまして、そうい
うことがあれば当然その時点でいろいろ考えてい
くといふことでございすけれども、現在の経済
情勢、それから雇用の安定といふ見地等考えまし
て五年間といふことで一応こういう暫定的、一時
的な措置をとるといふことでございす。

ただ、もちろん将来非常に急激な変化というも
のが、これは全く仮定の議論でございすけれど
も、もしありますとすれば、その時点でまたいろ
いろ考えることになると思ひますけれども、い
れにしましても、我々といつたしましては現在の経
済情勢とか雇用の安定といふ見地から見まして五
年間の暫定的な一時的な措置をとるといふことが
一番適切ではないかといふふうな判断した次第で
ございす。

○高沢委員 今の御答では、円ドル情勢の変化
によつてはこういうこともまた見直すこともあ
る、こういうことで、それはそれとしてお聞きし
て、ただ、今度は五年の有効期間ですね、この五
年の有効期間を過ぎてなお円ドル状態が今のよう
な状態が続けば、五年の後もまたこれが継続され
るといふことになるのかどうか、その辺の見通し

はどうですか。

○藤井(宏)政府委員 何度も同じ言葉を使つて恐縮でございますけれども、今回の措置は、最近の経済情勢の変動にかんがみまして暫定的、一時的な特例的な措置ということでございまして、その変動の様子、それから雇用の安定ということを考へまして、余り短期であり過ぎても雇用の安定に資さないわけでございますので五年ということに限つてお願い申し上げているわけでございまして、したがつて、その後一体どうなるだろうかという点、一つ明瞭なことは、この特例の条約は廃止になるわけでございまして、そこには、残るものは二十四条一項ということでございまして、その後どうなるかということにつきましてはこの段階では何とも申し上げられない。いずれにしましても、この条約はなくなるということは明確であるということでございます。

○高沢委員 この協定の第一条では、在日米軍の労働者に対する「手当の支払に要する経費の一部」その「一部」というのは「当該経費の二分の一に相当する金額を限度として負担する。」という表現になっております。これはその言葉どおり読めば二分の一というものが上限であるということ、二分の一以下も当然あり得るというふうになるわけですが、ことしの百六十五億という負担はアメリカ側の負担との比率においてどのくらいの比率になっているのか、二分の一であるのかどうか、その辺はいかがですか。

○中央政府委員 ことしの場合についてお答え申し上げますと、対象となる諸手当の合計額が四百七億ということでございます。そのうちの百六十五億を私どもの方が持つということ、予算でお願いを申し上げておりますが、割りますと四〇％程度ということでございます。

○高沢委員 六対四というふうなことだとどういふこととばかりですか。

ただ、その場合、もう一つお聞きしたいことは、円ドルの関係は日々動いております。そのどの時点をとつたらということがこの場合関係して

くると思いますが、今言われた六対四というような比率がそういう変化によって動き得るといふことなのか、ある時点でどうアメリカは六割、日本は四割、こう決めて、その後仮に動いたにしてもそれは、アメリカ側はそれだけドル支出をどうするか、響いてくるということになると思ひますが、そういうふうな、一応ことしの場合には六対四の比率でいくとらえていいのかわか。これはいかがですか。

○中央政府委員 日本人従業員に支払うお金はちろんのことでございまして、円建てでお払いをするわけでございまして、したがつて、総体マクロの話で先ほど申し上げましたが、四百七億円の対して百六十五億円というのは、ドルと円との為替レートが変わつても、円建てベースですから、その比率は総体マクロとしては変わらないわけでございます。

この協定が発効した後に、具体的にそれをどういふふうな毎月毎月の支払いベースとして日本側と米側が分け持つていくかということにつきましては、これは実施過程というか実施細目でございますので、そこところは事務的にやりやうい方法、わかりやうい方法を選択してやういことと考えておりますが、総体金額として今年度四対六というふうなことは変わりがないと思ひます。

○高沢委員 もう一度念を押しますが、今の御説明では総額四百七億、そのうち日本側は百六十五億、これを引き算すれば、アメリカ側は百六十五億、これはもうことしはこれなんだから、ただ、二百四十二億という円ベースになるために、今の円ドルの動きによつてはアメリカ側の出すドルは場合によればふやさないかぬとか、場合によれば減るとか、そういう変動はあるんだ。しかし円建てでアメリカの二百四十二億は、これはことしはこれで決まりです、こう見ていいのですか。

○中央政府委員 考え方としてはそのとおりでございます。

したがつて、予算で決めたときの為替レートが、一ドル百六十円何がしかだったかと思ひますが、現在のようにならぬ程度ということになりますと、この決め方自体、ドルベースでいくとアメリカの負担額はそのときよりは非常に多くなつていくということになるかと思ひます。そのときに考えたよりもそれだけアメリカ側としては負担額が多くなるという意味でつらくなるという情勢ができていくわけでございます。

○高沢委員 この第一条には、こちらが負担する各諸手当が(a)、(b)、(c)と列記されております。この諸手当の中で、今度の特別協定ができる以前からずっと負担してきたものは一体この中のどの手当に該当するものであつたのか。それはどうなんでしょうか。どういふ手当を今まで負担してきたのか。これはどうですか。

○中央政府委員 今回の対象となる手当につきましては、従前から日本側が負担してきたものについては除くということになっているわけでございます。ただ、それは申ししても、例えば退職手当については、従前ですと、国家公務員のベースを上回るものについては日本側が持つてきております。でございますから、退職手当については、総額払う中から従前日本側が持つていた分は日本側が持ちます。残りの分といたしましては、その残りの分の二分の一を限度としてこつちが持ちましよう、こういう考え方でございまして。

○高沢委員 そうすると、こういうことですね。従来思いやり予算で持つてきたものはそれはそれでやる。そして(a)、(b)、(c)の諸手当の必要額の二分の一を限度とするものを百六十五億で今度は新たに持つ。こう理解していいわけですか。

○中央政府委員 そのようにお考えいただいて結構かと思ひます。

こちら側の持ち分、アメリカ側の持ち分、この辺の関係はどういふふうになるわけですか。

○中央政府委員 基本給の部分についてはアメリカが従前どおり持つ、こういうことでございます。

○高沢委員 この思いやり予算というものは、もう一度話が戻りますけれども、要するに地位協定によつて本来アメリカが持つべきものを日本側が思いやりで肩がわりして負担をしてきておるということであつて、今度はそれが特別協定というはつきりした形をとるようになった、こういうことかと思ひます。

この思いやりというものの大前提が、さつき言つた地位協定二十四条の日本の負担の区分が決められていくわけであつて、その点で実際上今までは解釈によつてやつてきたけれども、あの負担区分の非常にあまい性というか本来アメリカが持つもの、日本が持つもの、その区別が何となくあまいになってきています。そしてこつち側の負担がふえてくるというふうなことがずっと続いてきた。しかし労務費については、今度はこういう特別協定を結んだということではないかと思ひます。

○藤井(宏)政府委員 労務費の話と施設整備の話と二つあるかと思ひますけれども、労務費の話については、先ほど申し述べておられますように、五十三年におきましては労働力を使用するのに直

接必要な経費とみなされる経費、それがアメリカが負担すべき経費であるということ、それでない経費、すなわち法定福利、任意福利費などは日本が負担した。さらに直接必要な経費であつてもすべてアメリカが負担しなければいけないということではないということ、昭和五十四年からは我が国の国家公務員の水準を超える分については我が国が負担してきたということ、それ以上は地位協定の解釈上は不可能であるという立場を明確に示してきているわけでありまして、今回は先ほど来申し上げました事情によつて、特例、一時的な暫定的な措置として新たな御負担を国会にお願いしているわけでございます。したがって、日本が負担すべきもの、アメリカが負担すべきもの、これは極めて明確であると存する次第でございます。

それから施設整備の方につきましては、これは全く別個な問題でございますけれども、地位協定二十四条の二項におきまして、すべての施設、区域をこの協定の存続期間中合衆国に負担をかけることで提供することが日本国の義務として掲げられておるわけでございます。

他方アメリカは、地位協定三条によつてみずからの施設、区域内における一定の管理権を有しておるといふことで、どのような施設整備を日本として提供するか。一般的な義務は日本としてあるわけでございますけれども、その中身については随時アメリカと日本の間の話し合いによつてこれを実施してきておるといふことで、日本の方針といたしましては、アメリカの在日米軍の安条約遂行上の目的、それから日本の財政上の事由、それからその施設の与える経済的社会的影響等を全般的に勘案いたしまして米軍と話をしてきていふということでございます。

○高沢委員 それでは外務大臣がお見えになりましたから、ここで私、岡田委員に交代いたしました。その後河上委員が質問されて、その後続いてまた私が質問を継続したいと思ひます。ここで交代いたします。

○山口委員長 次に、岡田利春君。

○岡田(利)委員 外務大臣、御苦労さまです。本来ならば、第百八回国会における外交演説について御質問いたしたいのでありますが、条約案件の審議の時間が詰まっておりますので、きょうは日ソ文化協定に限って御質問いたしたいと存じます。

日ソ関係は、近年、いろいろな障害がありますけれども、昨年の外相会議の成果の上に前進しつつあると思はれます。しかし、長い歴史の中では憂慮すべき問題もまた数多くございまして。特に文化交流関係につきましては、一九七二年、七三年の署名の交換公文に基づいて、この交流が実施されてまいりました。日ソ共同宣言ができたのは五六年でございますが、約三十一年間の歴史があるわけでありまして、約

そこで、まず第一に、日ソ間のこれまでの文化交流について我が国としてはその実績をどのように評価しているのか、この点について率直な御説明をお願いしたいと思ひます。

○倉成国務大臣 御質問にお答えする前に、お許しを得まして一言申し上げたいことがござい

国会のお許しを得まして、九日より十五日までパリに赴き、国際エネルギー機関、IEA及び経済協力開発機構、OECDの閣僚理事会に出席をいたしました。また、フランスを初めとする先進諸国の主要閣僚との会談を行いました。

我が国の対外経済関係にとり極めて難しい時期ではあります。世界経済の活性化のための政策を協定を確保するなど所期の目的を達することができたと考えますので、この機会をおかりいたしまして外務委員会の皆様の御理解、御協力に感謝申し上げます。一言御報告申し上げる次第でございます。

ただいま日ソ間の文化交流について、一九七二年、七三年の取り決めに基づきまして政府レベルで学者、研究者等の交換、公の刊行物の配布、交換等が行われるようになりまして、また、八五年

夏から、上記取り決めに係る包括的な文化協定を締結するための交渉を行ったところ、昨年五月三十一日、安倍外務大臣(当時)とシェワルナゼ外務大臣との間で署名が行われたところでござい

この点につきましては、日ソ間の政治、経済の交流ももちろん大事でございますけれども、何と申しましてもその基礎となる文化の交流をもっと活発に行うということが二国間において非常に大切なことと考えておる次第でございます。従来も行ってまいりましたが、ソ連から国立の交響楽団が参りましたり、あるいはモスクワのバレエ団が参りましたり、美術展が行われたりするようになりましたけれども、これをもちと拡大均衡する、相互主義と拡大均衡という二つのキーワードで示すことができると思つておる次第でございます。

ことしの六月から、レニングラード、モスクワ、トビリシで歌舞伎が約一カ月間公演をいたすことになり、羽左衛門以下歌舞伎の主なメンバーが行かれることになって、ソ連側も大変期待しているところでございます。したがって、芸術、文化というのは国境を越えて通用するものでござい

ますから、相互主義、拡大均衡という方針に基づいてさらに日ソ間の文化交流を深めてまいりたいと考えておる次第でございます。

○岡田(利)委員 本協定の締結の意義の中に、「ソ連の体制から発生する種々の制約要因が存在しているため」、「この説明が付されておるわけでありまして、ソ連の体制から発生する種々の制約要因」というのは具体的にどういふものが存在していたのか、この点を御説明願ひたいと思ひます。

○田島説明員 お答え申し上げます。一般的に申しますと、開放社会たる我が国においてはソ連人が自由に文化交流活動を行うことができるのに対して、我が国の国民がソ連において文化交流を行う場合にはソ連の社会体制に派生するもろもろの制約要因が存在しており、結果として両国の文化交流が不均衡になりやすいとい

う状況になっております。

御質問の制約要因といたしましては、例えばソ連におきまして、展示会あるいは演奏会等を行います場合、その支払いにつきましては一般的に外貨と交換することのできないルーブル貨でなされることもございますので、その結果として不均衡が生ずる、つまり公演等そういった催し物が行いにくいという状況が生じております。それから、図書館あるいは博物館、公文書館等の文化的な施設の利用あるいは報道関係者の取材活動等につきましても、我が国に比べてソ連においてはいろいろの制約、つまり許可の取得に時間がかかる、あるいはいろいろの制限が設けられているという状況がございまして、そういった要因が制約要因として挙げられると存じます。

○岡田(利)委員 そういふ制約条件もあるわけでありまして、不均衡の状態に今日ある。いわば相互主義の拡大均衡の状態ではなくして不均衡状態を推移してきた、このように説明されておるわけでありまして、しかし、我が国とソ連の関係のみならず、我が国と欧米諸国との間においてもこの文化交流については、我が国の文化交流が少なく不均衡な状態にあるというのが実態ではなからうか。それが特にソ連において落ち込みがある。ソ連の方は芸術関係、文化関係についても大変積極的な交流を希望しておりますから、私はそういうところにも要因があるのではないかと申すのでありますけれども、この点、いかがでしょうか。

○倉成国務大臣 ソ連にも非常にすぐれた音楽家あるいは美術、そういう芸術というものがございまして、ソ連から日本への交流というのは非常に多いわけでございますが、日本からソ連に対する発信と申しますか、そういうものが比較的少なかったというところは御指摘のとおりでございます。この際ひとつ、歌舞伎の公演は一つの例でございますけれども、さらに八月にはモスクワで現代ポスター展を開く、また本年七月にはモスクワで日本庭園がオープンするということも今計画

されておるわけでございまして、やはり相互主義、拡大均衡ということで順次文化交流の幅を広げていきたいと存じておる次第でございます。

〔委員長退席、浦野委員長代理着席〕

○岡田(利)委員 この協定の中には、日ソ文化交流委員会が設置される。このように定められておるわけであります。この十九条で定められておるわけであります。そして東京で批准文書の交換が行われる。これは二十一一条に書かれてあるわけであります。したがって、日ソ文化交流委員会が設置されるわけでありませうけれども、そういったしますと、この委員会の運営ということが問題になってまいります。この委員会の運営は、協定を実施するために二年間の計画を作成する、こう述べられておるわけでありませう。

そこで第一点は、この二年間の計画の作成ということ、やはり二年間のスパンで計画的に文化交流の計画を協定するわけでしょうから、従来の姿勢から一歩踏み出す積極的な姿勢というのが望まれるのではないかと存じておるわけであります。したがって、この文化交流委員会の運営に関する政府のこれからの姿勢について御説明願いたいというのが第一点。

第二点は、民間レベルの団体や個人の交流も今日まで相当活発に行われておるわけでありませうから、計画外の文化交流については、さらにこの協定を契機にして拡大していくものと私は理解するわけでありますけれども、そういう点についても政府の見通しについてお伺いをいたしておきたいと思っております。

○田島説明員 お答え申し上げます。

御質問の第十九条の日ソ文化交流委員会でございますが、これは本協定に規定されております各種交流の実施を確保いたし、両国間の文化交流の促進を図ることを目的として設置されるものでございまして、したがって、その委員会におきまして具体的な文化交流を進めるためのいろいろな協議を行うことになっておりますが、この委員会は少なくとも二年に一回開催いたすことになって

おります。そしてその委員会におきまして、先生も言及なさいました計画が作成されるわけでございませうけれども、この計画の作成につきましては、この協定の趣旨でございます相互主義の原則に基づきまして拡大均衡の方向に文化交流を導くという観点から積極的な計画をつくってまいるように考え所存でございます。特に、その相互主義の原則、それから拡大均衡、これはこの計画の作成の際にこれらの原則が反映されるということが極めて重要でありますので、そういった点を十分念頭に置きまして諸計画に盛り込みたいというふうに考えております。

それから、御質問の第二点でございます計画に含まれない文化交流につきましては、これは民間のものも含めまして、第十九条第四項に、この二年間の計画の作成は同計画に含まれない文化、教育及び学術の分野の交流を妨げるものではないというふうに規定してございます。それから、この協定は、政府及び民間で実施される各種交流が円滑に行われ、それが拡大するように各種の措置や便宜の供与を図るという規定も有しております。したがって、計画に含まれない文化交流につきましても、政府レベル、民間レベルを問わず、できる限り発展させていこうというふうに考えております。

○岡田(利)委員 本協定の効力期間は、第二十二条で六年間と定められているわけですが、この六年間という意味は、二年間の実施計画をつくる、したがって三回つくるとこれは六年間になるわけですね。したがって六年にしたのではないかなと思っております。五年とか十年とかいろいろありますけれども、特に六年にしたのは今言ったような理由からかというのが第一点であります。なお、この際お聞きいたしておきたいのは、日ソ間において国会承認のいわば条約案件あるいはまた行政取り決めの協定、こういうものが数多くあると思っております。この際、総括的に今日までの日ソ間の国会承認条約と行政取り決めの協

定についてはどういう締結の状況にあるか、御説明願いたいと思っております。

○柳井政府委員 お答え申し上げます。

二点、お尋ねの点があったと思っておりますが、第一点、本協定の期限を六年とした理由いかんという点でございますが、先ほど先生が御指摘になりましたとおりでございます。

若干敷衍して申し上げますと、我が国が戦後締結いたしました文化協定が二十四本ございまして、このうちの大部分のもの、すなわち二十一本の文化協定につきましては五年の有効期限となっておりますわけでございます。いわば五年というのが、結果的ではございますけれども一種の標準的な長さということになっておるわけでございませうけれども、まさしく先ほど先生御指摘になりましたとおり、本協定の場合には二年間ごとの計画を作成するというところで、まあ偶数の方が便宜であろうということとで六年間としたわけでございませう。

それから、お尋ねの第二点でございますけれども、日ソ間におけるいわゆる国会承認条約及び行政取り決めの点になっておるかという点で、現効力を有しております日ソ間の、私どもの言葉で国際約束というふうにごく括して申し上げますが、日ソ間で有効な国際約束の全体の数は三十二本でございます。この内訳を申し上げますと、国会承認条約が九本ございまして、それから、法令の範囲内で政府の締結いたしましたいわゆる行政取り決りが二十三本ございまして、合わせて三十二本ということでございます。

ここでちょっとお断り申し上げたいのでございませうけれども、この数の中には、例えば航空協定の場合のように附属書を何度も修正した経緯のあるものがございますが、このような場合はあくまでも航空協定一本ということで勘定してございませう。

○岡田(利)委員 今日、日ソ両国で、ソ連側から

あるいはまた日本側から締結を希望している条約や協定があると思うわけであります。もちろん我が国は日ソ平和条約の締結を希望しておるわけであります。この点について若干御説明願いたいと思っております。

○長谷川(和)政府委員 お答えいたします。

我が国としては、ソ連との間に真の相互理解に基づく安定的な関係を築くためにも、ぜひとも北方領土問題を解決して平和条約を締結することが対ソ外交の最重要懸案と考えておまして、この実現のために今後とも粘り強く交渉を継続していき所存でございます。

他方、ソ連側は、善隣協力条約あるいは長期経済協力条約等の締結を希望しておりますが、我が方としては、北方領土問題を解決してまず平和条約を結ぶことが先決である、このように考えております。

○岡田(利)委員 まあ極めてあっさりしておったわけですが、いろいろあるんだと思うのですが、これは省いておきたいと思っております。

そこで、今年、外務大臣の演説の中にも触れられておるゴルバチョフ書記長の訪日問題について若干聞きたいと思っております。

まず第一に、今日、ゴルバチョフ書記長の年内訪日というのは非常に難しくなっております。しかし外務省は、依然としてゴルバチョフ書記長の年内訪日ということに期待をかけておるようでありませう。しかし、この訪日を実現するためには、やはりその対応について十分考えて対応してまいらなければならぬのではないかと、こう思います。いわば、ことしソ連の革命七十周年記念を迎えるわけでありませうけれども、まだソ連の最高責任者が日本を訪日したということはないわけですね。戦前皇太子が一度訪れて大事件を起こしましたけれども、それだけに革命的な意思をウラジオストクで表明したわけですから、この実現のためには

我が国も環境と状況を整備する必要があると私は思うのです。その点について外務省の今日の対応について説明願いたいと思います。

○倉成国務大臣 ゴルバチョフ書記長の来日問題につきましては、しばしば本委員会でも申し上げましたとおり、ポールはソ連側にあるということをごさいます。私とシェワルナゼ会談の際には、米ソの交渉その他ということが一つの理由として日にちが確定できない、しかし、依然としてゴルバチョフ書記長は来日の希望を持っている、こういうことをごさいます。

その後、御案内のとおり米ソにおきます軍備管理交渉がジュネーブにおいて、あるいはその他の場所においていろいろやられておるわけですが、やはりこれらの状況というのがゴルバチョフ書記長の来日の問題を左右する要因の一つではないかと思っております。

それからもう一つは、我が国といたしましては、ただいま岡田委員お話しのように、ゴルバチョフ書記長の来日というのは画期的なことをごさいますから、ゴルバチョフ書記長が御来日されるならこれを歴史的な意味のあるものにしたという考えを持っておるわけをごさいます。同書記長が来日される際には、領土問題解決に向けての積極的な措置がとられることが重要であると考えておるわけをごさいます。これは両院におきましても御議決を賜った次第をごさいます。

これらのことを踏まえまして、ゴルバチョフ書記長の御来日の日が一日も早いことを期待いたしておる次第をごさいます。

○岡田(利)委員 外務省として、ソ連の最高指導者であるゴルバチョフ書記長のいわゆる物事の考え方、あるいはまた一連の政治行動、言うなれば国際情勢の認識についてどう受けとめておるかということ是非常重要的である、こう思うのであります。したがって、積極的な外交を今ソ連側も展開いたしたわけでありまして、これまでの経過からかんがみて、ゴルバチョフ書記長の政策とその行動から、同書記長の国際情勢の認識はどうい

う認識が基本であるか、そういう点について外務省はどう受けとめられておるか、この機会に御説明願いたいと思っております。

○長谷川(和)政府委員 委員御指摘のように、ゴルバチョフ書記長は就任以来非常に積極的に活動しておられます。ただ、ソ連の外交政策を評価するに際しましては、実際に言葉という点もあるかと思っております。どういふ具体的な行動をとるかということをお判断していくことが必要ではないかと考えております。

例えば、昨年七月にゴルバチョフ書記長はウラジオで演説をされたわけなんです。その中で、ソ連がアジアの平和と安定を望む、そういうことを言っておるわけですが、その反面、北方領土を現在も不法占拠している、あるいはそこにおいて軍備増強しているあるいは太平洋艦隊を増強している、こういった地域に不安を与えているような諸問題が現在ございます。こういったことをソ連がまず行動でもって是正することが重要でなからうかと思っております。

ただ、我が方としては、今後ともソ連の具体的な行動を、こういった宣明だとか言葉だとか、あるいは行動、こういったものを総合的に勘案して、ソ連の真意を判断して対応していきたいと考えております。

○岡田(利)委員 今の質問は、本当は外務大臣から答弁を聞きたかったわけですが、まあいいでしょう。

抽象的に述べられましたけれども、ゴルバチョフ書記長の国際情勢の認識の基本となるものは、核戦争には勝利者はない、そういうことで、したことが前提にしながら今日外交政策を展開していることだけにははつきりしているのではないかと、私はこう思うのであります。そして、今国内改革が進められて体制の民主化、経済の活性化、こういう国内改革と外交政策が連動しているということも事実ではないか、私はかように受けとめておるわけでありまして。

また、最近モスクワを訪れたフランスのシラク首相のゴルバチョフ書記長との会談では、INFの交渉では平行線でありましたけれども、その会談の後、ゴルバチョフ書記長は十分納得できる話ができる相手である、こう言い切っているわけですね。そして社会変革に取り組む強い意思を非常に強烈に印象づけられたということも同首相は述べられておるわけでありまして。したがって、内政の進みぐあいとソ連の外交というものを十分関連づけて見定めていく必要もあるのではないかと、私はこう思います。

そういう立場で、対ソ外交についてはいま一歩日本は日本の自主的な立場から展開をしたい、こういう姿勢がないとゴルバチョフ書記長の来日も難しくなるでしょうし、延びていくであります。うし、あるいはまた、かわりに外相定期協議がちょうど日本で今度はシェワルナゼ外相を迎えるの番である、こう言っても、定期協議自体もスムーズにいかないのではないかと、私はこう心配をいたしておるのであります。

そういう面でも、対ソ外交というのは領土問題を解決するためのアプローチについてまず考えなければいかぬのではないかと、領土問題を前面に出してのみ問題の打開を図るとしても、そういう条件にも、また環境にもない、私はこう思うのであります。この点についての見解をお聞きしたい。

○倉成国務大臣 一応長谷川欧軍局長からお話し申し上げましたけれども、ゴルバチョフ書記長に対する評価につきましては、御案内のとおりペレストロイカあるいはグラスノスチ、そういうことで新しい型のソ連の指導者であるということについては西欧の首脳の方々、また世界の首脳の方々の評価は一致しておると思っております。そしてまた、人間改造からひとつ始めていこうという非常に大きな計画をお持ちの方のごさいますし、また西洋型のいろいろなスタイルの外交姿勢というか、そういう従来からなかったソ連の指導者である、しかも年が若い、こういう意味については、

新しい型の指導者であるということにつきましても、どなたがどう言ったかは差し控えますけれども、私もヨーロッパに参りますとそれぞれその国の最高の指導者とお目にかかったりあるいは外務大臣とお目にかかったりいろいろいたします機会に伺っている次第でございます。

しかし、先ほどの話もございましたように、問題はやはりこれが具体的にどういふ政策としてあらわれてくるかということが、我々にとって一番の関心事でございます。ウラジオストク演説について、アジア・太平洋国家としてのソ連の位置づけということになりました。やはり極東ソ連軍の増強というようにござりますと我々としては関心を持たざるを得ないということにもなりますから、ゴルバチョフ書記長という新しい指導者を迎えたソビエトが、国内改革に、また対外の外交政策にどういふ対応を示していくかということをおひとつ真剣に、冷静に見詰めるながらこれに対応していくことが大切ではないかと思っておるわけでございます。

なお、定期外相会議の点にお触れになりましたけれども、ゴルバチョフ書記長の御来日を要請したのは、御案内のとおり日ソ間の本當の基本的な、歴史的な意味を持つものにしたという我々の念願でございますので、今回、安倍外相とシェワルナゼ外相との間で合意された外相会議は、これはまた関連がないと言え別でございますけれども、それはそれ、これはこれということで割り切って今後取り扱っていききたい。双方の都合のよい時期に定期会合を行いたいと考えておる次第でございます。

○岡田(利)委員 きのう我が国の日ソ議連の櫻内会長を長とする代表団がモスクワを訪れております。今後また人的往来も活発化すると思っております。今後またソ連側から今日閣僚に対して招待が来ておると思うのです。この点については明らかにできません。

○長谷川(和)政府委員 現在、ソ連政府からは加藤農水大臣、斎藤厚生大臣、三ツ林科技庁長官、

塩川文部大臣に対して御招待が参っております。
○岡田(利)委員 各閣僚に対する招待については、加藤農水大臣は近く行く日程が決まっているようであり、他は三大臣については、伝えられるところによれば外務省としてこの招待にはむしろ消極的である、こう言われておられるのでありますけれども、消極的でありませうか、積極的でありませうか、いかがでありますか。

○倉成國務大臣 積極的か消極的かというお尋ねになりますと、ニュートラルとお答えする以外にないわけですが、御案内のとおり、農水大臣は漁業交渉という問題を控えておられますから、これはまあ専門の農林水産大臣が参りまして交渉することは当然のことではないかと思つておられます。

一方、今お話がございました厚生大臣とか科学技術庁長官あるいは文部大臣というのはどういふ内容のものかというように、閣僚が行つた話をすればいいというものではなくて、少なくとも日本の閣僚が参りましてお話をすると、少なくて話をするというところが大切でございますから、ソ連側の意向も十分考慮に入れながら慎重に検討したいということでございます、決して今イエスともノーとも我々が意見を申している次第ではございません。

○岡田(利)委員 厚生大臣は、チエルノブイリの原発の災害について日本側からも大変援助を受けた、こういう意味も含まれておるでしょうし、三ツ林科学技術庁長官の場合には、昨年九月に久しぶりで科学技術委員会が開かれて、マルチュク副首相が相手側の議長でありますけれども、招待をした。それから塩川文部大臣の場合には、文化交流協定が批准されるという状況の中でヤゴジン高等・中等専門教育相が招待をした。極めて率直な流れじゃないか、こう私は思っております。言ふなれば、会う機会を通じて積極的にソ連側との間に接触をしていくということが必要ではないのか。何か最近のコムの問題で先端技術やパイオ

マスやあるいはそういうものがこれらの訪ソによつて糸口がつけられるとか何とかかんとかというややこしいこともさやかれておるようでありませうけれども、少なくとも責任者、大臣が訪ソをするということはそういう次元とは問題が別ではなからうかと私は思うのであります。これは私の意見だけをここで申し上げておきたい、かように思ひます。

そこで時間ありませんから率直にお聞きしますけれども、我が国の対ソ政策についての基本を先ほど述べられました。そこで、これに関連をして、第一点として対ソ連の脅威性の問題について、アメリカのソ連脅威と日本のソ連脅威ということ、国防白書においてもソ連脅威論というのを唱えておるのでありますけれども、一体同質のものなのか、それとも違いがあるのか。違いがあればどこが違うのか。第一点、この点を御説明願ひたいということでありませう。

第二点は、北方領土の返還、これも時間があればいずれ詳しくもう一度おさらいでやりたいと思つておるのでありますけれども、きょうは時間があります。北方領土の返還等、我々はそれがまず糸口である、日ソ関係の平和的な安定的な関係を築く前提条件である、こう日本側は言つておるのでありますから、そうすると、北方領土が返還されることになれば日米安保条約は当然根本的に見直しをされる、こういうことになるのか。そういう点について説明を願ひたいというのが第二点。

第三点は、末次さん、民間の団長で今ソ連側を訪れているのですか、いろいろと交流をされておられますけれども、その場合、北方領土の軍事基地の撤去について提案をしよう、こういう打ち合わせでおられるようであります。

これらもしばしば国会で問題になりましたが、北方領土の軍事基地の撤去、非軍事化すること、これを我が国が要求するという意味は、北方領土の返還に当たっては、返還される北方領土について当然我が国も非武装地帯にする、こういうよう

なものがあると言つておられるのか、この点もひとつはつきり説明願ひたいと思つておられます。そして第四点目には、我々もソ連側を訪れていろいろ話をするのでありますけれども、西諸国の場合と日本の場合を比べてみると、今日の国際情勢の中で、どちらかというところ、今日の方少し軽く見られておられるのではないかと感じがするわけでありませう。

一体なぜ軽く見られておられるのであらうか、こう思うと、日本と話をしても、日本はいわば米ソ関係の脈絡の中にきちつとはまわつていて一歩も出ていない、だから米ソ関係が改善されていくと日ソ関係というものはおのずから改善されていく、こういうような物事の考え方がそういう印象を私に与えるのではないのか、こんな感じがしてならないわけでありませう。

そういう意味で、日ソ外交というものは、例えば米ソ首脳会談というものが—今INF交渉で、ダブル・ゼロ・オプションの問題でいろいろ欧州では問題ありますけれども、アメリカはアメリカの態度を決めておられるわけですから、イギリスはこれを支持するという態度を決めて、フランスはこれに対して平行線の状態にある、いろいろそういう状況もあるものでありますけれども、この状況は前進していくでしょう、米ソの関係で一応の合意点に達しているものでありますから、そしてアメリカ側の動きから見ても年内に米ソ首脳会談が行われる可能性はなしとはいへない、むしろあり得るのではないか、こう積極的に情勢をとらえるべきだ、私はそう思うのであります。そういう状況の中でゴルバチョフ書記長の来日の問題、定期外相協議の問題、いろいろあるわけでありませうけれども、そういう意味でいま一步ダイナミックな対ソ外交というものを展開すべきではないのか、こう思うのでありますけれども、この点についての御説明を願ひたいと思ひます。

○長谷川(和)政府委員 ただいま御質問いただきました事項につきましてお返事をさせていただきます。

まず対ソの脅威でございますが、近年極東ソ連軍の武力が相当増強されておりました、ソ連軍全体の四分の一から三分の一が極東太平洋地域に配備される、こういうような非常に顕著な状況でございます。また北方領土における軍備の強化もその一環と見られまして、その行動も活発化しております。このような客観的事実に基づきまして、政府としてはこういつたソ連軍の動向を潜在的脅威の増大と判断している次第でございます。ただ米国の対ソ認識につきましては、これは第三国の問題でもあり、云々することは差し控えたいと存じますが、極東のソ連軍の増強、こういつた基本的な問題につきましては日米間に大きな認識の違いはない、そう考へておられます。

それから、北方領土の返還が実現する場合には日米安保条約が見直されてしかるべし、そういう御質問がございましたが、北方領土問題は、委員御承知のように我が国固有の領土である北方四島をソ連が不法に占拠しているという事実に基づく戦後処理の問題でございます。この問題の解決を我が国の安全保障及び極東の平和と安全を目的として我が国の主権に基づいて締結された日米安保条約と結びつけて考へることは適当ではないんじやないかと考へる次第でございます。

いずれにせよ、日米安保条約を含む我が国と米国の友好関係はアジアにおける国際政治の基本的な枠組みの重要な要素として、単に日本の安全保障のみならずアジア、ひいては世界の平和と安定の維持に寄与しており、政府としてはこのような観点から今後とも日米安保条約を堅持していく所存でございます。

それから、北方領土における軍事基地の撤去あるいは北方領土が返還されれば非武装化する意向があるか、このような趣旨の御質問であったと記憶いたしますが、ソ連は、委員本当に御高承とおりの歴史的にも法的にも我が国固有の領土である北方領土を現在不法に占拠しております、また、ただいま申しましたように北方領土に軍事施設を強化しております。我が国が北方領土の返還要求

とともにこの軍事施設の撤去を要求していることは当然のこととございまして、このことと北方領土の返還後のあり方、これは直接関係がないと考えております。

それから、米ソ関係において西欧諸国に比べて日本の位置づけでございますが、米ソ関係を中心とする東西関係の対処におきましては、日米の同盟関係を枠組みとする我が国の立場、すなわち自由と民主主義を共有する西側の一員としての立場を踏まえて対処しております。今後ともこのように対処する所存でございます。日本の場合には、やはり基本問題たる領土問題がソ連との間にあるということが対ソ政策の基本を律してございまして、いずれにしろ我が国のこういった長期的な国益を踏まえて今後とも対ソ外交を展開していく所存でございます。

ゴルバチョフ書記長の来日につきましては、先ほど大臣が詳しく御答弁なさいましたとおりでございます。

○倉成国務大臣 局長の答弁に尽きるわけでございますけれども、御案内のとおりフランスはNATOに入っております。それからまた、フランス、イギリスは御案内のとおりみずから核兵器を持っておるわけでございます。そういう立場の国々と、日米安保条約、核を持たない、そして大規模なそういう大きな脅威に対しては日米安保条約に頼っている日本の立場というのをおのずからまた違うのではないかと。またドイツの場合は、御案内のとおり東西ドイツがもし戦場になるということになれば本当に大変なことになるといふ危機感を東西ドイツとも持つておるわけでござい

ません。また、日本が独自に何かひとり歩きをしたら、それでは日本が重んじられるかという点、私はそういう考え方は非現実的であると考える次第でございます。

○岡田(利)委員 時間が来ました。時間がありませんからまた後日に譲りますけれども、しかしソ連側も、例えばウラジオストク演説でゴルバチョフ書記長の声明がありましたように、このウラジオストクすらもかつては極東最大の軍事基地で一步も外国人は入れない、こういう地域であったのでありますが、昨年は北海道の道会議員の代表団がウラジオストクを訪れておりますし、また、この五月には日本の見本市がウラジオストクで開催される。このウラジオストクについてはさらに開放が進んでいくことは間違いない事実であるかと思っております。そういう変化に我が国がどう対応していくか、その間で日ソの関係をどう改善していくか、ここに日ソ関係の外交のこれからの展開の重要課題が含まれている、こう思うのであります。

そういう意味で、またいずれ御質問する時間もあるかと思っておりますので、今やはり我が国の最大の課題は対ソ外交をどう調整するかということでありまして、せっかくなの御精進のほどを期待を申し上げまして、質問を終わります。ありがとうございます。

○浦野委員長代理 次に、河上民雄君。

○河上委員 私は、ただいま提案されております原子力事故の早期通報に関する条約と原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約、この二条約につきまして御質問を外務大臣並びに関係の担当者の皆さんにいたしたいと思

ま。既に私どもには、両条約に関しまして、これが作成される過程につきまして資料をちょうだいいたしているわけでございまして、IAEAですかが中心で作成に当たったことも承知いたしているわけでございますが、しかし何といいたしても、昨年の東京サミットの声明にもありますように、

ソ連のチェルノブイリ原子力発電所四号機が昨年四月二十六日、かつてない大事故を発生したというところが一つのきっかけになっていることは明らかであるかと思っております。

そこで、この両条約についていろいろお尋ねするに当たりました。最初にも、チェルノブイリ事故による被害状況というものは、つまりこの事故により放出された放射能あるいはこれによる被害の実態について政府はどのように把握しておられるか、伺いたい。

○遺藤政府委員 お答え申し上げます。

まず、ソ連の被害状況でございますけれども、最初に人的被害の方では、放射能被曝者が二百三十七人と報告されております。そのうち二十九人が急性放射線障害で死亡しております。それから、あと二人もございまして、爆発直後にやけどで死亡した方が二人ということで、死亡者は合計三十一人になっております。それから先ほどの二百三十七人の中の内数でございますけれども、十三人が重度障害者になっております。これはことしの一月二十日にソ連の医療調査団が日本に参りました際の日本の記者会見の発表でございまして、それからあわせてことしの四月のIAEAのレポートにも同様の数字が挙げられております。

それから二番目に、放射能の汚染でございますけれども、発電所の周辺約千平方キロメートル、一辺が約三十キロメートルということで、その約一千平方キロメートルが汚染されまして、事故により直接的な損害は約二十億ルーブル、日本円で約四千二百億円と発表されております。この数字は昨年の七月のソ連共産党中央委員会の政治局の特別会議の発表でございます。

ソ連に関しまして被害状況は以上でございます。○河上委員 もう大臣も御承知のとおり、これは四月二十六日に発生いたしました事故であります。直ちにスウェーデンでこれが探知されまして、さらに四月二十九日、西ドイツにこれが波及をいたしておるわけでございます。この周辺各国にお

ける被害状況はどうでございますか。

○遺藤政府委員 ヨーロッパ諸国の放射能による影響でございますけれども、先生今御指摘のとおり、四月二十八日に初めてスウェーデンで検出されて以来、北欧、それからポーランド等の近隣諸国からほぼ欧州全域に拡散し、さらにジェット気流に乗りまして放射能物質は五月三日には日本に、それから五月五日にはアメリカに到達しております。

簡単にその概況を御説明申し上げますと、まず食料品などの汚染がございまして、ヨーロッパ諸国のうち一部の国におきましては、食料品とか飲料水、それから牛乳等の摂取の制限とか、それから野菜、肉等の出荷制限あるいは牛の牧草供給及び放射制限がなされております。なお、アメリカにつきましては、放射能レベルはヨーロッパに比べて低く、食料品対策は行われておりません。

それから、住民の被曝状況でございますけれども、ヨーロッパ諸国の国民の被曝線量は、個人平均でございますけれども、年間に自然放射能から受ける被曝線量と同程度のものであつて、健康に特に影響を及ぼすものではないということ。これは九月の初めに行われましたOECD・NEAの放射線防護・保健委員会の報告でございます。

それから最後に、我が国に対する影響でございますけれども、先ほど申しましたように、事故によりまして放射性物質は我が国においても検出されております。観測体制が強化されたわけでございまして、放射能は幸いにして極めて低く、健康上支障を与えるようなレベルにはなかつたということでございます。それから、五月半ば以降は我が国でも放射能レベルが低下し始めまして、六月初めには放射能の調査体制は平常に戻すことが決められた次第でございます。これは昨年六月六日の放射能対策本部代表の会合の結果でございます。なお、我が国の国民で五月二日キエフ方面から帰国した四名から放射能の汚染が認められたわけでございますけれども、これは健康上影響を

与えるというものではなかったと承知しております。

最後に、輸入食料品でございますけれども、これは日本に對しまして昨年からの初めにかけて輸入されました食料品の一部から厚生省の基準を超えました放射能が検出されまして、これらにつきましては送り返す措置がとられております。

以上でございます。

○河上委員 今の被害状況というものは、ソ連の場合はソ連政府、それからヨーロッパの場合は、これはどこの報告を權威あるものとして受けとめておられるのでしょうか。

○遠藤政府委員 ヨーロッパの各国でとられた措置等々は、これはWHOの資料でございます。

○河上委員 私、ここに「チェルノブイリの雲の下で」という、ドイツ人の女性と結婚しておられる日本人の方の本を持っておるのですけれども、それによりますと、同じ西ドイツでもヘッセン州のごときは非常に早く危険を警告をいたしておりますが、例の核武装論者でありますシュトラウス氏の支配しておりますバイエルン州ではもう全く警告すら発しなかつたというようなことが指摘されておりました、すべてがかなり政治的に受け取られる危険というのが非常につきりいたしておると思つてございます。特に五月三日にはボンでライン川の花火大会がありまして、約三十万人の人出であつたのですが、そのときは西ドイツで初めて大きな雨が降りまして、これが放射能を含んでいたというので大変大きな騒ぎになりました、そのときにはこの花火大会に對して何の警告もなされなかつたというようなことが指摘されておるのでございます。

私は、こういう点から見まして、この被害状況の把握ということ、健康には支障がないというようなことで済ましてしまふ危険が非常に高いのでありますけれども、こうした問題につきましても、原発推進あるいはこれに對して非常に懸念を持つておられるかというようなことによりましてこの発表

の数字が随分変わってくる可能性が非常に高いのであります、その点について政府はどうお考えになりますか。

○遠藤政府委員 先生御指摘のように、被害状況というところがあるのじゃないかと思つた。しかしところがあるのじゃないかと思つた。したがって、私どもの今先生に御説明申し上げました資料というのは、WHOあるいは各国からの情報等々を総合したものでございますけれども、確かに御指摘のようにいろいろ難しいところがあると思つた。これらにつきましても、結局、IAEAなりなんの体制を強化していつて、それでモニタリングするというようなことが今後の対策、方法としては一番いいのではないかと思つております。

○河上委員 この問題については、きょうは時間が余りありませんので先に質問させていただきますけれども、これは非常に重要なことだと思つておられるか、私にはまず指摘しておきたいと思つておられるか。

今回のチェルノブイリの原発事故は、これはだれもがそうであると思つておられるけれども、我々が持つていた想定を根本から覆すような大きな事故でございます。このIAEAのプリックス事務局長が指摘されましたように、どこかの事故はみんなの事故、こういうふうな受けとめるべきではないかと思つておられるか。そういう点から、政府は今回のチェルノブイリ原発事故をどのよう

に受けとめ、この事故の教訓を我が国の原子力発電の安全性の向上にどのようになかしていかか、その点いかがお考えでいらつしやいますか。

○尾藤説明員 お答えいたします。

先生のお問ひの、今回の事故を我が国の原発の安全性にいかにか生かしていくか、あるいは教訓ととらえていくかということでございますが、現在この事故につきましても、事故の重大性にかんがみまして、原子力安全委員会のもとにソ連原子力発電所事故調査特別委員会というものを設置して調査検討を進めておるところでございます。

この調査特別委員会は、昨年九月、第一次報告書、すなわちこの事故につきましても詳細に検討した結果を中間報告として取りまとめております。それによりますと、今回事故を起こした原子炉は我が国の原子炉とは構造、特性が大きく異なっております。それから、ソ連の事故後の改善策にも示されておりましたが、原子炉停止系の機能などが十分ではなかつた、こういうふうな設計上の問題点が背景としてございます。それに、安全性が確認されていない実験、あるいは常識を逸するような規則違反等、人的要因が引き金として働いて今回の大事故が発生して甚大な被害をもたらしたというふうな判断しております。この考え方は、ソ連からの報告書あるいはIAEAにおける検討にも反映しておるといふふうに理解しております。したがつて、今回の事故の原因というのは我が国ではまず考えられたい事故であつたということにはほほ明らかになつたといふふうに判断しておる次第でございます。

しかしながら、こういうふうな事故というものを考えてみますと、我が国として直ちに何らかの措置を必要とするとは考えられない状況ではあるのですけれども、この委員会におきましては、引き続き我が国の原子力安全確保対策に反映すべき事項の有無ということについて、念には念を入れ検討しておると思つておられます。この二次報告書は現在作成中でございます。できるだけ早急に、できるならば月内ぐらいを目途に安全委員会に對して御報告をしていただけるものと思つておりました。今後そういう結果を踏まえて、一層我が国の原子力安全確保の対策のための充実に努めてまいりたいと思つておる次第でございます。

○山本説明員 実用原子力発電所を所管しております通産省として一言申し上げたいと思つた。

我が国の原子力発電所の安全につきましては、原子炉等規制法及び電気事業法に基づきまして、基本設計の段階から建設、運転の段階に至るまで安全審査、検査等を実施いたしまして厳重な安全規制を実施しておるわけでございます。また、五十四年三月に起きた米国のTMI事故につきましては、運転員の操作ミス、判断ミスが事故の大きな原因の一つでございましたが、これにつきましても、教訓をいたしまして人為ミス防止のための設備の改善、それから運転員の教育訓練の充実に、それから運転手順書の見直し等、運転管理体制の強化を図つてきたところでございまして、さらに安全性の確保に一層万全を期するために運転管理専門官を各発電所に常駐させ、運転状況につきましても常時監視を行つてきたところでございます。

チェルノブイリの事故につきましても先ほど安全調査室の方から御説明ございましたが、今回の事故を起こしましたのは日本の原子炉の構造とは異なるというふうなことでございまして、今回の事故は我が国の原子力発電所では考えられたい事故といふようなことでございまして、通産省といたしましては、今後とも原子力安全委員会、それから通産省におきまして調査、分析を実施し、学ぶべき点があれば教訓として反映していく所存でございます。

それからなお、通産省といたしましては、昨年八月、「原子力発電安全確保対策のより一層の充実について」、通称セイフティ21というものを決定いたしました。安全確保なくして原子力利用なしとの認識のもとに、従来からの安全確保対策を着実に実施してまいりまして、ともに安全性をさらに向上させる努力を継続していくこととしております。

○河上委員 今の御説明によりますと、チェルノブイリの原発は我が国と炉型が違うというか、タイプが違うから我が国の原発は安全だといふふうな聞こえるわけでございますが、八年前にアメリカのスリーマイル島の原発、そして去年のソ連の原発と、原発の技術においては世界最先端を行く二大核大国における事故が起きておるわけでございます。果たして日本だけが絶対例外であるといふふうな言い切れない。かつてソ連の原発に

ついで、社会主義国の原発は絶対間違いない、利潤追求の資本主義国の原発は危ない、こういうようなことを言う方もあったのですけれども、何か今の御議論を聞いてみるとその裏返しでして、ソ連だからこういうことが起きたんで、我が国では絶対起きない、こういうようなお話で、そういうことを余りいつまでも言っているというのは非常に私には間違っているか、こう思うのであります。

特に今回の事故につきましては、先ほどのブリックス事務局長も言っておりますように、ソ連で起きたことは、また日本、世界の問題であるというふうな受けとめるべきではないか。特に先ほど事故の被害状況についてのお話がありました、が、どうも一般市民に対する対策というのは、これから何か教訓がなければいけません。特に西ドイツその他では胎児と妊婦に対して一番大きな影響が起きているわけですから、そういう点についてはっきりとした被害状況を把握しておられないように思うのです。

現実には亡くなった方、これは大変残念なことでありまして、お気の毒でありますけれども、結局一時のことじゃなくて、一生ついて回る問題であるという意味からいまして、胎児と妊婦についてどういう影響があったかということについてももっと十分な調査をし、情報を得て、そしてそれに対応してどうするかというのを考えるべきじゃないだろうか、私はこんなふうに思うのです。

○遠藤政府委員 先生おっしゃるとおりでございます、ソ連の原子力事故のいわゆる長期的な影響と申しますか、外部被曝、それから汚染されたものを食べた後の内部被曝等々のいわゆる長期的な影響というものを調べるべく今IAEAで、ちょっと私、正確な日にちを忘れましたけれども、今月の下旬くらいから長期的に追跡していこうという会議が開かれつつある状況でございます、これにはソ連からの専門家、日本からの専門家、日本からの専門家は広島放射線影響研究所の先生でございますけれども、その専門家が集まりま

して、今先生御指摘のような長期的な影響等について勉強、調査を始めようとしておるところでございます。

○浦野委員長代理退席、委員長着席
○河上委員 それでは、もう余り時間が無いので簡潔にお答えいただきたいと思うのであります、が、条約の中について幾つか承りたいと思うのであります。

まず第一に、この両条約を拝見いたします限り、これ自体とりあえずの措置として結構なことと思えますけれども、国家間の賠償制度というのは、賠償義務というのは全く触れていないのであります、ブリックス事務局長が我が国に来られたときにも、将来の条約には国家の責任を盛るといって、考え方を示されておりますが、国家間の賠償制度の国際的な取り組みの必要性について政府は今どう考えておられますか。

○遠藤政府委員 先生御指摘のように、今のところ国家間の賠償責任を規定いたしません。今のごとき、IAEAの理事会の場などで、このような問題についての国際的な取り組みの必要性が議論され始めておりました、日本といたしましてはこのような検討には今後とも積極的に参加してまいりたいと思っております。

○河上委員 それから、原子力事故の早期通報条約について、二伺いしたいのであります、通報義務の対象施設、これは一問一答で詰めていきたくないので、もう時間がありませんので、その中で一つ伺います。

第一条に、「所在のいかんを問わない」「すべて原子力炉」というふうな書いてありますが、これは平和目的の原子力施設のみならず、核兵器を除く軍事施設はすべて含まれると理解してよろしいのか。また、原子力潜水艦はこれに入るのかどうか。

○遠藤政府委員 この一条のいわゆる義務的な通報につきましても、軍事、それから民生を問わず、この一条に列挙しておりますすべての原子力活動

につきましても義務的に通報する、こうなっております。

それから他方、三条は、その他の原子力事故につきましても、義務通報ではなくて任意通報といふことになっておりました、なぜこうなつたかごく簡単に御説明いたしますと、この審議の過程で核兵器国は、いわゆる軍事的施設等は通報から全部除外すべきである、こういうふうな態度をとつたわけでございます。これに対応しまして、参加国の多くの国は、いや、とにかく全部の原子力事故を通報対象にすべきである、義務通報の対象にすべきである。そこで結局、妥協をいたしまして、すべての原子力事故は民生、軍事にかかわらず義務通報の対象とする。しかしながら、核兵器あるいは核実験、この二つが頭に描かれたわけでございますけれども、これにつきましては任意通報の対象にする、こういうふうな規定になつたわけでございます。

そこで、先生御指摘の原子力潜水艦に返りますと、この二つの事故の形があると思っております、この二つの事故の形があると思っております、原子力潜水艦の動力炉につきましても、第一条の義務的な通報の対象になるかと思っております。それ以外につきましては第三条の任意通報の対象になると私は解しております。

○河上委員 第一条は義務的な項目であつて、第三条は任意的な条項である。そして、第三条というものはそう明記してはいないけれども、核兵器、核実験が入る。そういたしますと、今言つた原子力潜水艦の場合は第一条に入る部分と第三条に入る部分があると日本政府は理解しておる、こういうわけでございますか。

日本の近海でも原潜の事故が既にしばしば起きています、この場合でございますが、今後はこういう場合は通報があると理解しておりますか。

○遠藤政府委員 そのように理解いたしております。

○河上委員 第七条に「権限のある当局及び連絡上の当局」という言葉があるのですが、我が国ではどういう機関がこれに当たるのでしょうか。援

助条約の場合も同様でございます。

○遠藤政府委員 まず最初に「権限のある当局」といたしましては、通産省、科学技術庁、外務省、それから援助条約の場合にはあるいは運輸省等々が入ってくるかと思つて、若干差がございますけれども、権限のある当局といたしましては大体以上のような省庁でございます。

「連絡上の当局」といたしましては、両条約につきましても外務省でございます。

○河上委員 それから、援助条約の中で原子力事故のほかに「放射線緊急事態」というのが出てくるのですが、これはどういう場合を想定しておられるのか、また予想される援助活動というのは一体どういうものなのか。

○遠藤政府委員 放射線により緊急事態といふのは、非常に多くの場合は恐らく原子力事故が起つてその結果放射線が出てくる、こういうふうな場合が一般的には考えられるわけでございます。

他方、原子力事故とは関係なしに起こる放射線の事故もあり得るかと思つて、例えばラジオアイソトープにより事故あるいは先ほどの御説明にありました、例えば核実験、これは事故というわけではなくて、そのものというもので、したがって放射線事故というの通常の場合には原子力事故の系として出てくると思つて、これも、独立したものもあるかと思つて。

それから、援助の態様といたしましては幾つかあると思つて、非常に典型的な例は医療活動。これは緊急医療活動としばしば呼ばれるいわゆる医療活動、いずれにいたしましても医療活動があるかと思つて、もう一つは、例えば原子炉が燃えておるといったものに対しましての消火活動。もう一つの形態といたしましては、これはあるいは医療活動の一部かも知れませんが、けれども、放射能汚染の除去ないしはそれが広がっていくのを防止する。そういったような医療活動、鎮火活動、放射能汚染の防止活動等々が恐らく典型的なものとして考えられるかと思つて

ます。

○河上委員 ほかにも内容的に幾つか伺いたいことがありますが、余り時間もありませんし、細部にわたりますので、割愛させていただきます。今回の両条約について懸念されるのは、事故通報の義務といいますが、世界的にそれを探知する施設があるのかどうかということだと思っております。チェルノブイリを点にしまして円を描きましたら、そういうことが非常に進んでおるスウェーデンとか西ドイツばかりじゃなくて、そうでない地域も当然入ってくる、山間部も入ってくる、こういう場合が多いわけですが、そういう世界的探知網の整備の現状はどうなっております、それを整備するために日本としては何をすべきだと考えておるかという問題があると思っております。

それからもう一つ、原発という問題を考えてるときに意外に忘れられていることは、ウランというのは世界的に一体どの程度の埋蔵量があつて、今後どのくらい残つておるか。専門家に言わせますと、世界の埋蔵量の半分くらいは核兵器開発と原発で使つてしまつたというようなことを言う人もあるくらいでございます。もちろん、石油の埋蔵量と同じように、掘つておるうちにだんだんふえてくるということもあるかもしれませんが、こういうような点について伺ひまして、時間が来ましたので、私の質問を終わりたいと思ひます。

○速藤政府委員 私からは第一点に対してお答え申し上げます。

先生おっしゃるとおりでございます。この条約が本当に意味をなすためには、通報制度が国際的にしつかりしていることがまずその大前提だろつと思ひます。

世界を見ますと、原子力の先進国につきましては放射能監視体制というのは一応できておる、整備しておると思ひますけれども、他方発展途上国につきましてはそういうわけにはいかないというのが恐らく現状だろつと思ひます。

そこで、この条約もこういうような発展途上国の実情を念頭に置きまして、放射能監視体制を確

立しなくてはいかぬ、それには IAEA が音頭をとつて国際協力でやつていくべきだといふことがこの条約にも書いてございまして、この条約に入りました後には、IAEA を中心にしましてこういったような放射能監視体制が国際的に、殊に発展途上国に対して確立していくように日本といひ思つております。

○倉成国務大臣 一言御報告いたしておきたいと思ひます。

IAEA の関係理事会のコミュニケの付十四、十六におきまして原子力の安全性についてかなり詳しく各国の立場、考え方を採用いたしておりますので、後でお届けいたしたいと思ひます。

○石海説明員 先生の御質問の第二点についてお答えいたします。

ウランの埋蔵量でございますが、経済協力開発機構原子力機関、通常 OECD-NEA と呼ばれておりますが、この機関と IAEA が協力して報告書をまとめてございまして、通称レッドブックと呼ばれておりますけれども、昨年の秋にまとめた報告書によりまして、コスト的に採掘しても経済性があるだろつと見られておるウランの自由世界における確認埋蔵量及び推定埋蔵量、この合計は約五百七十七万トンウランと見込まれております。一九八五年までに自由世界におきまして生産されたウランの量は約八十一万トンウランと言われておりますので、この八十一万トンウランは先ほど申しました五百七十七万トンウランとは別の数字、つまり、五百七十七万トンウランはこれからまだある数字でございまして、今まで掘つたものが約八十一万トンウランということでございます。

まだウラン資源は埋蔵量的には相当期間確保されておるというふうな考えでございまして。

○河上委員 既に私の時間を超過いたしておりますので、外務大臣、この両条約は、先ほど外務省の方も指摘されましたように、まだ不十分な点もありませんけれども、チェルノブイリ事故に端を発した一つの対応としてこれをさらに充実していく

ように努力されますよう希望いたしました。私の質問を終わりたいと思ひます。

○山口委員長 次に、高沢寅男君。

○高沢委員 思いやり予算の質問を続行いたすわけですが、その前に大臣に一つお尋ねしたいことがあります。

先週の金曜日、大臣は御不在でしたが、ペルシヤ湾において我が国の船が明らかにイランの船と思はれる艦艇から攻撃を受けたが、これについて安全航行の確保はどうか、こんなことを質問いたしたわけでありまして。新聞によれば、きょうイランの外務次官が来日されるということでありまして、これはまさに絶好のチャンスかと思ひます。

この点について、大臣はイランの外務次官と十分お話し合いをされて、ペルシヤ湾における船舶航行の安全確保、このことでお話をされると思ひます。その辺の御所見はいかがでしようか。

○倉成国務大臣 先生御指摘のとおり、ペルシヤ湾を航行する日本の船舶が乗船している日本籍のタンカーがいろいろな形で攻撃されて被弾する、そういう状況がしばしば起こつておるわけでございます。ただいまお話しのように、きょう、たまたまイランのシェイホレスラム外務次官が来日いたしましたので、この問題についてはじっくりお話をしたいと思ひます。

なお、国連のテクエヤル事務総長ともお昼にお目にかかることになっておりますので、何と申し上げてもイラン・イラク戦争という根源を絶つことが大切であると思ひますから、あわせてこれらの問題に対する国連における努力を事務総長ともお話をいたす所存でございます。

○高沢委員 国連の事務総長も非常に大事であります。何と申してもイランの外務次官はその当事者でありますので、このお話し合いの中で何とかひとつ安全確保の具体的な何か確約をとるとか等々の御努力をぜひお願いしたいと思ひますが、その辺の腹づもりは、大臣、いかがでしようか。

○倉成国務大臣 御指摘のとおり、先方の外務次官とはじっくり話をいたしまして、このようなこ

とのないようにならぬよう主張を申し入れるつもりでございます。

○高沢委員 それでは、また思いやり予算の方に質問を移してまいります。

施設整備関係で我が国が予算を計上しておる。六十二年度の分を見ますと、七百三十五億という金額になっておりますが、この内訳はざつとどういふ費目を含んでいるのか、これをお尋ねしたいと思ひます。

○中央政府委員 お答えいたします。

隊舎でございますとか住宅、それからいろいろな環境施設、つまり汚水処理でございますとか消音装置といったもの、そのほかに倉庫でございますとか管理棟、そういったものの建設に要する経費を支出いたしております。

○高沢委員 今の御説明では、米軍の住宅が非常に大きな内容になるかと思ひます。

具体的に、三沢にアメリカの F16 が配置されたということ、そこにまた当然それなりの兵員、その家族もやつてくる。そうすると、その住宅が必要になることだと思ひますが、これは今説明された施設整備関係の費用の中にそういうものが入るのかどうか。

あわせて、池子の弾薬庫跡地の住宅建設、これが今盛んに論議されておりますが、神奈川県知事のあつせんでもとまるかどうかというところに来ておるわけですが、これも、これから建設するとなれば、この予算の費目の中に入るのかどうか、この辺はいかがでしようか。

○中央政府委員 三沢の関係でいろいろな建設をいたしております。これは今おっしゃいましたように、提供施設整備関係の予算で支出をし、建設いたしております。

それから池子につきましても、今先生おっしゃいましたように最終段階に来ておるかと存じますが、この住宅の建設に要する経費も提供施設整備費で支出する予定でございます。

○高沢委員 それからもう一つ、三宅島に米軍機の夜間発着訓練の施設をつくる。これもまた現地

では反対運動が今大変な問題になっていますが、もしつくとすれば、そういう経費はこの施設整備費の中に入るのかどうか、この辺はいかがでしょうか。

○中央府委員 三宅島の艦載機離着陸訓練場の建設費につきましては、今の考え方でいいますと、提供施設整備費で支出をしていく可能性が強いかと思っております。可能性が強いということではつきりしたことを申し上げておられません、あそここの訓練場が米軍管理になりますかどうなりますか、またそこまでの詰めが至っております。目下のところは米軍の艦載機離着陸訓練場の建設ということで考えておりますので、これまでのところでも申しますと、提供施設整備費の中の調査費ということでもやっております。

○高沢委員 住宅に話を戻しますが、池子はまたこれからですが、三沢の方はもう既にそういう住宅建設を進めておられる過程だと思われ、今後もその住宅建設がさらに進んでいくことになると思われ、あそこは全体としてどのくらいの戸数を含め既に付られているのか、これからのものを含めると、全体としてどのくらいの戸数になるのか、またそのための金額はどのくらいになるのか、その辺のところはいかがでしょうか。

○中央府委員 昭和五十五年分から六十一年度までに千四百戸、金額で三百二十四億の建設をいたしております。

六十二年の予算では、二百四戸、金額で七十九億一千二百万円の予算をお願いいたしております。合計いたしますと千二百十八戸ということになるわけでございます。

六十三年度以降どういう計画か、こういうお尋ねでございますが、具体的に六十三年度以降何戸、何戸という計画はございません。毎年度予算でと申し上げるのが正しいかと思われ、米軍の方の建設要望と私どもの全体の防衛費の中でやりくりするというものを考えながら、毎年度大蔵省の査定を待つて国会の御審議を得てやっていくことだということに心得ております。

○高沢委員 では、三沢で今までにつくられたものを前提としてお聞きをしますけれども、その米軍の住宅の大きさはそれぞれあるかと思われ、言うならば、面積は平均して何平米の住宅か、そしてそれは一戸当たりどのくらいの建設費か、こういう住宅の単価についてひとつお尋ねしたいと思います。

○中央府委員 おっしゃいますように、住宅はいろいろございます。広いタイプから狭いタイプまでございまして、一番広いタイプのものが百三十平米、例外が一、二あるようございまして、百三十平米というのが一番広いタイプでございます。それから、一番狭いタイプは九十平米というのが一番狭いようございまして、平均いたしまして百十平米、建設費で申し上げますと二千九百万円というふうな心得ております。

○高沢委員 この関係で今度はこれは防衛庁の方にお尋ねしたいのですが、日本の自衛隊のやはり宿舎がありますね。日本の自衛隊の宿舎で、まあ過去の古いものは一応別として、最近に建設されたものは一戸当たりどのくらいの面積を持って、またどのくらいの金額で建設をされているのか、その辺のところはどうでしょうか。

○松本府委員 防衛庁のいわゆる自衛官を含めます自衛隊員の宿舎でございますが、これは一般公務員と同じような基準で、つまり具体的に申し上げますと、国家公務員宿舎法の施行規則によりまして建設しております。

最近建設しております宿舎の規模でございますけれども、これは階級によって違っております、大きなものは八十平米以上、それから小さなもので五十平米程度ということになっております。これはいろいろ内訳がございまして、ざっと平均いたしまして一戸当たり大体一千万ぐらいというふうな考えでございます。

○高沢委員 これは、公務員の住宅の基準に大体準ずる、こういうお話であります、先ほどの米軍の住宅の基準の御説明と比べてみますとかなり差がある、私はこういう感じがいたします。

建設のお金の関係では約三倍ぐらいの差がある、いわゆる建坪という面積の関係でいえば二倍ぐらいの差がある、こんなようなことがありますが、この辺は私も社会党の立場でもともとの種々のものを認めない立場ではあるけれども、しかしこういう差があるということはちよつと気持ちの問題として、また、恐らく国民の皆さんもそういう実態を知られば、何だ、そんなに差があるのか、こういう印象を持たれるんじゃないかと思われ、この辺のところは行政当局あるいはまた外務大臣としてこういう差のある現状をどういうふうにお考えになっておるか、お尋ねしたいと思います。

○中央府委員 確かに、おっしゃいますように差があるわけでございます。

私、まずその前にちよつと答弁を多少訂正させていただきます。先ほど平均百十平米二千九百万円と申し上げましたが、若干二千九百万円より低うございまして、二千九百万円と申したのは代表的なタイプの百二十平米の金額でございまして、その分訂正させていただきます。

いづれにいたしましても、自衛隊に比べますと広くて高いということは事実でございますが、何せアメリカの軍人さんが住む建物と申しますのは、米国のにおきます住宅のレベルというものが頭に基本的にございまして、それが、日本における日本人の住宅レベルというのが残念ながらかなりそのところは小さいという点が基本的にあるのかと存じます。アメリカの軍人は日本を守るというところで安楽条約に基づきまして遠く海外に来ていられるわけでございますから、我々といましては、やはり来てくれて日本を守ってくれている米軍の方々にある程度のアメニティーが合った形での施設の提供というものも考えなければならぬまい、こういうふうにも思っております。

いづれにいたしましても、私どももいたしまして建設しております米軍人の家族住宅につきましても、アメリカの国防省基準というものをもちに

いたしまして建設いたしておりますけれども、日本におきます土地事情あるいは全体的な住宅事情というものを考えますと、なかなかそのまま受け入れるわけにもいかならない面もございまして、そのところはなるべく日本の感覚と少しでも近づけるような努力もいたしているところでございまして、そういうわけでございますので、私どももいたしましては、今やっております規模の住宅というものが、この辺のところは適切な配慮を加えたところでの規模ではなからうかとどういうふうにお考えでございますので、御理解賜りたいと存じます。

○高沢委員 それらの米軍の住宅では、家賃はいたっているのですか。この辺はいかがでしょうか。

○中央府委員 私どもが家賃をいただくということはございせん。それから米軍の方も官給、支給住宅というふうな聞いております。

○高沢委員 アメリカと日本では住宅の観念が違うという前提で今お話をされて、それは実態としては確かにそのとおりですが、日本の住宅がウサギ小屋であるとか等々のことが言われる状況の中で、私も何度か特に沖縄に参りましたが、沖縄における米軍の住宅地区の、あの広々と芝生に囲まれたそういう姿と、その鉄条網の外側にある日本人の沖繩県民の住宅の姿と比べてみれば、これはだれが見てもまるで植民地にきたかなという感じすら抱くような実態があるわけでありまして、こういう点は全体の基礎からどうするかということにはなるわけでありまして、私としてはそういうあり方も大変に残念な姿、こういうことをまず申し上げておきたいと思われ。

そこで、次は大臣にお尋ねしたいのでありますが、今後のこの労務費の負担の百六十五億、こういうもの計上、昭和六十二年の予算で防衛費がGNPの一%を超えた、この枠組みを超えたことの一つの大きな要素になっていられるんじゃないか、私は実はこういうふうな関連を見るを得ないわけでありまして、まずこの辺のところの大臣の御見解をお尋ねしたいと思います。

○倉成國務大臣 お答えいたしたいと思います。

六十二年の防衛関係費につきましては、厳しい財政事情のもとで他の諸施策との整合性を考えながら編成したところでございますけれども、GNP-%相当額を百三十四億円上回っておりますわけで、いわゆるGNP比〇・〇四%上回っているということになっておるわけでござい

ます。これは従来よりのいろいろな防衛費の積み上げ、防衛計画の積み上げの結果の総額の三兆五千七百七十四億円と六十二年の名目GNP見通し三兆五千四百兆円との比較を行った結果の関係でございまして、このいわゆる労務費だけを取り出して、労務費のために-%を突破したとか、そういうふうなことを考えるのはいかがなものであろうかと思つてございまして、全体としての積み上げの結果、防衛費が-%の枠を突破したというふうな心得でおるわけでございまして。

○高沢委員 積み上げた結果そうだった、こういう御説明であるわけですが、私の認識するところでは、昨年の年末に六十二年度予算の最終的な復活折衝があつて、ここがまさに各省の事務レベルを超えた非常に政治的なレベルの復活折衝の段階で、そこで大きな防衛予算の上積みが行われた、そこで-%の枠を超えた、こうなるわけであつて、この上積みが行われた中の一つとしてこの百六十五億もあるかしらぬ。ほかのものもあるわけですね。というふうなことを考へてみると、今言つたことがあつたからということとはたまたまそういう事実が重なつたわけでありまして、むしろそれよりも中曾根総理大臣なり、あるいはまた中曾根内閣の物の考え方として、積み上げた結果超えたというよりは、むしろ初めに突破ありき、こういうものがあつて、その突破の事実をつくるにはひとつこの最終段階の上積みで〇・〇四%超すような上積みを行つた、こういうふうな意図的な操作が行われたというふうには考へるわけですが、この点は大臣、いかがですか。

○倉成國務大臣 高沢先生の御説は御説として承りますけれども、初めに-%突破ありき、そういう

うことは全然考へておりません。全く積み上げの結果こういうことになつたというところでございまして、この防衛費全体の枠の中で特定の品目を取り出して、それがあつたから云々という議論をするのは私どもの立場ではございせん。

○高沢委員 そうは言われますが、私はあなたの前任者の安倍前外務大臣の言葉をここで引いてみたいと思つております。安倍大臣は当時、-%枠を守ることが日本が軍国主義でないあかした、したがつてこの枠は守つていかなければいかぬ、それは国内の問題だけではなくて、対アジア諸国、対外的な面からいつても、これは日本軍国主義でないあかして守つていかなければいかぬといふふうなことを言われたわけでありまして、私は、倉成大臣もあなたのお気持ちとしてはやはりこういうものがなければならぬと思つておりますが、この点はいかがですか。

○倉成國務大臣 今回の防衛費の決定に当たりましては、御案内のとおり六十年年度価格で十八兆四千億という中期防の計画、これを実現するためにことしの予算はいかにあるべきか、そういう意味で計算した結果、たまたま-%を若干超えたという結果になつたわけであつて、そういう六十年年度価格における六十一年度以降の計画というものがきちつと決まつておるわけであつて、それから、これが一つの歯止めになるのじやなかろうか。また、成長率がどうなるかということも未定のことでございまして、いざにいたしまして最も最善を尽くして防衛費が膨大なものにならないように、また他国に脅威を与えるものにならないように最善の努力をしていくというのが私どもの基本的な考え方でございます。

○高沢委員 もう大臣も御承知のことだと思つてますが、この-%を超えたというこの関連で、最近特に、例えば中国の鄧小平氏も、これは日本の軍国主義復活のあらわれだといふふうな言い方をされておるわけですね。これはいよいよ光華寮のあの裁判の問題もこれには絡んでおりますけれども、やはり-%を超えたということも一つの大き

なそういう認識の前提として相手側、中国の側では言つておるわけでありまして、この辺のところは、もしこじれていけば、これからの日中間係の非常に難しい問題にもなつていくおそれがある、こう私は思つておるわけですが、その点は、大臣としての御所見はいかがですか。

○倉成國務大臣 問題は二つに分けて考える必要があろうかと思つておるわけですが、後段の光華寮の問題は、三権分立の立場にある日本といつたしましては、中国側にその事情を十分説明いたしまして、御理解を得るよう最善の努力をすべきだと思つておるわけでございます。一方、前段の防衛費-%の問題につきましては、中国の外交スポークスマン、あるいは日本の要人が中国を訪れた際に、いろいろな懸念が表明されていることは御指摘のとおりでございます。したがつて、我々は過去の不幸な経験に心がみまして、他国に脅威を与えるものではないということをやはり十分納得のいくように御説明する義務があるということであつて、あらゆる機会にそういう説明をして御理解を得るようになつておるわけでございます。しかし、基本的には防衛費というのは自主的に日本の国がみずから決めるべきものであると考へておる次第でございます。

○高沢委員 その光華寮問題は、私はこういうことを考へておるので、一言参考のために申し上げておきたいと思つておるわけですが、日本の国内の仕組みとして三権分立である、司法権に対して行政権からどうこうできない、これは全くそのとおりで、その立場で中国側に説明をされておるようであり、恐らく中国側も日本の国内の体制としての三権分立ということにそれなりにわかつておるといふことだと思つておるわけですが、

ただ、今度は日本と中国、国と国という関係になつたときに、そういう三権分立ということをはかるけれども、しかし、結果として光華寮の判決は台湾側の所有権を認めて、それが結局中国に對する二つの中国といふものになつておるじやないか、国と国の関係における責任は、あなたの国の

国内の三権分立という説明だけでは済まぬよといふのが中国側の立場じやないか、こんなふうには思つておるわけですが、これはこれからの御努力の中でそういうことも十分配慮の中に入れて日中間係の前進のためにひとつ御努力をいただきたい、こう思つておるわけですが、

それでもう一度-%に戻りまして、今積み上げて積み上げてと大臣言われますから、今後の防衛費の積み上げの中で、今とく円高の問題にせよ、あるいは国際的な石油の値下がり傾向にせよ、こういう防衛関係の予算の単価、これを非常に低く抑えるために絶対のチャンスが重なつておるわけでありまして、そういう状況の中でできるだけこれを抑えて、そして積み上げた結果、-%の枠内でおさまつた、-%を超えなかつた、こういう編成のあり方も当然その気になれば可能である、こう私は思つておるわけでありまして。

ことしの一月段階で、後藤田官房長官だつて、三木内閣当時の閣議決定の精神はこれを尊重していくのだということをやはり言つておられるわけでありまして、したがつて、六十二年度予算では〇・〇四%超えましたということになつたけれども、六十三年度、六十四年度という次の予算編成の中で、積み上げの中でできるだけそういう防衛関係の単価を低く抑えられるものは抑えるというやり方で結果として-%を超えなかつた、-%以下であつたというふうな編成のあり方は当然あるべきだ、私はこう思つておるわけですが、この辺の國務大臣としての御所見は一体いかがでございますか。

○倉成國務大臣 今のお話でございまして、けれども、十八兆四千億という防衛力整備計画を充実していく過程においてむだのないように最善の努力をしていくということであつて、それが結果としてGNPの成長がこれからどうなるのか、それからまた円レートがどうなるのか、いろいろそういう諸般の事情を考慮した上で検討しなければならぬと思つておるわけですが、-%という枠を下回るといふことによつて日本が平和国家であると

か侵略的でないとかいふあかしというものではない。むしろ先生のおっしゃる通りに、防衛費とい

うのが無制限にふえていって、とめどなくふえて

いって他國に脅威を与えるということになること

は厳に戒めるべきであるという意味におきまして

は、三木内閣の精神を尊重して、我々も防衛費と

いうものがむやみに膨張していくということにつ

いては厳に戒めていくという姿勢でいくべきであ

ると思えますけれども、一%という数字、枠、そ

ういうことにこだわっていくということになる

と、今回の決定十八兆四千億の計画の実現という

必要にして最小限の防衛力の整備という立場と離

れるのではなからうかと思ふ次第でございます。

○高沢委員 なるほど一%の枠にこだわる必要は

ないんだというふうな今のお考えが出たわけであ

りますが、そういったしますと、先ほど私が触れた

あなたの前任者の安倍さんの、一%を守ることに

日本が軍国主義でないあかしなんだ、こういう御

見解というものは、これは何かオーバーな行き過

ぎた見解であったというふうなことになるのかど

うか。この点のあなたの前任者との連続性という

こともありますが、どういふふうにお考えですか。

○倉成国務大臣 事実関係でございますから、そ

れでは政府委員からお答えさせていただきます。

○藤井(宏)政府委員 安倍前外務大臣が、ただい

ま委員御指摘の趣旨をお述べになりまして、さら

に昭和六十年五月二十八日の参議院外務委員会に

おきまして、当時の外務大臣は次のように述べて

いらっしゃいます。「まあ私がかつて答弁しまし

たことは、やっぱり我が国がみずから防衛費をG

NP一%といった低い水準に抑えるべくぎりぎり

の努力を重ねるといふ姿勢をとっておること自体

が、これが軍事大国にならないの我が国の決意

を示す一つの例として、アジア諸国民に受けとめ

られているということも述べたものであります。こ

ういうことでございます」云々と、「しかし、防

ということを述べております。

ただいまの倉成外務大臣の御発言と全く同趣旨

であるというふうにお聞きでございます。

○高沢委員 私は、その安倍大臣の発言といえ

ば、さらにさかのぼれば三木内閣の閣議決定という

ころまでいくわけですが、三木内閣の閣議

決定は明らかにそういう立場であった、私はこう

思うわけですが。当時、第一次防、第二次防、第三

次防と重ねてきて、重なるたびに防衛費は倍増、

倍増していくという状況の中で、一体どこまでい

くんだということは国際的にも国内的にもあった

中で、そこに一つの具体的な歯止めをかけるよう

いうところがこの一%問題のスタートであったわ

けです。そして、その当時この決定の趣旨は、当

時三木内閣であったわけですが、そのときにこれ

を守ることに日本が軍国主義でない一つのあかし

なんだということが大前提にあって、それで

あるから長い間これが守られてきた、こういう経

過があるし、その過程で安倍大臣の発言もあつた

というふうには見るわけですか。

その意味におきましては、官房長官がこの一月

の段階でも、超えた、超えたけれどもあの精神は

尊重しなければいかにぬという言方をされたとい

うことは、できるならばもう一度一%の枠の中に

戻すことも含めて我々は最大の努力をすべきだ

ということになるのじゃないかと思ふのですが、そ

この努力というものを大臣は一体どうお考えか、

これをお尋ねしたいわけでありませう。

○倉成国務大臣 五十一年度の三木内閣の決定

は、御承知のとおり、当分の間一%をめどとする

という表現でございます。しかしながら、当分

の間というのはいくらいかとか、あるいは一%

をめどとするというけれどもめどというのはい

かとかいふような国会論議を経て、先生おっしゃ

るような高度成長の中で行われた議論であること

ます。しかし、必要にして最小限の防衛費とい

ものでなければ、国を守るということでございます

すから、その点は、数字を必ず一%以下に抑える

ということとつながらないと思ふわけございま

して、一%以下になる場合もありましようし、あ

るいは若干超える場合もあり得ると思ふわけご

ざいます。

○高沢委員 この点はまた休憩後の午後の質問の

中でも続けてまいりたいと思ひますが、その前に、

あと時間がわずかですが、SDIの問題について

若干お尋ねしたいと思います。

SDI関係では米ソがそれぞれの立場があるわ

けであります。アメリカ側の動きで見ると、レー

ガン大統領にせよワインバーガー国防長官にせ

よ、この研究や実験や開発をできるだけ進めてい

こう、そして早く配備をやらう、こういうふうな

お考えがあるわけですね。そういう立場からつい

最近アメリカの国防総省が、三段階で配備をして

いく、その三段階のうち第一段階は一九九〇年

代の前半くらい、こういう時間のめどを考えてい

るようですが、そこで、やるとすると第一段階で

おおよそ四百億ドルから六百億ドル、こういうふ

うなものがかるのじゃないか、アメリカの方で

そういうことが発表されているわけですが、第一

段階、続いて第二、第三段階、こういうアメリカ

側の計画といえますか構想を日本の外務当局とし

てはどういふふうには把握されているか、認識され

ているか、それをお尋ねしたいと思います。

○新井政府委員 ただいま先生が御指摘になりま

した国防総省のSDI局の報告というのは、恐ら

くしたし四月二十一日ごろ議会对して行った報

告の中で言及されていることにお触れになったの

かと思ひます。おっしゃるとおり、その中では、

今後のSDIの研究構想を進めるに当たり三つの

段階というものがあつて、第一の段階は、簡単

あるいはミッドコースの後半というふうな三つの

形から成る一つの構想でございます。これが第一

段階でございます。第二段階は、さらにセンサー

その他についてより深く研究した形でのそういう

構想を進める。第三段階になりまして、いわゆる

指向性エネルギーを主体とするSDI構想の研究、

配備等を含めたそういうものを追求する。こ

ういう意味で三段階のかなり長期的な展望をその

中で描いていると私承知しております。

○高沢委員 時間ですから、あとはまた午後、休

憩後お願いします。

○山口委員長 それでは、午後二時三十分から再

開することとし、この際、休憩をいたします。

午後二時三十分閉議

○山口委員長 休憩前に引き続き会議を開きま

す。

質疑を続行いたします。高沢寅男君。

○高沢委員 午前中に引き続きましてSDIにつ

いてのお尋ねをひとつしたいと思います。

アメリカのSDIに対する対応の仕方ですが、

一つの動きとしては、アメリカの議会がSDIの

予算を削る、こういう動きが下院から、さらには

上院もそういうふうな動きになるかと思ひます

が、こういう動きがある。それから議会は別で

ありますが、全米物理学会でも、このSDIの研

究というものに物理学者の立場から非常な疑問が

ある、あるいは消極的である、こういうようなこ

とが伝えられているわけですが、こういう

ふうなレーガン大統領なりワインバーガー長官な

り、こういうベースと別に、議会とかそういうア

メリカの学者たちのSDIに対する見方や態度、

この辺のところを外務当局としてはどういふ

に掌握されているかをお尋ねします。

○倉成国務大臣 今御指摘のとおり、SDIの予

算につきましては一九八五年で十六億一千万ド

ル、これはエネルギー省分を入れまして二十九・五億ドル、それから一九八七年に三十五・五億ドルというところで、今回一九八八年の会計年度の要求は五十七・七億ドル、エネルギー省分を加えてございませうけれども、これは下院においては三十一億ドル、それから上院の軍事委員会においては四十五億ドルという数字が出ておるわけでございます。したがって、一九八八年におきましては上下両院の合同委員会での問題が決定されるものと考へる次第でございます。

○高沢委員 この点について、新井局長、何か御説明のあれがございましたら……。

○新井政府委員 ただいまの大臣の御説明に尽きるかと思ひます。特にまた個別的に御質問がございませうれば、私の知る範囲内でお答えしたいと思ひます。

以上でございます。

○高沢委員 先ほどの大臣の御説明の中で、全米の物理学会の見方としていわゆる指向性エネルギー兵器、これは本当に兵器としてやれるのかどうかというものはなかなかまだ研究、模索の段階で、本当にそういうものがやれるという確証が持てるまでには早くて十年とか、場合によれば数十年という長い期間が必要じゃないのか、こういう見方がされておるということですが、私、素人考えですが、SDIというものは物すごい多くの金と物すごい体制で取り組んでいったが結局だめだったというふうなこともしなるとすると、その戦略構想としては非常に大きなむだをやることになるのじゃないか、こんな感じがするのですが、その辺の可能性はどうですか。

○新井政府委員 レーガン政権といましては、SDIの持つ戦略的な意義、またそれを支えるアメリカの技術の力に対して非常に強い自信

を持つておるようでございます。

ただ、先生おっしゃいますように、全米の物理学会の報告では、この指向性エネルギーについてさらに十年以上研究を進めないとそれが実際に実現可能かどうかははっきりしないということも明らかになっておると思いますが、これも考へてみますと、そもそもレーガン大統領が八三年の時点でSDI構想なるものを発表したときに、レーガン政権が意図するところは、九〇年代の初めくらいまでこういう構想の実現が可能かどうかを見きわめるための研究構想であるということも明らかになっておると思います。今回の物理学会の発表も大枠としては当初のレーガン政権の構想の外に出るものではないのではなからうかというふうに理解しておられます。

○高沢委員 次に、今度はこのSDIに対するソ連側の態度ですが、昨年のレイキャビクのあの会談のときは、とにかく核軍縮のいかなる取り決めも、SDIをやめろという、これとのパッケージでなければだめだ、この点は非常に厳しいソ連の態度があつたわけですね。ところがその後、今のINFの削減、撤廃交渉というものはその後のSDIとのパッケージをやや緩めてソ連も出してくておる、こういうことでありますが、このSDIに対するソ連の態度にそういう変化が一つあつた、こう見ていいの。

それから、それとの関連で、今度エネルギーとやらいうえらいたまたスペースシャトルを打ち上げるようなロケットの実験にソ連は成功したというふうなことになるかと、これはこれで、ソ連はこれは平和利用だ、こう言つてはいるわけですが、そういうロケットがソビエトでもできるようなこととソビエトのこれからの一つの可能性というものを示しているのかどうか。その辺の全体としてソ連とSDIの関係ということを外務省はどういうふう

に認識されておるか、お尋ねしたいと思ひます。

○新井政府委員 ソ連のSDI反対に対する姿勢は、昨年もたゞいまも全く変わつていないという

ふう

○高沢委員 このSDIにソ連が非常に強く反対して

○高沢委員 これは外務大臣にお尋ねですが、先

○高沢委員 そういたしますと、日米首脳会議で、

抗する、そういう手だてを考へるといふことはソ連外務省のセラシモフ情報局長等が公にしておることでございませう。

他方、SDIそれ自体について、これは主としてアメリカ等が確証を持つておるわけでございますけれども、ソ連はソ連なりに研究を進めておるというところは事実のようでございませう。ちなみにソ連のレーザー兵器なども既に一九七四年にそういう研究をかなり行つておるということが明らかになっておられます。

○高沢委員 これは外務大臣にお尋ねですが、先

○高沢委員 そういたしますと、日米首脳会議で、

○高沢委員 そういたしますと、日米首脳会議で、

問題点がおお日本間にあるのか、そのところをお聞きしたいと思います。

○藤井(宏)政府委員 昨年九月九日の官房長官談話に基づきまして、政府としては我が国企業などがSDI研究計画へ参加する希望がある場合に、それを円滑なものにやらしめるために米政府とその枠組みの協議をしてきたということございまして、昨年十月、十二月、それから本年の一月に関係各省の代表団を派遣したわけでございまして、その協議を通じて双方の理解がかなり進んでおるわけでございます。

その中で特に問題点は、例えば情報の伝達の問題、それから研究成果の利用の問題、それから秘密の保護の問題などがあるわけでございます。これらについてかなり理解が進んできておるといふことは申し上げられると思っておりますけれども、今後ともさらにこのような協議を続けていく。先ほど大臣からお話しございましたように、首脳レベルでこのような話をできるだけ早期に妥結していきたいという希望の表明もございまして、これからさらに両者の満足のいく形で決着を見ることを期待しておるわけでございます。

○高沢委員 今まで我々がこの委員会で開きしているところでは、SDIの協力を進めるにしても、別にそのための新たな秘密保護の立法は必要ない等々のことをお聞きしてきておるわけですが、私は、そのことは逆にアメリカ側の立場に立つてみると、研究の中で開発されてくるいろいろな新しい技術の達成、これを全部アメリカが独占する、自分が握る、こういうふうになれば、日本から秘密が漏れるという心配はないという意味において新たな秘密保護の立法が必要ないという言い方は、裏返しを言えば、そこで達成される成果はすべてアメリカが握る。私は、こういうふうなことになるその裏返しの関係じゃないのか、こんなふうにお聞きわけです。

西ドイツがアメリカと結んだ協定の中でも、そういう新たな開発の成果なり特許という関係は皆アメリカが握るといふようなことが伝えられてい

るわけですが、日米関係ではそういうことは一体どういうふうなことになるのか。今の話し合いはどのようなふうに進んでいるのか、その辺のところをひとつお聞きしたいと思います。

○藤井(宏)政府委員 まず第一点、御指摘の新たな立法を要しないという点につきましては、官房長官談話においても明確に指摘しているとおりでございまして、その態度を貫いておるといふことでございます。

それから成果の帰属についての話し合いでございますが、この点については何分にも交渉中のごとでございますので、遺憾ながら詳しいことを申し上げるわけにまいらないわけでございますが、一方において、お金を出すのはアメリカ政府でございます。したがって、アメリカ政府が一定の権利を持つということは当然でございます。

それに対して、技術の一部を提供すると申しますか技術者新たに生み出していくという役割を、日本企業が参加するとすればそれを担うわけでございまして。したがって、そこに一定の権利が生ずるといふことになっておるわけでございまして、その両者の権利を両者が妥当な形で分かち合うにはどういふことがあり得るだろうかという一般原則、これはあくまでアメリカ政府あるいはその代理であるところの企業と日本企業との間の契約の中身によると思っておりますけれども、一般的な原則を両者勘案しながら現在話し合いを行っているところでございます。

○高沢委員 通産省にお尋ねしたいのですが、今のSDIの研究の中で、日本の企業も参加している、そして新たな成果が上がるといふことがあった成果をアメリカが独占する、アメリカのものになるという可能性、私はどうもその方が非常に強いと思っておりますが、そうなることに対して日本の企業側はどういう見方をしているのかということが一つです。

私なんか素人考えですが、今のように入米間に非常にハイテクのギャップがあるという状況の中で、アメリカとしてはSDIの研究という名目で

日本の企業の達成して持つておる最高のハイテクのものを何とか欲しいというねらいがあるのではないかと、そしてその成果をアメリカが握る。こうなりますと、日本の企業からすれば、参加しているのやっやっやっで、できた成果はみんなトランプに揚揚げということになるのではナセンスではないのか、こんな感じもするのですが、日本のこのいう各関係の企業がこの問題をどう見ているか、それから通産省当局はそういう問題をどういふふうに見ておられるか、お尋ねしたいと思います。

○今野説明員 お答え申し上げます。

SDIの研究計画につきましては、これに関心を有している企業が日本の中にあるのは事実と申し上げてよろしいかと存じます。政府側としては、実際にSDI計画に参加するかどうかという企業としての判断は、その企業の自主的な決定といえますが、それにゆだねられなければならない、このように感じているのでございまして、現在の状況は政府間の交渉が進行中であり、その推移の様子を見ているといった状況ではなからうかと存じます。

成果の利用につきましては、御指摘のように成果の利用、帰属をどうするかというところは日米間の現在の協議事項の一つの大きな項目になっております。それで、私どももいたしましては、一方で、日本の企業が参加した場合には日本の企業なりその研究者なりが研究した成果であるという事実、他方、それに必要な資金はアメリカ政府の予算の中から出るといふのも事実でございます。そういう二つの両方の要素が正当に反映されるような成果の分配の仕方をつくっていきたいということ、で現在協議中でございます。

いずれにいたしましても、我が国の企業が参加した場合には、企業が持つております既存の技術、あるいはSDI研究計画とは全然無関係に開発した技術といったものについて新たな制約が課されることがないようにしたいとい

うつもりでただいま協議しているところでございます。

○高沢委員 私はこのところは非常にデリケートで、そしてその結果いかによっては非常に重大なことになるのではないだろうか、こう思っています。

企業が仮に研究に参加する場合に、自分の技術力を持つて参加するという面と、その研究のためのお金がかかる。その金はアメリカ側も出し分がある、こちらもお出し分を持つて参加するの、そういうお金における相互の関係はどうなるのか、技術を持つて参加するだけではなく金も持つて参加するの。今言った開発の成果の配分の何と何ということになると、そういうお互いの出し分の比率が問題になるの、技術だけではな、い、お金もこちら側からの出し分としてあるのか、この辺はどうなんでしょうか。

○今野説明員 お答え申し上げます。

このSDIの参加の場合には、米政府は競争入札の方式をとるのが通常でございます。アメリカ政府の予算があり、それに対して幾つかの企業がビッドする、それで最も技術が優秀と認められた企業が仕事を請け負う、こういうことになっておるわけでございます。したがって、通常はアメリカ政府の予算で仕事がなされるということではなからうかと存じます。

あと、個別具体的な参加の形態につきましては、個別の参加契約といういわば企業ベースの契約にゆだねられるわけでございまして、そのプロセスで企業側が自分を持つておる既存の技術をどう使うとか、あるいは一部資金を負担するということ、は、全くないことはないと思っておりますが、通常は余りないのではなからうかと思っております。

○高沢委員 今の御説明では、アメリカの方は競争入札という形をとっている、そこへいろいろな企業が参加して、それぞれ指し値を出すのかどうか、そういう中で技術的に一番優秀で指し値の低いところへ落とすということかもしませんが、その前提ならば、金は全部アメリカの出し分とい

うことになるわけですね。

その関係で、大臣あるいは藤井局長、最近アメリカの議会では、SDIの研究開発費を外国の政府とか企業に使わせてはいかぬという修正条項を出してきた、しかも下院ではそれを可決したと聞いています。そういうことが上院も含めてアメリカの議会の意思ということになれば、そもそも研究に参加するということが成り立たないのではないかと、こんな感じもするのですが、この辺の関係はどうなのですか。

○藤井(中)政府委員 ただいま御指摘の下院の決定でございますが、それが通ったということをお聞きも承知しております。その文面を見ますと、全く海外の企業に使わせないということではなくて、国防省が、アメリカにはない技術だ、それからアメリカで行うのは価格が高くなる、そういうようなことを証明する場合は除いてはという例外規定があるわけでございます。さらに、上院では昨年似たような決議が通っておりますけれども、上院でどうなるか、大統領がどういう態度に出るかということも今後ございまして、いずれにしてもこの問題で直ちに外国の参加が閉ざされたということではないと了解しております。

○高沢委員 いろいろそういう問題をやらみつ、結局今の日米政府間の交渉の行き方からすると、これは大体いつごろ妥結というところへ行のか、その辺の見通しはいかがですか。

○藤井(中)政府委員 見通しを申し上げたいところでございますけれども、交渉事でございますので、できるだけ早期にという感じはございまして、いつごろまでにとりようなめどは現在立っております。ないというところが本当のところでございます。

○高沢委員 それでは、時期はいつかということとは別として、いずれ妥結に至る。そのときに、以前この委員会が公明党の神崎さんの質問にも、その協定は改めて国会の承認事項にはならぬというふうな表明もあつたのですが、その後のSDIをめぐるいろいろな動きを見ると、これは非常に重要な取り決めになる。今まで日米安保条約でい

ば、第一次の吉田内閣時代の安保条約があり、第二次の岸内閣で改定された安保条約があり、やってきましたが、今度のSDIというのは、要するに宇宙的な戦略に関する日米の取り決めということになると、大げさに言えば宇宙時代の日米安保と言つていいぐらいの重要性を持つている、こんなふうには私は思うのです。ただ単に技術で協力してやりますという程度では済まぬと私は思うわけ

です。というのは、これは直接ではないかもしれぬが、いわゆる宇宙基地のアメリカの計画に日本は平和利用という前提で協力しよう。行つてきたら、ワインバーガー長官は、そういうものができれば軍事的利用だつてやるのだというところにもなつてくる。こういうふうなことをいろいろ総合して考えますと、今度のSDIの日米の協力取り決めは一種の宇宙安保ということにもなると私は思うのです。それだけの重要性のある取り決めは少なくとも国会の承認を求めるといふことは当然なざるべきものじゃないのか、こんなふうには思いますが、大臣、いかがですか。

○倉成国務大臣 SDIの研究計画の参加につきまして、昨年九月九日付で官房長官の談話を発表いたしました。この談話にもありますとおり、現行の我が国の国内法及び日米間の取り決めの枠内で処理することとしておる次第でございます。今後米國と何らかの取り決めを結ぶことになつたといつたとしても、当該取り決めについて国会の承認を求めるといふことは考えていない次第でございます。この点は累次御説明したとおりでございます。SDI構想全体と申されますけれども、我が國が結ぶいろいろな協定は、個々の企業が個々のいろいろな部門についての取り決めをするわけですから、これについて一々国会の承認を求めるといふことにはならないと思つてござ

います。

○高沢委員 それは私としては重大な見解の相違であつて、私は、これだけの重要な問題は当然国会の承認を求めべきだという見解として申し上げておきたいと思つています。

それで、今度の中曽根総理の訪米のときであります。そのときにFSXの日米共同開発の問題が話題に出た、こういうふうに関わつてありましたが、その辺、実際はどうだったのでしょうか、御説明ください。

○藤井(中)政府委員 FSXにつきましては、外務大臣がワインバーガー国防長官とお会いしましたときに先方が提起いたしました。さらに総理のレベルでは、総理が上院にいらつしやいましたときにヘルムズ上院議員が質問いたしました。さらにナショナル・プレス・クラブにおいてFSXについて質問が出たということでございます。

いづれの場合におきましても、当方の総理及び外務大臣のお答えは、この問題はいわゆる栗原三原則というところでございまして、第一点は、日本の防衛上の必要に基づいて決めます。第二点は、日米双方の業界の意向というものはのつとらなないということ。その三点が日本の基本的な態度でありまして、この三点で米側に説明している次第でございます。

○高沢委員 今の御説明であります。私は情況証拠という立場で見ますと、今のFSXの問題もそうであるし、それから中曽根総理が訪米されるその前に、アメリカの議会から日本はAWACSを買えというふうな話が出るのか、それから今度訪米から帰つてきた中曽根総理が参議院の予算審議の中で次々に、OTHも買いますとか、エイジス艦も買いますとか、いろんなものをあれも買つたこれも導入する、盛んにこう言つておられます。そうすると、どうも今の日米の貿易摩擦、経済摩擦、経済問題、この経済問題との非常に密接な絡みで、日本の兵器の導入問題、開発問題というものが、私は、まさにセットに出されてきておる、こういう感じを非常に受けるわけなんです。そして、これはこれからのいろいろな発展はまたあるでしょうが、もう既に六十三年度でそういうエイジス艦の導入という話も防衛筋からは出て

いるようにも伝えられておる。こうなつてくると、経済問題とこの防衛問題というものの関係が非常に密接にアメリカ側から絡められてきておる、こゝう私は思いますが、この点は、大臣、そういう認識ございませんか。

○倉成国務大臣 せっかくのお話でございますけれども、貿易問題と防衛問題を絡めようという意向は、少なくともアメリカの行政府にはないと思つています。アメリカの国会の議員の一部におきましてそういう議論をされる方がおられることは事実でございます。しかしこれは少なくともそういうことは私は承知いたしております。

○高沢委員 私は、そこで実はこういうことをちよつと考へておるわけなんです。というのは、現在の日米安保条約ですね、この安保条約第二条が、この第二条には、締約國、日米兩國は、「その国際経済政策における互いの利益を促すこと」に努め、また、兩國の間の経済的協力を促進する。こういう条項があります。この安保を今まで私は見るのに、安保というのは、これはもともと軍事的な、いわゆる防衛問題というものを主體の日本の関係であるというふうなことで、この第二条にある経済関係というのとは一種のお飾り言葉というふうなことを考へてきたわけなんです。先ほど申しましたように、これだけ日米の経済摩擦が激化してくる、こういう状況の中で、その激化の解決の仕方非常にこの防衛問題が絡められてきておるといふようなことを私、考へますと、改めてこの第二条の経済協力条項というのは、ただお飾りの言葉ではなくて、これは大変厳密な、アメリカからこの条項があるから日本にこうしろというのを迫る、そういう裏づけになる、非常に義務的な性格を持ったものじゃないのかというふうなことを、私、今改めて感じておる。この辺の御理解は、大臣、いかがでございますか。

○藤井(中)政府委員 第二条は、確かに委員御指摘のような字句があるわけでございます。が、これが日米経済摩擦におきまして日本の履行すべき安保条約上の義務であるというふうな意見は、ア

アメリカの行政府はもろろんのこと、議会においてもそのような安保条約の二条というものを取り上げての議論というのは、私は寡聞にして聞いておりません。

それから、先ほど大臣御答弁になりましたように、貿易と防衛問題とをリンクすべきでないという考え方は、日本政府の考え方のみならず、アメリカのワインバーガー国防長官その他行政府が一致して常に再三述べているところでございます。先ほどのF S Xの取り扱いの栗原三原則も、その三原則の意味しておるところは、これは防衛上の考慮から決定されるべきであつて、両国の産業あるいは企業の意図あるいは利害というようなことで決定されるべきでない、すなわち、防衛と貿易の問題を切り離すべきであるという基本的考え方に基づいているものでございます。

○高沢委員 この安保の第二条は、同じような趣旨が北大西洋条約、N A T Oにもある、こういうわけですね。そういったしますと、このアメリカ、ヨーロッパ諸国、そして日本、この範囲にわたる年々の動きとして今いゆるサミットがあるわけです。あのサミットの中ではそういう西側の統一的な安全保障政策をやる、同時に今度は、西側諸国の間における貿易、経済問題もやる。私は、実際のサミットの今までの、ランブイエ以来の経過を見れば、ますますそういう安全保障、軍事問題と経済問題が不離一体というような形で進行してきておる、こう思います。

その点で、今申しましたこの安保の第二条というものを見たときに、この経済協力条項というのはただ単なるお飾りではなくて、これによつていゆる自由主義国として日本は、経済では何をやるんだ、軍事では何をやるんだというふうには、アメリカから現に求められているし、サミットの場でも求められるというふうなことに現になつておると思ひますが、その意味においては、第二条が直接日米間で交渉になつたことはいふと今藤井局長言われましたが、そのことはそうかもしれない。しかし、アメリカ側の日本に迫ってくる対応の中

には、私は、このことは大前提にしっかりと向こうは踏まえて迫っている、こういうふうに向かうわけでありませぬ。

そういういたしますと、これからの日米の経済関係や日本・E C諸国の経済関係を打開していくのには、よほど日本としても新たな観点に立つてひとつ対処していかなくばいかぬじゃないか、こんなふうに向かうわけでありませぬ。現実には、大臣、アメリカからいろいろ導入するAWACSとかエイジス艦とか等々、非常に高い買い物ですが、これは買えば当然ドルで払うんでしょ。そのドルというのは当然、大きな日米の今の貿易摩擦を埋める役割を果たすのじゃないんですか。この点はどうでしょうか。

○倉成国務大臣 AWACS購入の計画というのは、寡聞にしてまだ聞いておりませぬ。

○高沢委員 それじゃ、F 15でも結構です。それを買えばドルで払うんでしょ。そしてこれから、そういうAWACSにせよ何にせよ買うとなれば、当然ドルで払うわけでしょう。そのドルの支払いというものはやはり非常に大きな対米ドル支払いになる。この貿易の片貿易をそれが埋めていく、そういうものに現実にはなっていくというこの関係というのは、大臣、やはり否定できないでしょう。いかがでしょうか。

○藤井宏政府委員 委員のせっかくの御指摘でございますけれども、日米間の片貿易、大変に巨額の黒字を日本が出しておるわけでございます。それをいささかでも埋めるために日本の防衛問題を使うあるいは防衛上の購入に使うという考慮は、寡聞にして、日本政府には一切存在してないといふことではございませんし、当面、確かに一つ懸案としてございますのがF S Xでございます。AWACSについては、今回の総理の訪米でも何にも話が出ておりませぬけれども、そのF S Xにつきましても、先ほど申し述べましたように、これは日本の防衛上何が必要なのか、もちろんそれは日本の防衛と申しますときに日本単独ではございませんで、日米の防衛協力、そういう

観点も入れてでございますけれども、純粹に日本の防衛上何が必要なのかということと検討していくということも米側にも申し述べまして、アメリカ側にもその原則に関する限りについては理解を得ているのではないかとこのように存する次第でございます。

○高沢委員 くだいですが、日米の経済、貿易関係をみると、今まで日本がアメリカから買うもの非常に大きいものは小麦であるとか大豆であるとか等々、農産物はアメリカからの日本の非常に大きな買い物であつたわけですね。その後、しかし日本からアメリカへの輸出がほとんど伸びていくにつれて、今度アメリカは日本に対して、工業製品も買え、当然そうなります。また、現に買つてきました。買つてきたけれども、技術の差であるとか品質の差であるとか等々の関係から、アメリカから日本が買う工業製品というものは、こちらからアメリカに出す工業製品と比べれば、比較にならない大きな格差が開いてきておるといふこと、アメリカ側は日本にも工業製品を買え、こういうことが今求められているわけでしょう。

そして私が言うまでもなく、仮にF 15であろうとあるいはP 3 CであろうとAWACSであろうと、これは工業製品なんです。工業製品をもつと買え、その工業製品の中に、こういうアメリカの兵器が、向こうから言えば最高の工業製品としてあるわけですね。そしてそれは非常に大きなドルの支払いを当然もたらすといふことを考えたときに、日本政府は防衛と経済の結びつきはやはりやません、考えておりませぬ、さつきからそういう説明、それはわかりました。だが、相手はこの結びつきというものを常に頭の中に持つて日本に付いてきておる、日本に迫ってきておる、こういうことではないのですか。私は、そういう立場で安保の第二条というものを今改めて見直すことが必要じゃないのか、さつきからそう言っているわけ

です。

○倉成国務大臣 せっかくの高沢先生の御意見でございますけれども、御案内のとおり、アメリカ

が日本に求めておられますのは、やはりI S パランス、すなわち貯蓄と投資とのインバランスがある、日本に恒常的な経常収支の黒字があるという問題でございます。

また、アメリカは恒常的な経常収支の赤字がある、これが非常に巨大な額に達しておる、日本がアメリカの経常収支の赤字の原因の三分の一以上を占めておる、こういうところに問題があるわけでございますので、日本に求めておるのは内需の拡大であり、また日本が一割国家として国際社会にいかん貢献していくかといふことでございます。本予算成立後、自民党が今提唱しております三百五十億ドルに及ぶ内需の拡大、また二百億ドルのアンタイドの資金の還流、こういう問題がアメリカの要請にこたえる、また一割国家の日本となるべき立場だと思つておるわけでございます。

今、高沢委員のお話になつたような御意見は、アメリカの上院下院の議員の方々の中にはそういう御意見の方はございます。それは事実でございます。しかし、少なくとも行政府においてそういう公式な御意見を伺つたことは私は寡聞にしてございません。

○高沢委員 私が今申し上げたようなことは、アメリカの議会にはあると大臣はおっしゃつたんですね。これは重要だと私思うのですよ。(倉成国務大臣「一部」と呼ぶ)一部ですか。一部でも結構です。一部でも結構ですが、何分対日報復のそういう貿易法案をわあつと圧倒的多数で決めるのがアメリカの議会ですから、今のそういう考え方は、一部がいつ大部分になるかわからぬ。そしてこれかも——既にレーガン大統領は終るわけですね。——もういよいよ、次の大統領が果たして共和党の大統領になるのか民主党の大統領になるのか、これは今後の問題でしょう。けれども、とにかく今のアメリカの上院下院は民主党が多数を占めておるといふような状況の中で、仮にこの次、民主党の大統領が出てくるというふうなことになつたときに、そしてそのときの日米の貿易摩擦、経済摩擦がますます激化しておるといふような状

況があるとすれば、私はまさに貿易摩擦の解決のためにもっと兵器を買え、もっとそれによってドルを払え、こういう問題が出てこない保証は全くない、私はそう思いますね。

○高沢委員 もうこれで終わります。最後に大臣の言われたアメリカの財政赤字を解決しなければいかぬ、アメリカの産業も競争力を強めなければいかぬ、これはアメリカの立場。そういうアメリカの立場であることは、私もそのことを認め、この点では大臣と最後は見解が一致します。

ただそこで、そのアメリカの財政の赤字と貿易の赤字、要するに双子の赤字と言われる、これは密接不可分の関係なんですね。だから、アメリカが本当に自分の貿易体制を立て直すとしてもするならば、この財政赤字を解消するという方向に向かつて、それは相当痛い面もありましようが、アメリカみずから自分の体質を改善する、政策を改善すること、これが必要になると私は思いますね。

○倉成国務大臣 私の言葉が足りなかったと思いますが、ごく一部の議員の中に高沢委員と同じような御意見の方があるという事実を申し上げたわけでございます。

○高沢委員 もうこれで終わります。最後に大臣の言われたアメリカの財政赤字を解決しなければいかぬ、アメリカの産業も競争力を強めなければいかぬ、これはアメリカの立場。そういうアメリカの立場であることは、私もそのことを認め、この点では大臣と最後は見解が一致します。

ただそこで、そのアメリカの財政の赤字と貿易の赤字、要するに双子の赤字と言われる、これは密接不可分の関係なんですね。だから、アメリカが本当に自分の貿易体制を立て直すとしてもするならば、この財政赤字を解消するという方向に向かつて、それは相当痛い面もありましようが、アメリカみずから自分の体質を改善する、政策を改善すること、これが必要になると私は思いますね。

○倉成国務大臣 ただいま大変適切な御指摘をちょうだいいたしました。拳々服膺いたしました。御期待に沿うように努力したいと思います。

○山口委員長 次に、渡部一郎君。○渡部(一)委員 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるとの件につきまして、私は御質問させていただきます。

この協定につきまして前提となっておりますのは、日米安保条約が日本の安全保障におきまして一定の役割を果たしているということを公明党といたしまして認識している立場であります。その存続の必要性につきましては、憲法の条項に照らしつつ合憲の範囲内におきまして安防防衛面での提携を含む日米協力関係を支持するものでござい

○高沢委員 もうこれで終わります。最後に大臣の言われたアメリカの財政赤字を解決しなければいかぬ、アメリカの産業も競争力を強めなければいかぬ、これはアメリカの立場。そういうアメリカの立場であることは、私もそのことを認め、この点では大臣と最後は見解が一致します。

ただそこで、そのアメリカの財政の赤字と貿易の赤字、要するに双子の赤字と言われる、これは密接不可分の関係なんですね。だから、アメリカが本当に自分の貿易体制を立て直すとしてもするならば、この財政赤字を解消するという方向に向かつて、それは相当痛い面もありましようが、アメリカみずから自分の体質を改善する、政策を改善すること、これが必要になると私は思いますね。

ものになりますように努めていくことが私どもとして大事なことはないか。さらに我が国の貢献は、防衛軍面に偏るのではなく、平和外交や経済協力、先端科学技術の分野で特に行くべきなのではないかというふうに考えているわけでありま

○渡部(一)委員 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるとの件につきまして、私は御質問させていただきます。

この協定につきまして前提となっておりますのは、日米安保条約が日本の安全保障におきまして一定の役割を果たしているということを公明党といたしまして認識している立場であります。その存続の必要性につきましては、憲法の条項に照らしつつ合憲の範囲内におきまして安防防衛面での提携を含む日米協力関係を支持するものでござい

○高沢委員 もうこれで終わります。最後に大臣の言われたアメリカの財政赤字を解決しなければいかぬ、アメリカの産業も競争力を強めなければいかぬ、これはアメリカの立場。そういうアメリカの立場であることは、私もそのことを認め、この点では大臣と最後は見解が一致します。

ただそこで、そのアメリカの財政の赤字と貿易の赤字、要するに双子の赤字と言われる、これは密接不可分の関係なんですね。だから、アメリカが本当に自分の貿易体制を立て直すとしてもするならば、この財政赤字を解消するという方向に向かつて、それは相当痛い面もありましようが、アメリカみずから自分の体質を改善する、政策を改善すること、これが必要になると私は思いますね。

というのは一体英語で何と呼ぶのでありましようか。米国ではこうした表現はどうやらないようございまして、こちらは思いやりと言っておりましても、先方は思いやりとはとっておりません、日本をうまくたぶらかした予算とかなんと言っているのかもしれない私は思うわけで、こういう奇妙な思いやり予算をこの際決着をつけようという気持ちで言っておられるのはわかるわけでありますが、両国のこの問題に対する反応の仕方、考え方、その辺をまず御説明いただきたいのであります。

○藤井(宏)政府委員 ます第一点でございますけれども、この協定は労務に関する協定でございます、それからその思いやりでございますけれども、この協定に關しまして正式な意味で思いやり予算という言葉は出てまいりませんが、この背後にございましては累次本委員会でも御説明申し上げておりますけれども、昭和五十三年、五十四年にいわゆる思いやりの予算をつかまして在日米軍の日本人労働者の給与の一部を日本政府が見たわけでございますが、その際出てまいりました俗稱でございます。当時の金丸防衛庁長官の御発言から思いやりという言葉が一般に定着したわけでございますけれども、これをアメリカでは何と言っているかという御質問でございますが、アメリカには思いやりという言葉はございませんで、どうしても必要などときにはローマ字でOMIYARIと書くこともございますけれども、一般的にはファシリテイズ・インプレメント・プロジェクトとか、そういう通常の言葉で呼んでいられる失礼いたしました。ファシリテイズの方は施設の方でございますし、それから労務につきましてはレーパー・コスト・シェアリングというふうに呼んでおるわけでございます。

○渡部(一)委員 今おっしゃいました表現の御様子ではその思いやりの内容が、まさに藤井さんが見事におっしゃいましたように、レーパー・コスト・シェアリングという労務費を一部分担するとい

いう意味のお言葉と、それからファシリテイズ・インプレメントとおっしゃいまして施設を改良する費用と、両面を述べられた御様子であります。

この協定は労務費の部分だけを直そうという協定の御様子でありまして、ファシリテイズ・インプレメントの費用という形で出ている思いやりの方につきましてはそのままの形になっていると理解してよろしいわけですね。

○藤井(宏)政府委員 施設整備に關連いたしましては本件協定は何ら関係ございません。

○渡部(一)委員 私が見てまいりますと、アメリカではホスト・ネーションズ・サービスというふうには、ホスト国のサービスだといふふうな総括的名称でどうやら呼んでいられるようございまして、今藤井さんのおっしゃいましたように、日本のこの安条条約及び地位協定に基づくお金の出し方については二十四条の一項及び二項に規定されているとおりでございまして、私は、この一項、二項を拝見する限り、労務費の部分と施設に關する部分の両面にわたって日本は思いやり予算を出し続けたように見えるわけでありまして、そしてその金額は、五十三年においては先ほどの御説明にありましたように労務費として六十一億八千七百万円というものが提出されておりますが、五十四年からは施設費がこれに加わってまいりまして、百四十億二千四百万円が加わり、労務費は百三十九億六千四百万円になり、合計二百七十九億八千八百万円であり、昨年の六十一年においては、施設費は六百二十六億八千三百万円、労務費は百九十億六千七百万円、合計して八百十七億五千万円であったといふふうな受け取っているわけでありまして、それで間違ひはございませんか。

○藤井(宏)政府委員 間違ひございません。

○渡部(一)委員 そういたしますと、地位協定の二十四条一項で規定されているとおり、そのほかに日本側が地位協定に基づいて提出しているお金を合わせますと、六十一年においてはこの八百十

七億五千万円を加えて二千八億何がしといふような金額になると思われるのでございますが、それで間違ひございませんか。

○岩見政府委員 ほぼ間違ひないと存じます。

○渡部(一)委員 そうすると、甚だ深刻な話になってくるわけでございますが、この協定のこうしたやり方で思いやり予算の部分、私の用語で言うわけですが、地位協定に違反しそうな労務費の支払いについてはこれでクリアすることができ、だけれども地位協定で違反しそうな施設費、思いやりによる施設費の方はそのまま残存するとしたら、これは一体どういふことになるのでしようか。

○藤井(宏)政府委員 これは、思いやりといふことについて若干の御説明を要すると思つてございまして、昭和五十三年以降思いやりといふことが出てまいりましたその背景は、円高、石油危機等ございましたけれども、その際に、いわゆる思いやりと言われておりますのは二つの問題に關連しておるわけでございます、一つは、施設、区域に關連するもの、もう一つは、労務に關連するものでございます。前者の施設、区域に關連するものにつきましては地位協定二十四条二項に原則がございまして、さらに地位協定三條におきまして米軍がその管理権の中で工作物などを建造することができるといふことがあり、これが建造するなり提供すること、あるいは日本が建造するなり提供すること、この二つが、両方がダブっているところがあるわけでございます、この点について米軍の状況を察しながら日本政府として二十四条二項上であることはできるわけでありたいといふことが施設、区域の思いやりかと思つております。

本日御審議いたしております協定は、先ほど来申し述べておりますように労務に關するいわゆる思いやりに關連するわけでございますが、それは五十三年度におきまして、労働力を使用するのに直接必要な経費、これがアメリカ政府が支払うべき経費であるといふ解釈に至りまして、すなわ

ち、そこで法定福利費とか任意福利費などを除くといふことに解釈したわけでございます。さらに、労働力を使用するのに直接必要な経費といふ中であつても、さらに五十四年度には、日本の国家公務員の水準を超える部分については、これはアメリカが、米軍が支払うべき経費ではないといふことで、格差給、語学手当などの支払いにつきましてこれを日本政府が負担するといふ解釈に到達したわけでございます。

その後、累次政府が答弁申し上げておりますように、これが労務費に關する地位協定二十四条を解釈できる日本政府としてはぎりぎり最大限であつて、これ以上の負担は何らかの地位協定の解釈では不可能であるといふことを従来から申し述べてきていたわけでございます。

○渡部(一)委員 さて、この辺から大変な難問になってくるわけですね。ただいまの御答弁を聞いていても、極めてあいまいな御答弁を聞いても、思いやりの中で処理されてきたものがあるわけで、やりの中で処理せられないところのレベルに到達したので、この協定が必要なんだと御説明されようとしていられるらうと私は思つております。それは、我が国の法律に対する解釈は、一円でも違法なものは違法だし、合法なものも合法だといふのが法律の解釈だろふと思つております。ところが、この労務費に關する負担が、あるレベルは思いやりでいい、あるレベルを超えてきたら思いやりじゃもうだめなんだという理論を言おうとされておられる御様子に、見えますか。これは、何円から上がいかぬのか、何円から下がいかぬのかといふ議論なら簡単に私らは理解することができると。

しかし、何かお話を伺つていられると、そのところろはあいまいに質、量の問題掛け合せて、従来の地位協定に關する解釈と違うレベルの問題でお話をしようとしておられるやに見える。特に藤井さんの過去の御答弁を引張り出して恐縮でございますが、その中にはその点が明示されておつて、「思いやり予算で行つておりますのは従来から生活關連が多いわけでございますけれども、それだ

けではないということをごいまして、理論的には、先ほど申し上げましたように、思いやり予算においていろいろな施設の提供が可能であると考へております。」と、その先にいろいろ条件をつけておっしゃっておられる。要するに、限界があるということをごいするほのめかした御答弁が藤井さんの御答弁にいろいろあるんですね。

あなたは一体思いやりのどこを違法と言っておられるのか。違法でないということなら、思いやりのときは合法で、そしてそれがどうして破綻したのか、そしてこの協定にならなければならぬのか。もし今回の協定が必要だということのだったら、思いやりの分は全部違法なのではないか。前のも合法だというなら、この協定は要らないのではないか。両方合法だというなら、どうして一つの現象に対して二つの説明を必要とされたのか。まさにこれはプロレスで言う4の字固めのような奇妙な奇妙なお話を今されようと言われてる。私は、できれば御答弁いただきたい。できなければ後から頭を冷やして御答弁をいただきたいと思うのですが、どうでしょうか。

○藤井(宏)政府委員 まことに申しわけございませんけれども、ただいまの渡部委員の御指摘は、いわゆる思いやりに二つございします。施設、区域の提供の話と、それから労務の話と、どうやら一緒になってしまうのではないかと、どうやら一に、申しわけございませぬが推測いたします。私が申し上げましたことは、その施設、区域の方の話ではないかと思ひます。

○渡部(一)委員 労務の話に絞ってさしていただきますと、これは地位協定第二十四条一項は、合衆国軍隊を維持することに伴う経費ということが記載されております。その合衆国軍隊を維持することに伴う経費は米軍が負担するという事になっておるわけでございますが、先ほど申し述べましたように、昭和五十三年のいわゆる思いやりの解釈によりまして、合衆国軍隊を維持することに伴う経費というのは、米軍が労働力を使用するのに直接必要な経費ということである、すなわち、法定福利費、任

意福利費などはその直接必要とする経費ではないので、これは日本側が負担し得るものなのだという解釈を行ったわけでございます。これが思いやりの第一でございます。

さらに五十四年度に至りまして、国家公務員の水準を超える部分については、これも合衆国軍隊を維持することに伴う経費ということ、すなわち、労働力を使用するのに直接必要な経費とはみなされないとということで、この部分につきまして、具体的には格差給、語学手当でございますけれども、これについては日本政府が負担するという事を行った。これが労務に關します我が国のいわゆる思いやりでございます。その後一貫してこの点について我が方が負担を行っておると同時に、これ以上二十四条一項の解釈では我が国は労務については負担できないということをお累次国会等において答弁してきておるわけでございます。

○渡部(一)委員 施設に關する思いやりの分については私は後ほど議論しようとしたのです。余りごちゃごちゃやるから、施設に關する思いやりはそのまゝほうっておくということは、思いやり予算で施設費の方だけ残るのでねと後で聞くつもりなのです。あなたはうんと言う気なのではないか。そうすると、思いやり予算が残るわけだ。労務に關する思いやりだけはこれで消えるとおっしゃっているだろうと私は思うのです。そうでしょう。

○藤井(宏)政府委員 まことに申しわけございませんけれども、ただいまの渡部委員の御指摘は、いわゆる思いやりに二つございします。施設、区域の提供の話と、それから労務の話と、どうやら一緒になってしまうのではないかと、どうやら一に、申しわけございませぬが推測いたします。私が申し上げましたことは、その施設、区域の方の話ではないかと思ひます。

しますよと言ひ始めていますのでしよう。そうすると、外務省の説明の仕方はまさにこの問題について三回変わるわけになりますね、答弁が。さあ、変わってないと言事説明してください。どうぞ。

○柳井政府委員 ただいま先生から合法か違法かという御質問がございましたので、若干繰り返しになりますけれども、私の方から、これまでの措置及び今回の特別協定についての考え方につきまして整理させていただきます。

先ほど藤井局長からも答弁がございましたように、我が国が五十三年度以降とてまいりましたいわゆる労務に關する思いやりの措置でございますけれども、これは、二十四条一項でアメリカが負担する義務とされている労働力を使用するのに直接必要な経費とはみなされないような経費、例えば法定福利費あるいは任意福利費等を我が方が負担したということでございます。

また、五十四年度以降につきましては、国家公務員の水準を超える部分についての経費を負担したということでございます。この後者につきましては、二十四条一項に言う合衆国軍隊を維持することに伴う経費につきましては、労務につきましては、在日米軍がその任務を遂行していく上で必然的に発生する経費というものでございまして、具体的にいかなるものがこの経費に該当するかということになりますと、これはやはり個々の経費の性格に即して判断すべきものであるというのが政府の一貫した考え方でございます。

したがって、若千長くなりまして恐縮でございますけれども、五十三年度以降あるいは五十四年度以降とてまいりました労務費に關するいわゆる思いやり、労務費に關する我が方の負担というものは、現行の地位協定の範囲内のものであるという意味におきまして合法であるということでございます。

これに對しまして、今回負担しようとしておりますのは、ただいま申し上げたような解釈によりましてアメリカ側において負担する義務があるというのが現行の地位協定第二十四条一項の趣旨である、そういう費目の経費でございます。そこで、これを我が方が負担するとなれば、現行の地位協定第二十四条一項の原則とは違つてやるわけでございますので、そこで、これを暫定的に、また特例的に、また項目も限定いたしました特別措置に關する協定というのにもまとめまして、その締結について国会の御承認をお願いしている次第でございます。

したがって、従来のは解釈上合法ということでございます。また、今度は特別協定の締結という形で合法ということでございます。

○渡部(一)委員 そうすると、今おっしゃいましたことは、思いやり予算は全部そのまま残つていて、これは新しく米側が払う分についてどうするのだ、こういう意味ですか、労務費についても。○柳井政府委員 労務費について補足させていただきますと、今までとてまいりました措置につきましては、それは引き続き我が方が負担する、しかしながら、今まで五十二年、五十四年以来とてまいりました措置以外のものにつきましては今回のこの協定で我が方が負担することになるということでございます。

○渡部(一)委員 そうすると、福利費であるとか格差給であるとか、福利厚生費に關する部分等は、今後も思いやり予算として労務費としては残る、

こういう意味ですね。

○柳井政府委員 今までとつてまいりました措置は、残るといふ表現がいかがうかは知りませんが、これも引き続き行かうということでございます。その点につきましては、今回の特別措置に関する協定に附属された合意議事録の一項でございますが、この一項で「協定第一条に掲げる手当には、協定の効力発生の際日本国による負担の対象となつていない部分を含まないことが確認される」という確認規定がございます。したがって、この協定の発効の際、我が方が既に負担している措置はこの協定の対象ではないということでございます。

○渡部(一)委員 今おっしゃいました合意議事録というのにはここに配付されておりますか。

○柳井政府委員 参考資料として配付申し上げたはずでございます。恐縮でございますが、ちょっとお調べいただきたいと思つて、今回の特別措置に関する協定についての合意された議事録という表題で、左の上に(参考)というふうに書いたものがあると思つて、恐縮ですが、お調べいただきたいと思つております。

○渡部(一)委員 そうすると、この協定は、日本側の思いやり予算というものは今後増大させていくということも前提とした上で、労務費及び施設費——施設費の話も一緒にしてしまひましょう。両方を含んだ上で、さらに米側の労務費の一部を負担していく。そういう上にさらに乗せた話である、こういうふうな思えばよろしいわけですか。

○柳井政府委員 先ほど来御説明していることと若干重複するかもしれませんが、これまで日本政府がとつてまいりました措置、すなわち五十二年及び五十四年以來とつてまいりました措置は、先ほどの藤井局長の御答弁にもありましたように、現行協定の枠内でなし得る措置としては最大限ぎりぎりのものであるという意味におきまして、これには非常にはつきりした限界があるわけでございます。

他方、今回とらうとして措置につきましては、これは最近の経済情勢の変化、労務費の急激な逼迫等にかんがみまして、暫定的、特例的、また時間的にも、時間的にも申しますのは、今回の措置に関する協定を五年間に限るといふことでございますが、それとこの協定第一条に掲げられた限定された諸手当、これに対象を限定いたしまして特例的な措置をとるといふことと、いわゆる思いやりを際限なく広げるといふ趣旨ではございません。

また、施設整備の関係につきましては、地位協定第二十四条二項は、すべての施設、区域をこの協定の存続期間中合衆国に負担をかけるので提供すること、これは日本側が提供するといふ趣旨のことと定めておるわけでございますが、これが日本側の地位協定上の義務でございます。したがって、この第二十四条二項の規定の内容に合致するものでございますれば、地位協定第二十一条に基づきまして、合同委員会を通ずる日米両政府間の協定を締結することによりまして我が国の経費負担において施設、区域の提供を行うことになるという関係に相なるわけでございます。

したがって、施設の方に関して申し上げましたれば、我が国が行つてきている在日米軍の施設の整備というものは、現行の地位協定第二十四条に基づいて自主的な判断で行つていられるものでございまして、そのために、施設の方の経費負担のために新たな協定が要するというのではないわけでございます。繰り返しになりますけれども、施設の提供に関する経費負担は現行の地位協定第二十四条二項に基づいて日本国政府が行うということとでございます。

○渡部(一)委員 甚だごちゃごちゃしている話ですが、この地位協定の第二十四条において明快に否定されている労務費が思いやり予算という形で執行されていることに対して、私は非常に大きな疑義を感じております。これはむしろ地位協定本文の方を変えないで特別協定という形で次から次へと妥協を続けていく、実質的な妥協——協定をむ

しる日本側から破つていくという形については、日本外交の毅然たる態度をみずから捨て去つていくものではないかという感じを持つておるわけでありませぬ。

また、この協定においては、それになぞつてその部分を修正するのみか、暫定的、特例的なものとしてさらに労務費の多額の負担を際限なしに行うというところは、政府の協定の運用、解釈において問題が残るのではないかと思われるのであります。

そして、思いやり予算のうちの施設の方について言いますならば、地位協定第二十四条一項で言う維持的経費の具体的な定義がないために、運用について勝手な解釈を次から次へ行つていく形で、アメリカ側の要望にこたへる形で日本側の経費負担をゆるぎなく広げてきたきさつがある。こういうやり方は行政の担当者として適切でないといふ運用ではないか、私にはそう思つてならないのであります。その点について御答弁いただきたいと思つております。

○藤井(宏)政府委員 先ほどからるる御説明している点でございますが、まず本件協定でございますけれども、本件協定には労務に関するものだけでございます。で、労務につきましてこれが際限なく広がるということはありません。先ほどから御説明いたしておりますように、五十二年、五十四年に一定の解釈上の措置として一定の負担を行つたわけでございますけれども、今回さらに、条約に明記してございますように、調整手当、扶養手当等、それから季節手当、それから退職手当につきましてその二分の一を限度として限定的、それから五年間ということと暫定的に、さらに従来の地位協定第二十四条の原則に触れないという意味で特例的に今回の協定で措置をするということとございまして、そういう意味におきまして、金額的にも、それから時間的にも限定が付されておるわけでございます。

この理由をいたしましては、けさほどからも御説明しておるわけでございますけれども、最近の

急激な円高等、経済情勢の変化によりまして在日米軍の従業員の労務の不安定、雇用の不安定ということが生じておりますので、この安定化に資し、よつて在日米軍の機能の円滑な推進ということに資するといふ見地から、この暫定的、特例的、限定的な措置をお願いする、条約をもつて国会の承認を得た上でお願いするということとございまして、日本政府が負担し得る労務というものは非常に明確に限定されているわけでございます。

それから、施設の方の話というのはこれと全く別な話でございますけれども、地位協定の解釈上、地位協定第二十四条二項で日本が米軍に負担をかけるに提供するということと、それから三条で米軍自身も自分である程度建て得る、管理権の範囲内で建て得るということとの絡みをどこに持つてくるかというところは、これは条約の解釈というよりはその運用でございます。合同委員会を通じて日米で話を行いました上で特定の施設などにつきまして提供を行うわけでございますけれども、従来から政府が累次述べておりますように、その際の判断の基準といたしましては、我が国の財政状況、それから特定の当該施設の在日米軍の任務遂行上の見地、それとの関連でどういふ意味を持つていられるかということ、それからその施設の経済的、社会的影響等を総合的に勘案いたしまして、日本政府としてそれぞれの施設についてアメリカに提供すべきか否かということとを判断し、アメリカと話し合いながら進めてきておることとでございます。その問題と今回の労務費の一部について新たに日本が支出するということとは直接の関連はございません。

○渡部(一)委員 そうすると、御説明をもう一回反発しないで何うか、今回の米軍の労務費については、従来思いやり予算ができる前とは違つて、五十二年以後思いやり予算が入つてから日本側の支出はふえたわけですね。そして、今回の協定によつて日本側の負担する分が大幅に多くなつた、こういうふうな解釈していいわけですか。

○藤井(宏)政府委員 基本的にはそのとおりでございませぬ。

ざいます。具体的には、来年度と申しますか今年度予算で百六十五億円、この取り決めとの関連で新たに予算に計上されておるところでござい

ます。○渡部(二委員) その費用は全体労務費の中で何%ぐらいになるのですか。比率としてどういふふうにあててきたのか。

○西村政府委員 お答えいたします。

在来の労務費の負担が全体労務費の約一六%でございまして、新しい協定による分を加えまして約三〇%を占めることになりました。

〔委員長退席、浦野委員長代理着席〕

○渡部(一委員) これは実質的に地位協定二十四条に基づく従来の日本のポジションを大幅に変更したものだと思ひます。これを特別協定という言い方で地位協定二十四条の精神を堅持したかのごとき言い回しをとりながら、実質的に安保の地位協定の改正を行ったものとしか見えません。こうしたやり方というものは、日米両国関係に対して安定する方向ではなくて極めて危険なやり方ではないか。

この地位協定二十四条に基づく支出金の解釈については五十二年、五十四年と変更を行ってきたというところを先ほどから述べられました。私も理解しているところでは、昭和四十八年三月十三日の大平答弁によりまして、「地位協定第二十四条の解釈につきましては、先般来御説明申し上げたところでありまして、この際、政府としては、その運用につき、原則として代替の範囲を越える新築を含むことのないよう措置する所存であります。」と述べられました。これは施設費に関する部分であります。取りかえるとき以外は私はないよという意味にこれは明らかに見えるわけでありまして、ところが、先ほどから労務費の話と並行してお話をいただきましたが、それによりまして、五十二年、五十四年から続々と労務費の変更が行われましたように、このあたりで施設費の支出について変更が行われたと私どもには見え

るわけでございます。

防衛白書によりまして、「昭和五十四年度から老朽隊舎の改築、家族住宅の新築、汚水処理施設の整備、老朽貯油施設の改築、消音装置の新設などを、これら施設・区域として提供することとして行い。」という明示されております。したがって、これも解釈変更が行われている。協定を

一遍結んだ際に、その結んだ協定を、日本式の用語で言いますといわゆる法律の弾力的運用で行うあるいは解釈変更で行う。そして何年も何年も積み上げてくる。それは我が国の利益を侵すことになるのではないかと、私はそう思えてならないのであります。法律、協定の運用に当たってはもう少し厳格な解釈をもつて行い、その厳格な解釈に適合しないとするならば、それを修正するかまるっきり新協定をもつて国民に信を問うというのが本

当のやり方ではないかと私は考えるのでござい

ますが、いかがでございませうか。

○藤井(三)政府委員 労務と施設の話と全く別

話でございまして、分けて再び御説明させてい

ただきたいと思ひます。

労務の話につきましては、先ほど来御答弁申し

上げておりますように、地位協定の解釈の変更を

昭和五十三年、五十四年にさせていただいた。今

回はその解釈の変更はございません。

今回は、日本がさらにその上に出し得るもの

について特定の期間と金額とを限りまして国会の御

承認を得て行い、こういうこととございませう。し

かも、今回の社会的諸手当、すなわち調整手当、

扶養手当、それから季節手当、夏季手当あるいは

退職手当、これはいずれも従業員の福祉、報償的

な性格でございまして、米国型の賃金概念にはな

じまないものでございませう。そういうものについ

て、日米でこの円高というやうな情勢を協力して

解決していくという意味から、その半分までを

めどに暫定的に措置するということに地位協定の

解釈、二十四条の五十四年、五十二年の解釈と似

通った考え方でございまして、全くなじまないも

のではないということが一つ。それから、いずれ

にしましても、これは円高等の一次的な情勢に対

する対処でございませうので、これを時限的に行

っている。従来からの二十四条の解釈はそのとおり

であるということから、協定の改定ではなくて、

地位協定の特例として暫定的に協定を結ばせてい

ただいた、こういうこととございませう。

それから、施設の方でございませうが、こちら

方は解釈の変更は一切ございませんで、いわゆ

る大平答弁というものが昭和四十八年三月十三日

に行われておりますけれども、その際も「地位協定第二十四条の解釈につきましては、先般来御説明申し上げたところでありませう」という前置きをいたしまして大平答弁があるわけとございませう。

その大平答弁と申しますのは、代替の際に運用の指針ということで大平答弁を行ってございませうわけとございまして、その大平答弁の運用の指針に

のつとりまして、先ほど来る申し上げてございませうように、日米合同委員会を通じて総合的な判断を行いながら個々の施設の提供等を話し合

ってきておるといふこととございませう。

○渡部(一委員) 私は今の御答弁にも釈然としな

いのであります。といひますのは、法律の運用に

ついて日米運用委員会において協議したという

のを盾にしておっしゃっておるようでありませ

うが、法律の解釈について、これはこの外務委員会

が当然その権限を持つべきものであり、政府が権

限を持つものであり、日米安保運用委員会の話し

合いをもつて決めるのを重視されたやうな言い方

はおかしいのであります。日米安保運用委員会は

交渉の場であつて、どのように主張するかは本委

員会並びに政府が決めるべきことではないかと思

うからであります。

そしてその上で、今円高があるから労務費につ

いて思いやりの思いやりとでもいふべきものをや

るといふやうに申されたわけでありませうが、少な

くとも地位協定において労務費の費用分担原則を

定めたということは重要なテーマであります。そ

の重要な費用分担原則をこうした特別協定とか解

釈変更に基づく行政措置などで行うことは余りに

も安易かつお手軽なやり方ではないか。それは我

が国の外交姿勢を毅然たらしむるものとはほど遠

いものではないか。最近、日米関係におきまして

は特にこうした事例が多いこととございませう。

こうした問題についても少し明快な、骨のある

解釈というものは行われてしかるべきものではな

かつたのかという印象を受けて仕方がないのであ

ります。

もう一つ最後に具体問題を申し上げてございませ

うが、大平答弁が変わつてないとおっしゃるので

ございませうが、施設の用途につきましても、施設

の範囲が代替の範囲を超えないと言ひながら、事

実は次から次へと新設されていく。先日の国会の質疑を拝見してございませうが、艦隊作戦統制セン

ターというものをつくるに当たつても、それはま

るつきりの新規と思うのですけれども、施設費の

中で充当できるという答弁を行われた御様子で

ございませう。

飛行機とか弾薬庫とか、我々は安保条約を支持

する立場からすべてをノーと言つておるわけでは

決してありませんけれども、そのような問題につ

いてどちらに主権があるのかわからないやうな提

起を続々なさつておられる。私は、地位協定二十

四条に基づく施設費の認定について、日本とアメ

リカのどちらに主権があるのかわからないやうな

感じがして仕方がないため、政府の統一見解を、

今後においても結構でございませうから、少なく

とも明示されるやうに望みたいと思ひますので

ございませうが、この点いかがでございませうか。

○藤井(三)政府委員 累次御説明申し上げてお

りますように、施設の提供につきましては、我が国

といたしましては、その特定の施設、当該施設の

在日米軍の目的遂行との関連、それから我が国の

財政状況、その当該施設が我が国に及ぼします経

済的、社会的な影響などを総合的に判断して決

める、こういうこととございませう。

もちろん、我が国は一般的な施設提供の義務を

負つておるわけとございませうけれども、特定の施

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設

設につきましては、そういう見地からアメリカとお話し合いをしながら個々の施設についての提供の可否を決めておるわけでございまして、この点について、今回の労務費の協定とは何ら関連がないわけでございます。したがって、この施設提供の運用につきましては、従来からの方針を一貫して行っておりますところでございます。

○渡部(一)委員 大臣、最後にお願いをいたします。先ほどの論争を聞いておわかりのとおり、外交交渉の節度を私は問題にしているわけでございまして、この労務費に関する交渉は、一歩ずつ譲つてきて中身がどんどん変わつてしまつて、我が国民には余りよくわからないうちにこの特別協定にたどり着いたものでありまして、その辺、今後外務省としてしっかり御説明いただきたいと希望いたします。

もう一つは、施設費なのです。今お話しになりました言葉をとって恐縮ですが、施設費とは何かというのがよくわからないうちに、一方は地位協定の一項で出る、一方は二項で出る、そして交渉のしほりでどんどん広がつていくというだけで私どもは到底納得しがたいのであります。要するに、この協定で認められている施設とは一体何なのか。今後のしかるべき機会において統一的な見解を示されるように希望します。

○倉成国務大臣 施設の問題については政府委員からお答えしたとおりでございますが、先生が今御指摘になりました点、我々もいろいろと勉強させていたきたいと思います。

同時に、労務費の問題は、五十三年、五十四年、日本とアメリカとは御承知のとおり給与体系あるいは慣行等が違つてということで、語学手当とか格差給、いろいろそういうものがあつてつけ加えたわけですが、今回のものは、本来アメリカが支払うべき労務費について一部の特例を設けたわけでございますから、それは改正をなすべきではないかというような御意見もあるいはあるかと思ひます。先生の御意見はそういう意味だと

思ふのです。ただ、これは対象、それから期間が非常に限定された暫定的なものであるという意味において特例、特則と申し上げたわけでございまして、いわば地位協定を改定しないで新しいこういう特別協定を結ぶ、こういう形にしておるわけでございますので、御理解を賜りたいと思つてございまして。

○渡部(一)委員 時間もないこととございましてまことに恐縮でございますが、施設費の認定についての統一の見解をぜひ出していただきたい。そうでなければ到底納得できがたい。というのは、この施設費というのが何かわからぬうちに一方でふえていく。労務費の方は労務費の方で、本協定のような形で思いやりの上に付け加してやる。何ともかんといいがたいしり抜け予算の格好になつてはならないかというのが私の受けている印象です。しかし私は、労務費についてこの協定ができていふことを全面否定しておりません。本協定を直さないで特別協定でやるというやり方、これはかなり異常だと申し上げておるわけですが。

しかし、今私が最後に問題にしているのは、施設費の認定について、施設費というものについて個々に案件審査すると先ほど言いました。個々では困ります。個々だったら、どこまで個々で広げるのですか。だから私は、それが施設費なのか、それについて見解を示していただきたい。そうでなかつたら私の質問は留保するしかない。留保するならばきよう採決できませんよ。

○倉成政府委員 条約解釈の問題が基本かと思ひますが、執行いたしておる者の立場から御説明申し上げさせていただきますと存じます。

施設につきましては、地位協定の二十四条に「すべての施設」と書いてございます。すべての施設ということとございまして、どの施設この施設ということではなくて、すべての施設なんでございまして。それで実際問題、個々の年度におきましてどういふ施設をいわゆる提供施設整備費で賄つていく

かということにつきましては、先ほどから御説明がございましたように、何でもかんでもやるというわけには財政的な面からいかなるわけでもございませぬ。そこで、私どもが防衛関係費の中で充て得る金額というのはおのずから限度がございますから、その限度の中で米側の要望のある施設につきまして、これとこれではできないけれどもこれはできません、こういうことで個々の選択をしているわけでございまして。

○倉成国務大臣 先生のおっしゃる意味はよくわかります。したがって、少し問題を整理して、ある機会をとらえて御説明を申し上げたいと思ひます。

○渡部(一)委員 じゃ、結構です。どうもありがとうございます。

○浦野委員長代理 神崎武法君。

○神崎委員 私は、日ソ文化協定と原子力事故の通報、援助条約関連につきましてお尋ねをいたします。

初めに、日ソ文化協定の関係でお尋ねをいたしたいと思ひます。

今回の日ソ文化協定の締結によりまして、日ソ両国間の文化、教育及び学術の各分野におきまして交流が一層促進されますことを私も強く期待をいたしたいと思つております。

ところで、ゴルバチョフ政権が誕生いたしました三年になるわけでございます。以来、グラスノスチ、公開性あるいはペレストロイカ、立て直しのかけ声のもとで、内政、外交を問わず目覚ましい変貌がなされてきたと受けとめられるわけでございまして、文化面でも第二の雪解けと呼ぶにあふさわしい質的な変革がなされているようにも思われるわけでございます。

したがって、お尋ねいたしたいのは、外務当局はこのゴルバチョフ政権になりまして、具体的に文化面でのどのような変化が起つていると認識をされているか、また、この文化面における雪解けはどこまで進むと見られるのか。これまでのゴルバチョフ政権下での雪解けがほとんどすべて

過去のものあるいは個人を対象としておりまして、政治的に直接影響のあるものについてはこれは認められていないというような見方もあるわけでございます。この文化面における変化というもの、雪解けがどこまで進むのか、そういう点も含めてお答えをいただきたいと思ひます。

○長谷川(和)政府委員 ソ連は、ゴルバチョフ政権になりましてから政治、経済あるいは先生が御指摘になりましたような文化、こういった各分野でいわゆるペレストロイカあるいはグラスノスチ、情報公開でございますが、これを進めているわけでございます。

具体的に文化の分野でどのような変化があつたかという御質問でございますが、文化面における措置を見ますと、例えば党あるいは国家の機関、文化関係の諸団体、こういった団体の幹部の入れかえ、または党の中央委員会の文化部長、宣伝部長、それから文化大臣、ラジオ・テレビ国家委員会の議長、映画国家委員会の議長、作家同盟の第一書記等々、こういった方々を新しい人でもって入れかえまして、言うなれば新しい血を入れたということでございます。

そのほかの事例を見ますと、長い間禁止されていまして「ドクトル・ジバゴ」、あの小説の発行が約束されて、あるいは非スターリン化の再開を示唆する映画がございまして、これは「懺悔」というタイトルだそうでございまして、これが全国公開される、あるいはトロツキーの名前などが新聞等に復活する、こういったような事象もございまして、また、新たに文化基金が創設される、こういったような新たな事象がございまして。

御質問でございますが、これがどこまで進むか。これは私たちとしても、現在こういった文化面における改革、これを政治、経済、社会、こういった他の分野の改革とともに注意深く見守つておりますが、現時点ではどこまで進むかというのは即断しかねる。私なども、先般日本に参りましたイズベスチヤのラプチェフという編集長の方にお会いしましていろいろ聞いてみたのですが、現状で

はソ連の方にあつても、どこまで進むか、こういうことに関する示唆は得られていないということでございます。政府としては今後とも注意深く見守つていきたいと思つております。

○神崎委員 国会承認条約という観点で見ても、我が国は二十四カ国との間に文化協定を締結しているわけでございます。それらの協定のタイトルは、日本国とどここの国との間の文化協定、こういうタイトルになっているわけでございませうけれども、今回のソ連との協定は従来のものとタイトルが違つてゐるわけでございませう。文化交流に関するところの協定ということになつてゐるわけでございませうけれども、このようにタイトルが従来の文化協定と異なつてゐるのほど、どのような理由によるのでありませうか。また、ソ連と同じスタイルの表題になつてゐる文化協定というものはほかにあるのでしょうか、どうでしょうか。

○田島説明員 お答えいたします。日本語の文化協定に当たるロシア語は、ロシア語の表現上適当でない、すなわち非文化的なものと対比しました意味での文化的な協定を意味することとなりますので、日本語の文化協定に当たる意味にしますために文化交流に関する協定とする必要があるというロシア語上の要請に基づくものでございませう。したがうして、従来の文化協定と比べまして何ら変わるところはないわけでございませう。

○神崎委員 ただいま御答弁になつた日中の文化協定のことなんでしょうけれども、この協定は国会承認条約になつてゐないと思つてございませうけれども、昭和四十九年二月二十日の大平外務大臣の当委員会における答弁によりますと、国会

の承認を経るべき条約として三つある、一つは「法律事項を含む国際約束」、二番目は「財政事項を含む国際約束」、三番目は「わが国と相手国との間あるいは国家間一般の基本的な関係を法的に規定する」という意味において政治的に重要な国際約束、これが挙げられてゐるわけでございませうけれども、中国の場合、どうしてこれは国会承認条約でなかつたわけですか。

○柳井政府委員 お答え申し上げます。国会承認の基準につきましては、ただいま先生御指摘のあつたとおりでございます。中国との間の文化交流協定につきましては、御承知のとおり昭和五十四年に署名されましたものでございませうが、その前文にも述べられてゐるとおり、昭和五十三年に国会の御承認を得て締結いたしました日中平和友好条約第三条におきまして、両国は、両国間の文化関係の一層の発展及び両国間の交流の促進のために努力するという趣旨の規定を置いてゐるわけでございませう。中国との文化交流協定は、この日中平和友好条約第三条の規定に基づきまして、文化、教育、学術及びスポーツの分野における交流の促進を図ることを目的として締結されたものでございませう。

具体的には、両政府がこれらの分野における交流につきましてそれぞれ自国の関係法令の範囲内でできる限り協力するということを取り決めたものでございませう。我が国に關しましては、この関係法律は国会の御承認を得て成立したものでございませうが、その範囲内でできる限り協力するということを取り決めたものでございませう。行政取り決めとして締結したものでございませう。

が第一点です。第二点は、相互主義の原則の国際法上の意味についていろいろ言われてゐるわけでございませうけれども、相互主義という言葉の意味、これが縮小均衡の傾向を持つということが一面では指摘をされてゐるわけでございませう。つまり、相互主義に基づいて双方の与える最惠国待遇の具体的内容の均衡を図ろうとした場合に、均衡は低い水準の待遇を基準になされるから、結局相互主義という考え方は縮小均衡の傾向を持つ、こういうことが一面で言われてゐるわけでございませうけれども、本協定の説明によりますと、日ソ間の「文化交流が今後相互主義の原則に基づく拡大均衡の方向で発展することが期待される。」と言つてゐるのである。

国際法上相互主義の原則の持つ意味について、日ソ文化協定で言わんとしてゐるところとどうもいろいろ違つてゐるようにも思われるわけでございませう。果たして縮小均衡の傾向を持つ相互主義を入れたのか、拡大均衡の方向で発展される相互主義の原則というものを入れたのか、よくわからないわけでありませうけれども、そこで本協定での相互主義の原則の意味も含めまして、相互主義の原則の国際法上の定義につきまして明らかにしたいと思つた。

○田島説明員 お答えいたします。先生の御質問の第一点でございますが、ほかに相互主義という言葉を使った協定があるかという点でございますが、日ソ文化協定にそのような表現が使われておられます。それから第二点の、相互主義の原則と拡大均衡とはどういう関係を持つのか、両立可能なかという趣旨の御質問と存じます。まず相互主義の意味についてでございますが、この第一条は「相互主義の原則に基づきこの協定を適用する。」といふふうに規定してございませう。その意味は、一方の政府がこの協定を適用して文化、教育及び学術の分野の交流を奨励、実施し、または他方の国民、団体に対して便宜あるいは機会等を与えるに

際しまして、他方の政府が同じように交流を奨励、実施し、または自国の国民や団体に対し同様の便宜、機会等を与えるということとを条件としてこちらの政府もそのような便宜を供与する、そういう意味でございます。

これは、従来の日本とソ連との文化交流がややもすれば相互主義ではなく偏つた面がございませうので、この点を是正することによつて拡大均衡を図ろう、つまりこの相互主義がきちんと貫かれていなかつたがために拡大し得なかつた要素がございませうので、その点を是正することにより、文化交流委員会も設けまして、そういう場で相互主義の点も話し合つたりして拡大均衡を図ろう、そういう意図に基づくものでございませう。

○倉成国務大臣 相互主義というお話がございましたけれども、ガットでもBOB、バランス・オブ・ベネフィット、相互主義というふうな感じの出た場合には、恐らく今先生お話しのように縮小均衡という感じが出てくるわけでございませうけれども、今回の文化協定においては全く文化交流を広げようということで、交流委員会が二年間の計画をしっかりとつくりたいということで、我が方の大きなイベントとしては、先ほども御説明いたしましたように六月からレニングラード、モスクワ、トビリシで歌舞伎の公演を一カ月行う。先方からは、今度はモスクワの芸術座が、歌舞伎公演のパーターで来年三月の予定でございませう。

○神崎委員 この相互主義が縮小均衡の結果をもたらすことのないように、拡大均衡が期待できるような御尽力をぜひともお願いを申し上げます。

思います。

続きまして、協定の三条の(ロ)によりますと、支払いの形態及び種類について、必要に応じて日ソ文化交流委員会で協議することになるというわけでございますけれども、いろいろソ連を訪問した方々に聞きますと、日本の演奏家等がソ連で演奏した場合の出演料はこれまでルーブルで支払われて、ソ連から持ち出すことができなかったために、毛皮などの土産品を買って帰らざるを得なかった、そういう点で問題点があるといういろいろの要望もございます。その点、何とか改善できないかということが要望としてあるわけでございますけれども、この点につきまして今回の協定で改善されているのかどうか、また、あるいは日ソ文化交流委員会の方でこの点については協議することになるのかどうか、この点についてお尋ねいたします。

○田島説明員 お答え申し上げます。

先生御指摘の問題は、本協定の交渉過程におきまして日本側といたしまして特に重視していただいております。ソ連側といたしましては、先般の結果、協定第三条(ロ)項におきまして、第十九条に規定しております日ソ文化交流委員会が作成します計画に含まれる公演や展示等につきましての支払い、それらにつきましても、それら公演、展示等を行う日ソ両国の当事者間の協議の結果を考慮しまして、必要があると認められた場合には文化交流委員会の場で協議するという旨を規定することといたしました。これによりまして、支払いの形態や種類、例えば支払い通貨の種類や複数通貨で支払われる場合の外貨の割合等につきましても問題がある場合には、民間ベースのものも含めまして日ソ文化交流委員会の場で提起し協議することが可能となったわけでございます。

○神崎委員 ぜひこういう問題もそういう場面で取り上げていただきまして、気持ちよく日本からもソ連に行くことができるようにお願いをいたしたいと思っております。

次に、協定の四条の二項で、大使等が相手国の

テレビ、ラジオに出演する機会が与えられることが合意をされているわけでございますけれども、ところが果たして現実にこういう機会が与えられるけれども十分な形で行われるかどうかという点が問題としてあるわけでございます。

と申しますのは、鹿取駐ソ大使が四月二十九日の天皇誕生日にソ連の国営テレビを通して恒例のメッセージを読み上げたけれども、北方領土に関する部分がソ連側の翻訳違いで誤解を生む表現になってしまった、こういうことがあったというところが報道されております。大使館としても、これに抗議して釈明を求めたと伝えられているわけでございますけれども、このようなことが生じますと、せっかくのテレビ出演がマイナスに作用するところがあるわけでございます。今後このように起こらないためにどのような措置を講じておられるのか、またこのような誤りが生じた際に、協定上どのように対処されるのか、お尋ねをいたします。

○長谷川(和)政府委員 たいだいま先生が御指摘になりました鹿取大使のスピーチでございますが、これはことしの四月二十九日にソ連の国営テレビで放映されました。鹿取大使のスピーチの翻訳について、我が方大使館がつくった原案とは違う言葉を使ったということがございましたので、四月三十日在ソ連大使館からソ連のラジオ・テレビ国家委員会及び外務省に対して、事前に合意されたロシア語訳が我が方に相談なく変更され、それがそのまま放映されたということにつきまして抗議をし、釈明を求めたところでございます。今後同様の事態が生じないように我が方としては一々きちんとした対応を行っていく方針でございます。

○神崎委員 今回、日ソ間の文化協定が締結されましたことは大変歓迎されるわけでございますけれども、真に文化交流の実が上がるかどうかは、協定十九条で設置されることになりました文化交流委員会の協議次第ということにならうかと思うわけでございます。それにおきまして日ソ両国政府の文化交流拡大に対する姿勢が大事だと思うわけでございますけれども、日本政府の姿勢と決意につきまして外務大臣に御答弁をお願いいたします。

第一類第四号 外務委員会議録第二号 昭和六十二年五月十八日

けでございますけれども、日本政府の姿勢と決意につきまして外務大臣に御答弁をお願いいたします。

○倉成国務大臣 今回文化協定が結ばれるわけでございますので、この機会に日ソ間の文化交流が、先ほどから申しましたように拡大均衡の形で、お互いに知り合うということが一番大切なことであると思っております。日本の代表的な芸術、文化を先方にも知ってもらい、またソビエトの文化、芸術を日本の国民にも理解してもらい、そういうことから両国の友好関係をつくり上げていきたいと考えておる次第でございます。

○神崎委員 時間の関係で、次に、原子力事故の通報、援助条約の關係に移ります。

今回この両条約が締結されましたことは一歩前進であろうかと思っております。ぜひとも今回の原子力事故の防止等実質面では何ら成果がないように思われるわけでございます。ぜひとも今回のこの条約の締結を第一歩といたしまして今後原子力事故の防止のためにさらに各国協議を行っていただきたい。そして追加交渉という形で一歩一歩着実に原子力事故の防止のための条約というものをつくり上げていただきたいと思っております。

その前提として、核の拡散問題についてお尋ねをしたいわけでございますけれども、最近パキスタンをめぐる核疑惑というものが指摘をされております。イギリスのオブザーバー紙のカーン博士の発言あるいは米タイム誌上のハク大統領の発言等によりまして、パキスタンが核を保有しているんじゃないかというような疑惑が指摘されているわけでございます。そのほかに、イスラエルは二十年前から原爆製造に着手して現在では百発以上保有しているという証言が、かつて原爆工場を働いていたという技師からなされて注目されております。あるいは米国の議会調査局の報告によりますと、一九八四年の段階で核兵器の実験、保有の公算が大きい国としてイスラエル、南アフガニスタン、インド、アルゼンチン、パキスタンを挙げ、

さらにリビア、イラク、キューバがそれに続く可能性があるということも指摘しているわけでございます。

一九七〇年に発効いたしました核拡散防止条約があるわけでございますけれども、たゞいまこの疑惑が向けられている国の多くは、この条約に加入していないわけでございます。条約の面からこれを規制することができないわけでございます。その意味におきまして、我が国としてこれら未加盟国に対して加盟のために働きかけるべきであると思っております。その加盟につきましてもいかなる努力を現在なされているのか、大臣にお尋ねをいたしたいと思います。

○倉成国務大臣 たいだいま御指摘のように、核兵器不拡散条約、いわゆるNPT条約でございますが、一九八七年三月現在加盟国は百三十五カ国でございます。我が国は一九七六年に批准をいたしました。主な非加盟国は、核兵器国としてはフランスと中国、それから非核兵器国としてはインド、パキスタン、イスラエル、南ア、アルゼンチン、ブラジル等となっております。御承知のとおりでございます。したがって、我が国は核不拡散条約は、核拡散防止と原子力平和利用とを両立させる国際的枠組みの基本との認識のもとで、NPTを基礎とする核不拡散体制の強化は国際的平和と安全に貢献するという意味におきまして、機会あるごとに国連軍縮会議等の場及び二国間の会談、協議等の場において未加入国に対し同条約への加入を訴えておる次第でございます。

御案内のとおり、去る四月にはスペイン政府が同条約加入決定に際しまして、日本政府としても外務報道官の談話を発表いたしました。これを評価した次第でございます。今後ともあらゆる機会をとらえまして未加入国の早期加入に向けて働きかけてまいりたいと存する次第でございます。

○神崎委員 通報条約の二条の關係でお尋ねをしたいわけでありまして、一条に規定する原子力事故が発生した場合に直ちに通報する義務が生ずるということが規定されているわけでございます。

ますけれども、「直ちに」という文言がどの程度
の時間あるいは日数を意味するのか明確でないわ
けでございますけれども、事故の発生したときか
ら大体どの程度を目安としているのか。あるいは
当該国が事故の発生を知ったときからの程度を
意味するのか。協定を締結する作業の中でこの点
について何らかの合意がなされているかどうか、
お尋ねをいたしたいと思います。

さらに、今回の条約はチェルノブイリ原子力発
電所事故が起因になっているわけでございますけ
れども、この事故発生の経過から見ますと、四月
二十六日の午前一時二十三分に事故が発生して、
翌二十七日の午後二時にスウェーデン国内の放射
能測定器が高濃度の空中放射能を記録、二十八日
の午後九時にタス通信がチェルノブイリ原発での
事故発生を報道、二十九日、原子力委員長より事
故発生の通告というような経過になっておるわけ
でございますけれども、この通報条約の解釈をも
とにして考えますと、この通報関係は通報義務違
反に——もし同じような事態が今後生じたとした
場合に、こういうような経過の場合にどの段階で
通報をすべきと考えられるのか。一応の目安とい
う意味において、なかなかこれは難しいだろうと
思いますけれども、常識的に考えて、大体こんな
ところで通報すべきであろうというようにお考え
をお示しただけなのであればお願いをいたした
と思います。

○遠藤政府委員 難しい質問で、よく常識的なお
返事しかできないので申しわけございませんけれ
ども、まずこの条約の審議過程におきまして、「直
ちに」というのが一体どのくらいの期間なのかと
いう議論は実はなかつたわけでございます。した
がいます、今先生御指摘のような何日とか何時
間とかというような解釈はできないのでございま
す。その点で確かにこの条約は、先生冒頭に御指
摘になりましたように、一つの大枠をついた条
約でございます。結局は今後の運用過程におい
て、実は運用されない方がいいわけでございます
けれども、これが万一運用されます場合にはそう

いうことから出てくることかと思えます。
しかしながら、ソ連の原子力発電所の事故につ
きましては、先生今御指摘のとおり、ソ連の方か
らの通報という発表がございましたのは実はか
なり後であつて、それが契機となつて、こんなこ
とではいかぬということからこの条約ができてき
たわけでございますから、今後はできるだけ早く
と、極めて一般的でございますけれども、この事
故がよその国に影響を与えるということがわかる
ようなおそれができたときにはなるべく速やかに
ということを実は期待しているわけでございます
す。ちよつと答えになりませぬけれども、こうい
うような状況でございます。なるべく早くとい
うことで御理解をいただきたいと思います。
○神崎委員 時間が来ましたので、終わりにして
おきます。

○浦野委員長代理 次に、永末英一君。
○永末委員 外務大臣、昨年の十月二十九日の外
務委員会での原子力事故の早期通報に関する条約並
びに援助条約について質問いたしましたときに、
あなたは通報条約については次期国会までにはひ
とつ早く署名をいたそうと言われました。結局本
年三月六日に署名をされまして、同日援助条約も
署名をされまして、今批准を求められております。
我々は批准に異議はございません。

しかし、この通報条約と援助条約とが別々な扱
いを受けそうな傾向のときにその理由を尋ねまし
たところ、外務省は援助条約の方は何ほどの国内
措置を必要とすると思われから、こういう話
でございます。なるほどよその国の人間が入つ
てくることあり得るのでありますからそういう
こともあるかと思つておりましたところ、新たな
立法措置は必要としない、こういう話でござい
まして、ただ単に条約の承認を求め、こういう
ことでかけておると今我々がこの条約の批准に当
つて説明を受けておることとの間に、何かこう
非常に開きがあるわけでありませぬ。どう理由
ですか。

○柳井政府委員 お答えを申し上げます。
我が国政府といたしましては、一般に条約の署名
に当たりましては条約を実施するための国内法の
整備状況等も含めまして、条約の最終的な締結
につきましてもある程度のめどを立てた上で署名
するということがよろしいというふうに考えてい
る次第でございます。とりあえず署名をしておい
て、後で検討するというやり方ももちろんござい
ますけれども、私どもは一般的に、最終的に批准
なり受諾なりそれらの手続を通じまして条約を締
結するところまでめどを立てまして署名す
るといふ方針をとつておる次第でございます。
両条約につきましても、署名に先立ちまして、
通報条約との関係では国内の事故通報制度など、
また援助条約との関係では援助人員に関する特
権、免除あるいは援助の提供中に生じた損害
にかかわる民事上の請求及び訴訟の取り扱い等に
ついて国内法との関係を含めまして政府部内で
種々検討を行ったわけでございます。その結果、
いづれも特段の立法措置は必要でないであろうと
いう結論に達しまして、このような立法措置を特
に講ずることなく締結し得るといふめどが立ちま
したので、三月六日にこれら二つの条約への署名
を行った次第でございます。

○永末委員 一般論はそうございませぬが、
本委員会で取り上げてそのときに御答弁がござい
ましたものと、進行を見ますと相当な日数がか
かつておる。もともと九月二十六日にこれが
ウイーンでできましたときに、我が方は精力的に
これに参加をして、内容をよく知つて、我が方の
意見も十分に消化されてこの二つの条約ができて
おるのでありますから、それからしばらく国内法
を検討するといふのはいかにも時間がかかつてお
るようでございます。我が方の原子力政策の実
施につきまして、早期に我が方の原子力政策の
ことは諸外国に對してしましても我が方の原子力に對す
る姿勢を明確にすることでございますから、少し
遅きに失しておると思ひますけれども、これは
我々は批准するにやぶさかではございません。

地位協定に関する特別協定についてお伺いた
しますが、地位協定の二十四条一項によつて米國
が負担をいたしてまいつておりますが、労働費は基本
労務契約等に掲げておりますが、どういふ費目が
ありますか、お知らせを願ひたい。

○西村政府委員 お答えいたします。
基本労務契約の中には、一応従業員の給与にか
かわるもの、それから福利厚生経費にかかわるも
の、それからこれらの従業員の労務管理にかかわ
るもの等ございまして、現在の負担区分といたし
ましては、管理費にかかわるもの、福利厚生経費
にかかわるもの、これらは日本側が負担する。そ
れから給与のうち国家公務員の給与項目にない項
目、これらを上回るものというところで格差給、語
学手当等を日本側が負担している、こういうこと
でございます。

○永末委員 福利に関するもの等につきまして
は、昭和五十三年に双方が打ち合はしてこれを我
が方が支払うということになつて六十一億円から
百億円程度の支払いをしておるわけでありませ
ぬ、これは現在基本労務契約の中にちゃんと明記
をされておりますか。

○西村政府委員 お答え申し上げます。
日本側が償還の請求をしないというところで明記
してございます。

○永末委員 前段がちよつとわかりにくい。日本
側がどうですと、わかるように言つてください。
○西村政府委員 米側に償還の請求をしないとい
う形で明記してございます。

○永末委員 その他のことについて語学手当等と
いう話がございましたが、五十四年に合意に基づ
いて支払う、アメリカ側が負担することになつた
ものやら日本側が負担することになつたものやら
ございます。

そこで、現在何項目の手当があつて、そのうち
で今回八項目にわたつて二分の一を限度として我
が方が負担しよう、こういう協定案でございます
から、知りたいのは、そのほかにも手当項目はあ
るはずでありますから、それを明確に御報告願ひ

たい。等なんて言わないで、みんな言ってくたさ
い。

○西村政府委員 お答え申し上げます。
五十四年から従業員の給与の一部を日本側が負
担する、こういうことにはたわけでございますが、
その中身は、格差給、これは基本給の約一〇%と
いうことで支給いたしております。それから、語
学を使ってその職に当たる方に語学手当、最高は
六千六百円でございますが、四段階に分かれまし
て、千五百円、二千二百円、四千四百円、六千六
百円というところでございまして、これを支給いた
しております。日本側が負担しております。

そのほかに退職手当でございますが、この計算基
準が国家公務員と異なっております。いわゆる
国家公務員の計算基準で算定された額を超える部
分、これを五十四年度から負担しておるとい
うことでございます。

それで、先生お尋ねのどういふ項目があるか
というところでございますが、給与には、現在米側負
担となつておりますものに基本給、それから今回
特別協定の中に入れております扶養手当、住居手
当、調整手当、通勤手当、そのほかには時間外勤
務手当、夜勤給、祝日給、特殊作業手当、夜間看
護手当、夜間勤務手当、隔遠地手当、寒冷地手当
等でございます。先ほど申し上げました扶養手
当、住居、調整、通勤のほかに、今回特別協定の
中に入っております夏季、年末、年度末のボーナ
スでございます。それから退職手当を含めておる、
こういうことでございます。

○永末委員 格差給というものは、要するに、こ
れは駐留軍労働者の特殊性にかんがみて基本給の一
〇%、給与の性格からいへば基本給に入り得る性
格ですね、これは。

○西村政府委員 お答え申し上げます。
格差給と申しますのは、米軍の基地という特殊
な雰囲気、言語、風俗も変わりますし、外国軍隊
という統制の中で勤務されるという精神的、実態
的な御苦労に報いるというようなこともございま
して、基本給の一〇%を支給しておる、こういう

性格のものでございます。
○永末委員 私が聞いておりますのは、つまり国
家公務員の給与と表をならみながら基本給を考へて
おる。しかし、駐留軍労働者は、戦場がほかの公
務員と違うからというので一〇%つけ加えてお
る。すなわち駐留軍労働者の基本給みたいなもの
でしよう、一〇%プラスしたものが。

問うております意味は、基本給はアメリカが持
つ、格差給は日本が持つ、あつかも違うものによ
うに言うておるけれども、駐留軍労働者は全部格
差給がつくから、まさに駐留軍労働者の基本
給でしょう。

○西村政府委員 これは戦後の占領軍時代から、
基地内の労働が始まったそういう時代からの一般
社会からの格差を求めて格差給というふうになつ
てまいりまして、最近になりますと、必ずしも
そういうことが妥当かどうかよくわかりません
が、いずれにいたしましても、国家公務員の給与
というものから比較いたしますと、一〇%ぐらい
余分にお支払いするのが妥当ではないかというこ
とでおつけしております。基本給ということに
は認識をいたしております。

○永末委員 もともと最初からあったものとい
うお話でございますが、わざわざ五十四年に格差
給という名前をつけて一〇%つけておるのだとい
う形をとったわけでありませうから、それでそう
申し上げておるのですが、現在、この五十四年に
できたものは語学手当、格差給、それぞれ定額で
全額やっております。退職手当は、国家公務員の水準
以上のもので全額支払うという約束をしておる。
夜間看護手当と通信、公安の夜間手当は、その手
当額を全額支給して、これらの諸費目は今回の協
定の二分の一を限度とするものではなくて、その
まま今までの約束どおり全部払う、こういう約束
ですわな。だから今回の協定の八費目、手当費目
とこれの取り扱いは違ひますわな。

○西村政府委員 御説明申し上げます。
五十四年度から負担しております格差給、語学
手当、それから退職手当の国家公務員の計算を上

回る部分につきましては従前から、また今後とも
負担する予定でございます。その余の中で、今回
特別協定で八項目の手当の二分の一を限度として
新しく負担をしよう、こういう性質のもので
ございます。それぞれ違ひます。

○永末委員 今回は八項目の手当についてそうい
う二分の一を限度、五十年の特別期間を定めての
支払いを約束するわけでありませうが、その他の手
当はこれに加わっていないものがあるはずであり
まして、五十四年の今申し上げましたが、そう
でないものは何費目ありますか、費目の名前を
言ってください。

○西村政府委員 御説明申し上げます。
基本給、時間調整給、時間外勤務給、夜勤給、
祝日給、特殊作業手当、夜間看護手当、通信関係
従業員に対する夜間勤務手当というのがございま
す。同じく公安関係従業員に対する夜間勤務手当、
寒冷地手当でございます。十一項目にならうかと
思います。

○永末委員 八項目、二分の一を限度として五年
間日本が負担をする。この十一項目ははどうするん
ですか。

○西村政府委員 今回協定で掲げております八項
目以外の手当につきましては、従前どおり米軍が
負担をする、こういうことでございます。

○永末委員 いやいや、八項目を選んで、要する
に十一項目と八を足せば十九あるでしょう、そう
いういろいろな手当をやっております。その中から八
項目を抜き出して、五年間に限りその二分の一以
内を日本政府が持ちますという協定を今度結んだ
わけでありませう。そうしますと、それに該当して
いない十一項目の手当についてはどうするかとい
うことについて聞いておる。

○西村政府委員 その意味が、あるいは私と違
えているかもしれませんが、どうするかという
お尋ねでございますが、どうもしないという
か、従前どおり米軍が持つ、こういうことござ
います。

○永末委員 じゃ、逆に聞きましょう。
十九項目、駐留軍労働者の手当がある。そのう
ちからなぜ八項目だけを抜き出したか、お答え願
いたい。

○西村政府委員 その御質問はよくわかるわけ
でございます。
八項目を取り出した理由でございますが、一般
的な手当であるということが一つでございます。
例えば先ほど話に出ておりました中で、隔遠地手
当でございますとか寒冷地手当というのは、必ず
しも一般的に支給されるものでないという理由が
一つでございます。

それから次の第二の理由といたしまして、基本
給に類したもの、例えば時間外勤務手当などはま
さに基本給と考へていいのではないだろうか、こ
ういふ理由で外してございます。

つまり、一般的に支給される労働の最も直接の
対価以外のもの、こういうふうなことの選定基準
で八項目を選んだわけでございます。

○永末委員 外務大臣、この協定は御答弁を聞い
ていますとこういうことになるわけですか。
基本給はアメリカ持ちである。それは二十四条
一項でそうなるんだ。したがって、基本給以外の
手当は十九項目あるが、その中で特殊なもの、寒
いとか、職種が看護とか通信とかあって、それが
夜やつたとき、そういう特殊なものは省いてその
中間のものについて今度この協定を結ぼう、こ
ういふことですね。その思想の中には二十四条一項
というものが生きておるわけですか。

しかし、逆の立場から見ると、なぜこんな問題
が起こつたか。要するにアメリカが払うのがかな
わない、こういうわけですね。そこで日本政府と
の間で、労務費持ってくれよ、持つてくれないな
ら首を切るぞ、こういう話があつたかどうか知り
ませんが、あなたの提案理由は雇用の安定と米軍
の状態がちゃんと安全保障がうまくできる、こ
ういふ理由でございませう。

そうしますと、基本給と、今度この協定によつ
て取り上げられた八項目と取り上げられない十一

項目と、差があるようだけれども同じことじゃないか、こう思うのです。わざと差をつけて説明をしておるんだ。根本はアメリカ側が、円高も一つの理由でございましょう、三億ドルが五億ドルになるのは嫌だ、三億ドルで処置をしようとするれば何ほどか持ち出さなければいけません。一億ドル持ちましよう、痛み分けて半々にしましよう、一億ドルにするためにはどの費目をやるか、逆にこれは作業をしている。僕は作業をしたことはないけれども、そういうような気がする。

要するに、二十四条の二項で、施設の提供等は日本政府が金を持ちます、その維持についてはアメリカ軍は費用を分担しますと決めたこと、そのことを今とん崩しておると思うわけですが、だから、特別協定五カ年、こう言っておりますが、けさの北米局長の答弁を聞いておられます、五カ年後はどうなるかわからぬという話でございまして、五カ年だけの約束でございまして。しかし、アメリカ側からいへば、アメリカは何も日本だけに米軍を駐留させておるわけじゃございませぬ。あつちこつちやつておるわけです。

今までの地位協定をつくったときの二十四条一項、二項の考え方がどんどん変わってきて、経済状態やそのほかの状態も変わってきておる。今我々が、昭和五十三年、五十四年、そして今や六十二年にやろうとしていることは、いろいろ名目のつけ方は少しづつ違いますね。五十三年は基本労務契約になかったものを挙げておる。五十四年はあつたものとなつたもの、その中へ手を突っ込んでおる。今度はまさに基本労務契約そのものの中からピックアップして費用を持つておる。だんだん費用を持つてきておるわけですね。つまりアメリカ軍が日本に駐留しておる、その維持費用について日本側がだんだんそれを受け持つてきたことは事実である。そういう積極的な見方をされたときに、いや、そうじゃないんだ、特殊だ、今度は一時的、特殊な事例であつて、持つつもりはないんだというのが日本政府の立場ですか。それとも施設を提供する、それから米軍がおるために

いろいろな労務を提供しなければ施設、区域の維持管理ができない、その分は日本政府が持つていという考えなんですか、どつちなんですか。

○藤井(宏)政府委員 地位協定二十四条の考え方そのものにつきましては変わつてないわけではございまして、今回の協定によりまして特例を設けるというところでございまして。と申しますのは、五十四年、五十四年に行いました解釈、ここに流れております考え方と申しますのは、先ほど来御説明しておりますけれども、地位協定二十四条一項におきます合衆国軍隊を維持することに伴う経費はアメリカが負担するということ、しかし、その合衆国軍隊を維持することに伴う経費というものは直接必要な経費であるというふうに絞つて考えるというところでございまして、必ずしも労務費であるからすべてアメリカが負担しなければいけないというところではないであらうというところでございまして、先ほどから御説明のあるように五十四年、五十四年に一部の経費について日本が支出することにした。

今回の経費は、社会的諸手当、季節手当、退職手当はいずれも、一つは先ほど防衛施設庁長官が述べましたように一般的であるというところでございまして。寒冷地手当等は一部の職員にのみ適用されるというところでございまして、もう一つの考え方は、従業員の福祉、報償的な性格がある。例えばパートとか日雇いに対しては基本的には支払われないものであるということ、それから米国籍の賃金概念、職務給でございまして、には通常入つてこないものである。つまりアメリカの見地からすれば、必ずしも米国籍が当然支払わなければいけないものではない、こういう考え方ではございませぬけれども、厳密にいうよりは、そういう考え方、その延長の中でそういう費目を取り出しまして、一般的かつ日本に特殊という費目を取り出しましてそれを最大限、日米相協力するという意味がございまして二分の一まで日本が負担しようではないか、これが今回の取り決めの協定の趣旨でございまして。

したがうございまして、冒頭申し述べましたように、二十四条一項の考え方は基本的に変わつておらない。それに対して、この協定が特例として時限的に五年間特別な原則を適用するわけではございまして、その原則も基本的には五十四年、五十四年に行われた解釈の延長線上にあるというふうに申してよろしいかと思ひます。

○永末委員 その二十四条の考え方は変わらぬというところで特例ですが、この特例そのものは二十四条の考え方が買けなくなつたから、つまり何も協定をしないので今のことを支払うことはできない。したがって、二十四条一項の趣旨を変えるものではない、この協定は。そうですね。

○藤井(宏)政府委員 そのとおりでございまして。先ほど申し述べましたのは五十四年、五十四年の協定の解釈の考え方に相反する考え方ではないというところでございまして、解釈上、この取り決めによつて日本が負担すべきものが分担し得るといふものでは決してございませぬ。

○永末委員 したがって、これは八項目だけにやりました、他の十一項目についても、先ほどは残した十一項目とこの八項目と比べると十一項目の方がより特殊であるという説明ですね。職権が特殊であるとか、その手当の対象になるものが一般的でない、こういう御説明でございまして、それもまた協定を結んで、これもやりませぬと言へばやれる。法律上の性格は変わらないものですね。

○藤井(宏)政府委員 純粋に理論的、一般的に申し上げれば、特例を設けてその特例を国会で御承認いただければ不可能であるということは言ひがたいと思ひます。

しかしながら、先ほど申し述べましたように、五十四年、五十四年の一定の考え方、この考え方に大きな意味で沿つていくという見地からは、一般的であり、かつ報償的性格を持つておる、アメリカの給与体系に必ずしもなじまないということ、そういう意味で八項目を選びまして、その二分の一ということが一番妥当な方法であらうとい

う考え方にございましてこの取り決めに締結したものでございまして。

○永末委員 国会に承認を求めれば不可能でない、こういうお話でございまして、今回の協定におきましても、二分の一を限度としておると出しておられる。しかし、国会において五年たつて二分の一を外して全額持ちますんだということも、国会が承認すればできることですね。

○藤井(宏)政府委員 理論的、一般的に申し上げれば、これは条約でございまして、政府が提案し国会の御承認を得ますればいろいろなことができるといふことは言へると思ひます。

○永末委員 五年間の時限を付しておられます。五年たつた後でもう五年延期すると十年やるとかということを決めれば、これはまた行われる、そういう性格のものですね。

○藤井(宏)政府委員 その時点でその時点の政府の判断もあるかと思ひますけれども、理論的、一般的には新しい条約を結ぶのか結ばないのかというのはその時点の政府、国会の御判断であらうかと思ひます。けれども、現段階におきましては、とにかく一昨年のプラザ合意以降の急激な円高に対処するといふ時限的かつ限定的な措置をとるといふことが現時点における政府の考え方ではございませぬ。

○永末委員 根本は、アメリカが在外兵力を維持するのに対して支出しているアメリカの方の費用を一体どう考えるかということが問題であつて、我々が今問題にしておりますからプラザ協定以後という話をされませぬけれども、アメリカは五十四年だつて五十四年だつて、自分の方が出すアメリカの国防費の中でこの種のものについてどの程度の支出をするかということをおられるは彼らなりに考えてきておるわけではございまして、何か今の円高ということになりますと、一時的な現象だから変われば変わるがごとき印象を与えようとしておられるようだけれども、本質的にはアメリカが一体日本の駐留兵力を維持するために何は金を出さかということに対する対応をあなた方は考えてお

られると僕は思う。

そう思いますと、この問題は、理論的にはなるほど二分の一である、あるいは五年であるという事は、あなたも地位協定二十四条一項をそのまゝやっておられるように言われるけれども、費用分担の話からすれば変質しつつある、私はこう見る方が至当ではないか。建前は残っているけれども、実態的に行っている中身は違ってきておるのだ、こう見て少しも差し支えないことが今日の前にあると思いますが、いかがですか。

○藤井(宏)政府委員 本件取り決めは、あくまで昨年のプラザ合意以降の急激な円高等経済情勢の変化に対応するために、在日米軍の日本人労働者の雇用の安定、さらにそれが在日米軍の任務の遂行に資するという見地からその問題に対処するという事で本協定を交渉し締結したものでございまして、これにより二十四条の考え方を要するとかあるいは基本的に日本の分担を変質させていくとか、そういう意図は毛頭ございません。

先ほど申し述べましたように、理論的、一般的には政府が提案し国会が御承認になれば条約についていろいろなことがございまして、けれども、特例と申しまして、もうおのずから常識の範囲内で限定があるものと我々は存じております。

○永末委員 私が生上げておるのは、我々の目の前に、プラザ協定以後、なるほど二百四十円が百三十円台にまで変わってきておる。これを考えられたときは百六十円台であったと思いますが、しかし為替相場に原因を求めれば、逆にまた再び二百四十円にドルが上がっていった場合、それならばこの協定をなくするの、こういうことになりません。そんな話はないのでしよう。要するに年限を決めただけでしよう。

○藤井(宏)政府委員 経済情勢のことでございまして、また再び円安という異常事態になるかどうか、その辺は予測のつかないところでございまして、全体の経済情勢を見ながら、同時に雇用の安定ということがこの眼目でございまして、雇用の

安定ということできくと、それは余り短期でもないけないということでも五年という期限を限りまして特別の特例を設ける措置を講じようとしておるわけでございます。その間に円安というふうな事態が再び来るかどうか。もちろん将来のことでございます。もしそういう事態が来るといふことであれば、その時点でいろいろな検討があり得るかと思はれますけれども、そういうこと全般を考へて、経済情勢の変化と雇用の安定ということをつなぎ合わせる、五年という期間が妥当ではないかと考へるわけでございます。

○永末委員 円ドル相場のことが一つの条件であるのなら、今我々悪戦苦闘しながら百四十円、百三十円台の上の方でやっておりますけれども、どうなるかわからぬわけだ。だれにもわからない。もしこれが妙なことになる、二百四十円台などいふことになれば、再びそういう問題が五年後にあつた場合には、また労務費を何ぼか持ちます、という話になるのですか。それは今何とも考へない、こういうことですか。

○藤井(宏)政府委員 先ほど申し上げましたとおり、一つ非常に明確なことは、この条約は五年間という期限の条約案でございます。それから先のことは、現在の我々の立場におきましては、どういふ判断をするかという事は申し上げるわけにまいりません。そのときの政府、そのときの国会の御判断でございまして、いづれにしてもこの条約自体は五年間で終わりとすうふうになつておりますし、我々はそういうふうな想定しておるわけでございます。

○永末委員 外務大臣、こういうことだと思つておる。駐留軍労働者が我が方が、防衛施設庁がいわば雇用契約の一方的当事者で、これを雇用してアメリカ軍に提供する。そして、労働者等防衛施設庁が労働契約という形で雇われる場合には、その支払う給料はこういうふうなものを日本側として支払つておるのであつて、その基準は国家公務員一般給与に書いてあるような手当があるのだという事を考へて、総額は何ほになります、

それを我が方が支払うから、アメリカ側は今までの金を渡しておつた、こういうことではないかと思つたのです。

しかし、いろいろな事情があつてアメリカ側が金額を支払えない。もつと少なくせよと言つてくる。少なくともなければ労働者の方を整理するぞといふことも言つてきたかもしれせん。そこでいろいろ苦勞しながら五十二年、五十四年、また本年、何ほどの金を我々が持つとしておるのであつて、その場合に原則を曲げてはならぬから、基本給はアメリカだ、しかし手当については日本側で持つことを考へよう、今は二分の一以内とか五年間とかやつておられますけれども。

それで、理由はいろいろございまして。しかし、それを取つて考へれば、最初考へたこと、最初日米間で協定したことのうちで労務費については違つたことを五十二年以来ずっとやつてきておる、こういうことだと私は思つてございまして。五年後に外務大臣や総理大臣はだれか知りませんけれども、この協定の性格は、やむを得ぬ、一時的だと言つておられるけれども、五年後にどういふ説明をされるかわからぬが、物の考え方としては、我々が米軍の駐留を認めて、日本の安全保障の上にはこれは一定の貢献をしつた、我々はその恩恵を受けつつある、こう考へた場合に、嫌々払つておる形なんです、喜んで払つておる形なんです。これは政治家として外務大臣のお答えを承つておきたい。

○倉成国務大臣 ただいまいろいろ議論されておることは、御案内のとおり日米相互協力及び安全保障条約六条に基づく地位協定第二十四条の一項並びに二項に関する解釈の問題でございまして、日米間でどういふ経費の分担をするかということを決めておるわけでございます。したがつて、この原則はあくまでも崩さない。

しかし、今日の経済情勢の中で考へると、雇用の安定あるいは日米安保条約を円滑に遂行していくためにはこの程度の負担をするのが望ましいといふ現時点において考へた最良の手段ではないか

と思つてございまして、臨時特例の措置と心得ておる次第でございまして。しかし、先生がおつしやつたような御提案も、一つの貴重な御意見として承りたいと思ひます。

○永末委員 アメリカ軍は、日本のみならずヨーロッパその他の地域にもいろいろな軍事力を出しまして、それに関するアメリカ軍とその駐留国との費用負担が取り決められております。ドイツでは平時ではございせん。我々が今やつておるのは平時の問題でございせん、ドイツでは一九八三年以来、西ドイツ政府とアメリカとの間の NATO の協定、あるいは一九五三年のアメリカと西独との協定に基づきまして、危機時又は戦時における受入れ国の支援に関するドイツ連邦共和国政府と米合衆国政府との協定というものを結んで、危機時又は戦時においてアメリカの増援部隊が西ドイツにやつてくることに關する取り決めをやつておるわけですか。

我が国も昭和五十七年、第十四回日米安保事務レベル協議でシーレーンの共同研究を行うなどやつて、去年の暮れに決め、ことしの一月にそのことをハワイで発表し合つたのであります。既に日米共同防衛の研究については協定も行われまして、外務大臣も御存じのとおりでございせんが、戦時または危機時のものは一つもないわけですか。共同して防衛しますという約束はございせん。日米防衛協力のための指針にそう書いてあります。西ドイツとアメリカが持つておるような具体的ななそういう協定はありせん。なくてもいいのですか。

○倉成国務大臣 ただいま先生のおつしやつたのは、西独のホスト・ネイション・サポートのようなもの日本でもつくつたらどうか、つくらなくてもよいのか、そういう御趣旨の御質問ではないかと思つてございせん、日米安保体制によつて日本の防衛が全うされておるという事は事実でございせん、安保体制の効果的運用の確保のためには、平時、有事を問わず米國に対する我が國の支援が緊要であることは御指摘のとおり

りでございます。したがって、施設、区域の提供、間接雇用による在日米軍従業員の労務提供等、種々の形で米軍に対して積極的な支援をいたして

また、有事の問題にお触れになりましたけれども、米軍の円滑な活動を確保するために、我が国には御案内のとおり憲法上の制約がありますが、我が国がなし得るだけの支援を行うこと、またかかる協力が効果的に実施されるような協力のあり方について平素からあらかじめ研究を行っておくことは当然のことでございます。委員御指摘の日米防衛協力のための指針に従って各種の研究作業を行っておる次第でございます。ホスト・ネーション・サポートの具体的内容、やり方等々参考とすべき点は多々あると思っております。

他方、我が国は御案内のとおり日米防衛協力のための指針のもとで研究を行っておるわけでございますけれども、有事における支援のあり方については今後の研究作業にまたなければならぬ次第でございます。また十分であるとは考えておりません。

○永末委員 同じく四十年前の戦争に参加して敗北いたしましたドイツの方は、現にアメリカの膨大な部隊がそこにおるのでございます。そして、彼らは彼らなりに有事の場合のことについて両国政府の協定を結び、それによって実施をしておる。アメリカ軍も、そういう場合になれば自分の方の部隊がどうなるか、あるいは事前に集積されている兵器をどう使うかということを考えながら支援の具体化についてやっておるわけでございます。

我が国の方は、今外務大臣が言われましたように日米防衛協力のための指針はございますけれども、ならば一体有事の場合どうなるのだということになりますと、有事立法の研究も一、二回中間報告はございましたが、防衛庁だけで実施できるのはこんなことでございますという報告があっただけである。防衛庁と他の官庁とでやらなければならぬことも項目には挙がったが、他の官庁はそ

れに対してどうするかわからぬし、いわんや防衛庁所管でない項目については、どこも何もしない。我々は今、米軍が現におるこの日本の施設、区域に働いておる日本人労働者に対する給与のことをやっておる。地位協定の前である行政協定は、言うならば占領中の米軍が我が方に何かやるためにつくったものでございまして、それを受けて地位協定をつくっておるわけです。しかし、今や有事とは関係がなくなっておるわけでございまして、有事立法も考えていないのだから、有事における日米間の協定もないのは当たり前みたいな話でございます。しかし、それは研究をしておるとおっしゃっておりますけれども、研究程度であつて、協定を結ばぬでもアメリカが支援してくれるのでしょうか。

ドイツとアメリカとの協定の第一条によりまして、アメリカが西ドイツに対して十個師団並びにこれに付随する飛行中隊を持つてくる、十日以内に六個の機甲、機械化及び歩兵師団、並びに飛行中隊を追加し、増強するのだということが明確に書いてあるわけです。

我が方の日米防衛協力のための指針は、例えば陸上ですと、「米陸上部隊は、必要に応じ来援し、反撃のための作戦を中心に陸上自衛隊と共同して作戦を実施する。」と書いてあるのでございまして、必要に応じてどうするという程度のことです。

つまり、西ドイツのやっておる体制と我が方は非常に違う。後方支援におきましても、施設の利用について我が方の日米防衛協力のための指針は、「米軍は、必要なときは、日米安保条約及びその関連取極に従って新たな施設・区域を提供される。」と書いてあるけれども、新たな施設、区域はどどこが提供されるのか、話し合いが行われた形跡は余りございません。それをやるとすれば関連諸法令の整備も行われなければなりません。まず第一に、日米間でそういうことを事前に話し合わなくてはいいのかどうか。つまり、日米防衛協力のための指針ができ

たのは昭和五十三年でございまして、既に十年前になつておる。十年間何ら具体的な行動がない。あるのはこの文章だけであるということ。我が国の安全は確固たるものであると言えらうかと私は心配しておりますが、外務大臣、いかがですか。

○倉成国務大臣 資源小国、また軍事小国でありまして日本が、戦後四十数年にわたりまして外敵の侵入を受けることなく、また世界の割に国家にまで成長したということは、奇跡と申してもよいほど特殊な状態に置かれたと思えます。その間に世界には百五十カ所の紛争ないし戦争等が起つておるわけでございます。したがって、経済の繁栄あるいは国の安全というのが空気や水のような感じになつておることは事実でございます。

しかしながら、日本は平和憲法を持っておりまして、我が国の防衛その他の基本的方針を遂行していくためには、国民の世論、また世論を代表する国会の皆様の御協力とまた御指導がなければやっつけられないわけでございます。そのような国会の議論あるいは国民の世論、そういうことを踏まえながら、ただいま先生御指摘のような問題につきましても検討をいたしてまいりたいと思つております。

○永末委員 外務大臣、検討したいという話でございますが、十年、検討しておるかどうかわからない。しかし、先ほどちょっと触れましたシーレーン共同防衛研究というのは、これは五十七年以來着々とやられてきて、そしていろいろなシミュレーションも行われました。その結果としてこの初め、その結果についてある新聞が報道するところによりまして、まさに衝撃的な内容が出ておるわけでございまして、やってみたら、宗谷海峡に面した北海道北部は占領されるんだ、シレーンは破壊されるんだ、護衛艦は四五%損失する、レーダーサイトも五〇ないし八〇%は壊される、戦車、対戦車砲等は七〇%破壊される、普通科部隊も四〇%だめになる。つまり、この当事者は真剣にアメリカ軍といろいろやられたと思つて

しかし、一体、そういうことが行われているとするのなら、もつと国民の世論の支持を受けなければならぬというのなら、国民にどこまで政府は努力しておるか、現実に日本の安全保障についてどうやっておるか知らなければ、世論なんか起りようがございませぬですよ。私は、そういう角度で日本の安全保障を考えるならば、地位協定二十四条ができたとき、これは行政協定の引き写しですからね、そのときの状態とこれからの状態、今の状態を考えたときに、先ほどのような物の考え方でいいのかということをおしる反省をしなければならぬ段階ではないかと思つておる。

このシーレーンの研究の結果の新聞記事を御存じです。外務大臣。一月六日。

○藤井(宏)政府委員 シーレーン共同研究は昨年に日米間の当局同士で完結いたしました。さらに、それが総理大臣にも昨年未報告されました。さらに、この一月、ハワイにおける安保事務レベル協議においても報告されました。新聞記事については承知しております。

○永末委員 これ日米双方の公式の研究の結果だとするならば、それに対する対応を考えなくてはならぬ。国民もこのことが、内容がどの程度の現実性を持って迫ってくるかと皆心配しておると思つておる。そういうことを政府としては、やはり国民に事実を知らして、どうしたらいいかということをおしるべき問題ではなからうか。その手がかりとして、有事法制制というのは、ほとんど政府内部のことでございます。ところが、アメリカとの間の有事の話し合い、例えばそれならこの部隊が我が方に支援に来るか、そういうこともはつきりしていない。このシーレーンの研究の情報によりまして、アメリカの支援部隊が小さいからこういう結果が出たのであつて、支援部隊の大きさがもつと変わればまた違う結果が出る。それはコンピュータを使う場合には、インプットが変わればアウトプットも変わるのだから前でございます。しかし、そうならば現実的にこれこれこれ

の支援というものが必要だ、そのためには政府としてはいくつかの交渉をやつていかねばならぬとか、いろんなことがあると思うのです。そんな考えございませんか。

○藤井(宏)政府委員 日米間ではシーレーン防衛研究以外にさらに研究が完了しておるものがございます。それから、極東有事研究という研究を始めることになっておりますけれども、これは極東有事の際に我が国がいかなるサポートができるかということでございますが、これは昭和五十七年に開始いたしましたけれども、その後進展は見えておりません。

いずれにしましても、この今までのシーレーン共同研究等につきましては、防衛当局が米軍と話をいたしておるわけでございまして、その事柄の性質上、それは研究ということでございますし、いろいろの仮定に基づいた研究でございますので、それが外部に公表されるということは適当ではないという防衛庁の判断でございますけれども、我々も全く同感でございます。

○永末委員 まあ研究はいろいろやっておられますが、日本の外務省、政府としては、アメリカ側の政府にそういう有事等の場合についての交渉というものはまだ必要がない、そういう状態です。

○藤井(宏)政府委員 有事あるいは戦争、紛争を未然に防止するために、日米、我が自衛隊と米軍との間の整合性と申しますか、そういうものをどういうふうにしたら高められるかという趣旨の研究を行っているということでございます。

○永末委員 研究はあと何年ぐらい続きますか。

○藤井(宏)政府委員 シーレーン共同研究については既に完了いたしております。

極東有事研究の方は、関係する省庁が非常に多岐である等々、現在のところ、正直申し上げていづつあるというふうになるかという目算は立っておりません。

○永末委員 今のようないくつかの研究が行われておる。巷間、議員立法でも秘密保持法を出そうかというよ

うな話があるわけですね。しかし根本は、我々の安全保障の現状について国民がやはり正確な知識を持つて判断をする、そういう環境を与えるのがこれは先決でございます。外交が国民の支持を受けるためにはやはり正確な情報を与えなければならぬ、こう思います。そのためには、研究はやはり一部の者でやっておつたつて国民の支持は受けることとをやはり十分に承知しておられると思っております。我が方もまたやるべきことはやっております。外交上なすべきことは、物が起こつてしまえばやれない。やれなければつづれる。つづれて、しもうたと思つたつて終わりでございまして、あらかじめやはりそれに対して備えるというのが政治の重要な役割だと思つております。

〔浦野委員長代理退席、委員長着席〕

したがつて、この安全保障の問題については、仮定に基づく議論や空想に基づく議論が多いのでありますけれども、しかし現実には例えば西ドイツのやつていふことがあるわけだから、それを見た場合に、我々としてはどこまでやらねばならぬかという解答は既に存在してはいる。西ドイツやまた韓国で、差し迫つた状態にあると判断している航空機は皆シエルトターに入れてあるけれども、我が方はシエルトターに全部入つていふのは限らぬのでございまして、ほちほちやつておる状態。つまり、有事の想定というものの感覚が違つておるわけですね。我々は平和ですよ。しかし、今この核戦略時代における平和と有事とのスタンスというのはそんなに長いことではないんだと思つておる。しかし、我々から見ると、政府は非常にそのスタンスが長い。平和から有事になるには非常に時間があるから、まあほちほちやつたらいいと。そうじゃないんじゃないか。

外務大臣、もう時間がございせんから、今のようないくつかの時代、平和と有事というのは差し迫つて接近しておると思つておる。非常に長い距離があると思つておる。日本です、よその国じゃございせん。ちよつと答えてください。

○倉成国務大臣 何ともお答えすることができないというのが私の答えでございますが、先生のよくな積極的なお考えをお持ちの方もございまして、全然反対の御意見の方も多数国会にもいらつしやるわけでございますから、我々といつたしましては、そういうもろもろの意見をこの外務委員会なりあるいは安保委員会なり、そういうところで十分開かしていただきましてコンセンサスをいただければ、その方針に基づいて我々の行動をいたしたいと思つておる次第でございます。

○永末委員 核戦略交渉も、あるいはINFの交渉も、短距離核兵器の交渉も、いわんやまた戦術核兵器の交渉も、有事と平和との間がもう紙一重になつていふという意識があつたから交渉にあらわれておる。我々は核兵器を持ちませんから関係ないみたいなき感じでございますけれども、そうではなくて、ヨーロッパを舞台にやつておることも一

遍裏返せば、なぜアジアにINF、核弾頭を置くかという議論が我々の直接の関連で出てくるのであつて、その場合に我々の持つておる通常兵力、それが足らなければアメリカ軍との間に一体どういふ関係になるのか、どういふ支援があるのか、ならばそれは条約上どうしておかねばならぬかという問題は、私、今の問題であると思つておる。ほちほち世論を聞いてやる問題じゃないと思つておる。せつかく御研さんのお願いたします。

○倉成国務大臣 核の問題につきましては、INFについてはゼロオプションを主張してまいつておられますし、またアジアの方の安全ということも無視しないようにということ、アメリカに対しては、まして欧州諸国に対しましてはあらゆる機会をとらえて申しておる次第でございます。

○永末委員 終わります。

○山口委員長 次は、岡崎万寿君。

○岡崎委員 まず、日ソ文化協定から質問いたします。

遅きに失したといへこの文化協定ができたというところは、日ソ両国間の関係の改善や文化交流の促進にとつてプラスであつたと思つておる。

そこで聞きますけれども、具体的にどう変わりますか。

○田島説明員 お答えいたします。

これまでの日ソ間の文化交流は一九七二年、七三年の政府間の取り決めに基づいて行われておりましたが、この協定の御承認をいただきましてからは、相互主義に基づく拡大均衡をこの原則に基づきまして、それがこの協定でしっかりと決められておりますので、より積極的な文化交流の推進が図れるものというふうにも考えておる。

○岡崎委員 少しも具体性がありませんけれども、では、こんな場合はどうなつておるかと。一昨年六月に、日本学術振興会の招聘に基づいて北海道大学で共同研究のために来日しようとしたチエコの物理学者に外務省はビザを発給しなかつたということがありました。この問題については、昨年五月九日の参議院の科学技術特別委員会が外務省はその理由について、「共産圏諸国に対する高度技術流出防止の観点をも考慮に入れまして総合的に審査しました結果、査証を発給しないとの結論を出したものでございます。」「こういうふういふに言つておるが、学術交流のために来日しようとしたこの物理学者までも入国させない。今度の文化交流協定ができましたらこういうことはなくなりませんか。

○田島説明員 お答えいたします。

政府といたしましては、今後この協定に規定されております各種の学術交流の促進を図つていく所存でございますが、査証付与等を初めとする外国人の出入国の問題は、この学術の分野を含めた文化文化交流の促進とは次元の異なる問題でございますので、その判断は文化文化交流の観点とはまた別の観点からなされるものでございます。

○岡崎委員 次元が異なるといつて交流をチェックするのでしたら、交流そのものが発展しないわけ、次元は共通の土俵があるわけですね。

この際は、北海道でのこの共同研究、ここで大型計算機を使う、つまりコム品目が使われてい

るといふことからビザを発給しなかつたようでございますけれども、ココムというのは条約ではございませぬ。今度のものは政府が遵守しなくては行けない法的義務を負つた条約なんです。条約がココムで制約されるのですか。

○田島説明員 お答えいたします。

これは、我が国が関係諸国との間で行つております申し合わせでございます。したがって、法的な拘束力があるものではございません。

○岡崎委員 申し合わせ、拘束力はないとおっしゃつたけれども、条約とココムとどちらに重点を置かれますか。どちらが優位に立つのですか。

○田島説明員 お答えいたします。

条約、つまりこの文化協定は文化協定で、これによりまして両国間の文化交流を促進していくということを経極的に行つてまいるのでございませぬけれども、先ほど申し上げましたように、入国、滞在その他の点はまた別の観点から判断し、それなりの措置がとられることがあるということでございます。

○岡崎委員 聞いているのは、先ほどのチェコの物理学者の入国するときのように矛盾した場合はどちらが優先されるかということですか。

○田島説明員 この日ソ間の協定の関連で申しますと、そのような入国あるいは滞在に関しましては、それぞれの国が国内法令を持っておりまして、これはその他諸外国との関係を持っておりましてございませぬ。したがって、この協定の第十八条に、「この協定のいかなる規定も、いづれか一方の国の査証の付与並びに外国人の入国、在留及び出国に関する法令に影響を与えるものとみなされはならない」という規定がございます。これは、日本だけではなく相手方のソ連におきましても同じ立場があるかと存じます。したがって、このようになことが、文化関係者で入国、滞在等が認められない場合が仮に起こりました場合でも、それによって文化交流の促進が阻害されるということには必ずしもならないというふうに考えます。

○岡崎委員 倉成外務大臣、今お聞きになつてい

るとおりなんです。いろんなことはおっしゃいますけれども、結局ココムで学術、文化の交流がチェックされる。せつかくこういうものができて、相互主義に基づいて拡大均衡を図つていこうということを目指しているのに、こういう形で、条約でもない申し合わせによって条約そのものに最初から風穴があくということ、今後の両国関係の改善、文化の交流発展にとつて決して望ましいことではないと思つております。

これは、この文化協定を結ぶに当たつて外相の決意のほどを、こういう問題についても積極的に相互主義の立場に立つて拡大均衡していく立場でやると書いてあるのですから、こういう方向でやるんだということをやつたらと言つてもらいたいと思つております。

○倉成國務大臣 学術、文化の交流につきまして、それぞれの人数を定めて、長期、短期についての相互主義に基づく交流があることは先生御承知のとおりでございます。今チェコのお話がございますけれども、やはりこういう問題はケース・バイ・ケースで考えていくべきではないでしょうか。もちろん拡大均衡というか交流は必要でございますけれども、一応ココムという制度があり、体制が異なる国における諸問題ということを考えて、全然野放しで、ただ拡大均衡を図ればよいというものではない。おのずから一つの制約があるということは御理解いただけるものと思つております。しかし、基本的には学術、文化の交流に ついても拡大の方向で努力をいたしたいと存する次第でございます。

○岡崎委員 今後の学術、文化の交流というのは多く高度技術の問題が出てくるのです。そういうのを一々チェックしてはこれは本當の文化交流にならないと思つております。こういう点については、新しく文化協定ができた機会にしっかりと政府の姿勢をとつていただきたいと要望しておきます。

さて、日米特別協定について質問いたしますが、昨年九月の日米防衛首脳協議の後、栗原防衛庁長

官は記者会見で、地位協定の枠組みを超えた負担は困難だが、これだけ円高が進行し、米側の要求に對してそんなばかんなことは言うなどは言えない、これは朝日新聞の去年の九月六日付でございますが、というふうな語つておいでになります。さて、米軍がこの問題については随分強硬な要求してきたことは各紙の報道に載つておることでございませぬけれども、在日米軍労働者の費用負担だけを要求してきたのか。それとも在日米軍駐留費全般にわたつて経費削減について協力してほしいと言つてきたのか。お願いいたします。

○藤井(宏)政府委員 まず第一に、本件協定を結ぶに至りましたのは我が国の自主的判斷でございまして、アメリカ政府からこれをやつてくれという要望があつたからやつたというわけではございません。

昨年秋に栗原長官が訪米なさいましたときに、アメリカ政府から在日米軍労働費について我が国の負担についてアメリカの議会で極めて強い期待があるということが表明されたということと、これはございませぬけれども、アメリカ政府として在日米軍の労働費について我が国としてこれを拡大してくれということではなく、あくまで我が方の自主的な判斷に基づいたものでございませぬ。まして、それ以外の問題についてアメリカ政府から日本の負担の拡大を要求した、あるいは要請があつたということはございません。

○岡崎委員 要請があつたといふからそうおっしゃつておられるのでしようけれども、全般の状況を見ればアメリカの強い要求があつて折衝があり、そしてこうなつたことははっきりしてはいます。

それではお聞きしますけれども、在日米軍の駐留費の中でアメリカ側の負担というのは八五年には二十五億五千二百万ドルですね。それから八六年には三十二億七千八百万ドル。これはどんな費目になつておられますか。中身を教えてくださいと思つておられます。

計年度に、今委員御指摘のとおり総計約三十二億八千万ドルということが言われておられて、その中には米軍人の人件費、それから運用維持費、軍事建設費、軍属関係などの人件費、これには日本人従業員の労働費を含みます。それから燃料油脂費などが含まれておるというふうな了解しております。

○岡崎委員 その燃料費ですけれども、日米共同訓練が最近活発に行われておりますけれども、これはこのときのガソリン代等も入つておるわけですか。

○藤井(宏)政府委員 米軍はその各費目の経費の内容について公表しておりませんので、我々も詳細は存じておりませぬけれども、燃料油脂費という中には米軍のガソリンの経費などが入つておるものというふうな推定いたします。

○岡崎委員 その燃料費の中で大体どのくらいの子算額かわかりますか。単なる家族の交通に使つておられるのか、そういうものでない子算でしょう。

○藤井(宏)政府委員 先ほど申し述べましたとおり、米軍はその経費の詳細を公表しておりませんので、我々もその詳細については存じておりません。

○岡崎委員 アメリカが在日米軍駐留費について日本側に負担させようとしているのは、先ほどいろいろの答弁がありましたが、もう一回お聞きしますけれども、労働費だけですか。もつとほかの分野でも持つてほしいという要望がございませぬか。なかつたとおっしゃいますけれども、現にそういう話があるでしょうか。

○藤井(宏)政府委員 先ほど御答弁申しましたとおりアメリカが—アメリカと申しますのは、この場合、米政府でございませぬ、米政府が我が政府に對しまして特定の経費を持つてくれということをおっしゃつたことはございませぬ。

現在、我々としては労働費につきまして今御審議いただいております特別協定を結んでおるところでございますが、それ以外の問題についてアメリカの方から、労働費についても先ほど申しまし

たとおりでございますけれども、何かを持ってくれというような話は一切来ておりません。

○岡崎委員 諸手当を含む労務費の総額はどのくらいになっていきますか。

○西村政府委員 お答えいたします。
六十二年度における労務費総額としては一千七百億ぐらいというふう聞いております。

○岡崎委員 この特別協定は諸手当の二分の一を日本側が負担することになっておりますが、先ほど同僚委員の質問の中でも夜間勤務手当等はほかに十一項目あるような話もありましたし、アメリカの求めるところが二分の一でとまるものではないということが容易に想像できるわけですね。こういうもので終わるといふふうに判断なすつていますか。日本の方が自主的にやつたものにして、これをやればこれで終わるといふふうな判断に立っていますか、この協定は。

○藤井(宏)政府委員 けさほどからるる御答弁申し上げているところでございますけれども、この協定は一昨年のプラザ合意以来の経済情勢の変化、なかならず円高によりますところの駐留米軍の経費の高騰、それによります我が日本人の従業員の雇用の安定ということを確保し、あわせて安保条約の任務遂行を米軍が達成しやすくするということが眼目でございます。そのために一定の八項目の費目を選びましてその二分の一まで日本政府が負担し得るようにしたということでございます。それ以上のものでございせん。

○岡崎委員 アメリカ下院の歳出委員会の軍事関連建設小委員会、これは秘密聴聞会でございますが、そこで在日米軍駐留経費は米軍の給与を除いてすべて日本に引き受けさせることを目標にしている、こういうことが論議されているわけでございますが、外務省はそのことを承知していませんか。

○藤井(宏)政府委員 御指摘のお話は、一九八〇年、アメリカの下院歳出委員会においてアメリカの国防総省のピンクニー准将が行った証言かと存じます。

○岡崎委員 そのピンクニーの問題について聞いてお聞きしますけれども、これは同小委員会のマッケイ委員長が、「何か特定の経費分担目標があるのか」とアメリカ政府の方針をただしたことに對して、ピンクニー国防総省東アジア・太平洋局長が答えたことなんです。「我々の目標は、日本が、日本で働く我が国の軍事要員の実際の給与以外、すべてのアメリカの経費を引き受けることだ。つまり、一九七九会計年度の経費十四億ドル中、約八億五千万ドルだ。」云々とありますが、ここに見られるように、アメリカの軍人軍属の給与以外はすべて日本側に負担してもらいたいことがアメリカの目標であるということ、米軍筋が責任ある場所であるというわけですね。この数字によると六〇・七％ぐらいは日本に持たせるといふ形になっていくわけですね。

○藤井(宏)政府委員 一九八〇年、アメリカの下院歳出委員会においてアメリカの国防総省ピンクニー准将が証言をしておりますが、その証言は米政府の統一見解というものではございせんし、多分米議会の強い圧力を和らげるという配慮から発言を行ったものと思えますけれども、特に我が国の経費負担ぶりに関する証言部分については我が方として賛同し得ない議論が展開されているというところがございます。その旨既に昭和五十五年、参議院の内閣委員会におきまして政府側から明確に答弁しているところでございます。

○岡崎委員 きょうもずっと議論されておりますように、これまでの地位協定の枠を拡大したのが今度の協定なんですね。多く懸念されるのは、こ

れは単に諸手当の二分の一を負担するというだけではなくて、どんなにこれからもエスカレートしていくのではないかと懸念なんです。それで、地位協定の枠組みを破ったこの時点で、はつきりと、拡大しないと——この協定で二分の一と言っていますけれども、これ自体について私たちはノーという批判的な見地を持ちますけれども、これ以上拡大するという意見については、そういうことはしませんということはこの協定で確定しますか。

○藤井(宏)政府委員 けさほどから何回も御答弁しておりますとおり、この協定は特定の状況におきます特定の事態に對処するという意味におきまして、特例的、限定的かつ暫定的な協定でございます。

○岡崎委員 一時的、暫定的、特例的と言つてもだれも信用しませんよ。どんなにエスカレートしているではありませんか。ですから、これ以上拡大しないという、これまで地位協定という枠があったのでしよう。その枠さえ突破したわけですから、この協定以上にはエスカレートしないということを確認できないのですか。

○藤井(宏)政府委員 けさほどから御答弁申し上げておりますけれども、この協定は昭和五十二年、五十四年のいわゆる思いやりの措置、その措置の考え方、これのいわば一種の延長線と申しますかあるわけでございます。この特例ということでございますけれども、何が特例であり得るかということにつきましては、おのずから常識的に一定の限界が当然あると思えます。この特例であるところの特別協定はその限界を超えていない、その範囲内のものであるといふふうに我々は考えておる次第でございます。

○岡崎委員 じゃ藤井さんにお聞きしますが、一定の限界というその一定の限界の中身を教えてください。だいたい。

○藤井(宏)政府委員 一定の限界と申しますのは、それは個別の事案に即して検討されるべきであつて、一般的に申し上げることは不可能でございます。

○藤井(宏)政府委員 一定の限界と申しますのは、それは個別の事案に即して検討されるべきであつて、一般的に申し上げることは不可能でございます。

○藤井(宏)政府委員 一定の限界と申しますのは、それは個別の事案に即して検討されるべきであつて、一般的に申し上げることは不可能でございます。

○藤井(宏)政府委員 一定の限界と申しますのは、それは個別の事案に即して検討されるべきであつて、一般的に申し上げることは不可能でございます。

います。労務について申し上げますれば、先ほど申し上げましたように、二十四条一項の考え方、その解釈、五十二年、五十四年に行われまして了解、その一つの考え方の枠内に入っているということでございます。

○岡崎委員 二十四条一項の枠を拡大したからこそこういう特別協定があるわけでしょう。その考え方から立っているというのはいくつかおかしな思いますが、ちよつと先に進んで角度を変えて質問しましょう。

アメリカ国防総省が毎年議会に出している「共同防衛への同盟国の貢献度」という報告書、これによりますと、先ほど出ましたホスト・ネーション・サポートと称して次のように書いてあります。これは去年の八月十二日の世界週報に載つたものでございます。

「HNS取り決めの平時HNSと戦時HNSがある。平時HNSは米軍支援基地の提供、共同使用施設の運営、前進配備施設の提供ないしは運営、米軍による受け入れ国の訓練場使用許可などの形をとる。戦時HNSは全般的により広範囲の活動を網羅するもので、核・生物・化学汚染除去とか基地防空、戦争捕虜の安全確保、戦艦被害修復、さらには輸送、補給、基地支援機能といった分野を含めることである。」米国と日本の間には公式のHNS協定は締結されていないが、日本が実際に行っている自発的な平時HNSは顕著な貢献をしているし、戦時HNSの可能性に關しても、一九七八年の日米防衛協力に関する指針に基づき研究が進められている。「こういうことが述べられていますが、これはNATOも含めて書いたものでございますけれども、日本にも当然同じ立場から記述が進められているわけですが、今度の日米の特別協定というものはこの日米の公式のHNSに当たるものではないか。

何と外務省などが答弁なさろうとも、米軍、アメリカ筋がこのようなことを望み、事態はこう動いているわけですね。そしてこういう特別の協定ができた。これは明らかにHNSの取り決め、そ

の一種というふうに理解できるのではないかと
思いますが、いかがですか。

○藤井(宏)政府委員 ホスト・ネーション・サ
ポートという概念は、かなり広義の概念でござい
ます。私も間違っていないければ、ただいま委員
御指摘の点は、この特別協定がホスト・ネーショ
ン・サポートの協定の取り決めの一部をなすある
いはその先駆をなす、そういう趣旨のように受け
取ったわけでございますけれども、先ほど永末委員
から御質問が出ましたような意味での西独とア
メリカとの間のホスト・ネーション・サポートの
取り決めというような意味で日本はアメリカと取
り決めをするという計画は全く存在しないわけで
ございます。したがって、非常に広義に、我
が国が思いやり予算あるいは今度の特別協定に
よりまして米軍の経費の一部を負担するという意
味において、この措置がホスト・ネーション・サ
ポートの一部であるかどうかと言われればそのと
おりでございますけれども、ホスト・ネーショ
ン・サポートのための取り決めあるいは協定とい
うようなもの、それを想定しているとかあるいは
それにつながるかと、そういうことは一切ござい
ません。

○岡崎委員 一部であるかといえはそのとおりだ
というの、つながっている証拠はありますか。
この中で、最も一般的な平時HNSとして、次
のように具体的な事例が列挙されているのです。
これは藤井さんの方からお答えがかりと思いま
すが、大変恐縮ですが、時間がかかりますので、
その場でイエス、ノーをお答え願いたいと思
います。ここに書いてあるもので日本がやってい
るものについてはイエス、やってないものはノー
で答えてもらいたいと思いますが、委員長、了解
願います。今のようなやり方について。
「家族用住宅を含む不動産の無償あるいは依頼
貸与」。一つ一つについてやってくださいませ。
○中央政府委員 やっております。
○岡崎委員 「不動産補修、施設改修、便宜施設、

その他の基地運営支援」。

○中央政府委員 大体やっております。
○岡崎委員 「実験・訓練場の使用」。

○中央政府委員 訓練場の使用は確かにやってお
ります。
○岡崎委員 「共同使用の空港での航空管制およ
びその他の共同施設での同様のサービス」。

○中央政府委員 一部やっているといます。
○岡崎委員 一部ですね。

「訓練場、私有および公有地での同盟国演習の
許可、演習に伴う民間の死傷者、損害補償費の一
部負担」。

○中央政府委員 やっているといます。
○岡崎委員 「弾薬、石油、その他の前進配備装
備・補給物資の貯蔵施設の提供と、場合によって
はこれら施設の運営」。

○中央政府委員 一般的にはやってないと思いま
す。
○岡崎委員 「戦時の必要性を見越しての国内基
盤の整備(道路、港湾、空港、鉄道など)」、「……
○中央政府委員 ちよつと一番最初が聞き取れま
せんでした。

○岡崎委員 「戦時の必要性を見越しての国内基
盤の整備」もうちよつとあります。平時の戦力・
物資移動に際してのこれら基盤整備の使用許可、
および必要な支援労働力の供給。分けて答えら
れて結構です。
○中央政府委員 平時の方は一部やっていると
思います。
○岡崎委員 これで終わりました。ありがとうございます。
そうしますと、演習に伴う民間死傷者、損害補
償費の一部負担はやっているわけでございます
ね。先ほどそうおっしゃいましたね。
○中央政府委員 米軍が例えば演習をいたしまし
て、この間そういうことがございましたけれども、
飛行機から落下物が落ちたというようなことで損
害を与えました場合には私どもで補償いたしてお
ります。

○岡崎委員 私はNATOでもやっていることを
読み上げましたけれども、そのほとんどが日米関
係でも行われていることが今の施設庁長官の御答
弁でも明らかになったわけでございますが、この
中で、弾薬、石油などの貯蔵施設の提供などに
ついては、今後ともやらないという保証はありま
すか。
○中央政府委員 今のお話は平時の場合ではやっ
ております。先生おっしゃるのがボンカスみたい
な話でございましたら、やっておりません。
○岡崎委員 平時はやっているということでは
か。平時の受け入れ国への支援です。平時につ
いては、今後はどうですか。
○中央政府委員 貯油施設の提供等はやっており
ます。
○岡崎委員 弾薬についてはどうですか。
○中央政府委員 弾薬庫の敷地の提供はいたして
おります。
○岡崎委員 敷地だけじゃなくて、弾薬庫をつ
くることについての提供は今後しないという保証が
ありますか。
○中央政府委員 施設の提供はすべて何によらず
やればできるとおっしゃっています。
○岡崎委員 やればできるといふのはゆゆしい問
題ですね。やるのですか。
○中央政府委員 やればできると申し上げました
ので、やるかと申し上げているわけではございま
せん。
○岡崎委員 なかなか物騒なことをおっしゃいま
すね。
そこで、これも朝から論議しておりますけれど
も、八〇年三月二十五日の衆議院の内閣委員会
で玉木防衛施設庁長官が次のように言っており
ます。「現在の地位協定の枠組みの中ではこれ以上
現在負担しております格差給、語学手当等の国家
公務員給与を上回ります部分を超えて、さらに現
在米軍が負担しております賃金の内部まで負担の
枠を拡大することは、地位協定の規定上できな
い」。それから八六年十月二十九日、当委員会

私の質問に対して倉成外相がお答えになったので
すが、「地位協定の範囲内でこれ以上日本側で負
担し得るものはない」、そういうお答えでござい
ます。
この点から見ますと、今回の特別協定による諸
手当の二分の一の負担というものは、これは地位協
定の枠を超えるもの、地位協定ではできないもの
を決めたということですね。
○倉成国務大臣 二十四条一項によって米軍が当
然負担すべき労務費、これに對しまして、現下の
経済事情にかんがみまして臨時、暫定的に特例的
に設けるものでございます。いわゆる特例と申し
て差し支えないと思ひます。
○岡崎委員 特例であろうと一時であろうと、要
するに地位協定の枠を超えるもの、地位協定では
できないことをやるということですね。
○倉成国務大臣 あくまで期限を限った特例的な
ものでございます。
○岡崎委員 外相、たびたび恐縮ですがけれども、
期限を切ろうと特例であろうと、地位協定では
できない、枠を超えたものを本協定でやろうとする
ことは間違いないでしょう。
○倉成国務大臣 現下の事情にかんがみまして、
雇用の安定のために、また日米安保条約の有効な
効力を發揮するためにいたす臨時、特例の期限を
限ったものでございますから、二十四条の特例と
申して差し支えないと思ひます。
○岡崎委員 理由は何であれ特例であれ、枠を超
えたものでしょう。枠を超えたものであることは
確認できますね。
○倉成国務大臣 この枠内であると心得ておりま
す。
○岡崎委員 ちよつと、枠内と言うと間違いで
すよ。これまで枠を超えておると言っております
から、それは正直にお答えなさいよ。それは倉成さ
ん、あなたの方で訂正なすつた方がいいと思ひ
ます。
○柳井政府委員 お答え申し上げます。
条約的な観点から、若干今までと重複するとこ

ろがあるかもしれないけれども、お答え申し上げます。

今回とろうとしている措置は、現行の地位協定二十四条の定めるところによりましてアメリカ側が負担することになっておられる経費、労務関係の経費、その一部を暫定的、特例的、限定的に日本側が負担しようというものでございます。したがって、これは現行の地位協定の定めるところではございませぬので、この同条についての特別の措置としてこのような協定をアメリカ側と合意いたしまして、その締結について国会の御承認をお願いしているというものでございます。

○倉成國務大臣 特例と申しましたが、特別協定でございませぬから、一般協定の特別協定でございませぬ。したがって、枠を超えておることとございませぬ。私の言葉が不十分でございました。

○岡崎委員 地位協定の枠を超えている。それではよろしいと思いません。これまでの答弁からして当然そうだと思うのですが、枠を超えているということは、別の言葉で言うところと協定に合っていない、そういうことにも当たるわけですね。違反と言えどもまたいろいろ議論が起るでしょうから、そういうことを思いやり予算でできるのですか。思いやり予算という形でこういう地位協定の枠を超えたものができるということについては、これは甚だおかしいんですね。そこまで思いやり予算の枠を拡大するというのは許されぬと思いが、どうですか。

○藤井(宏)政府委員 けさほどから累次御答弁申し上げておるとおりでございますが、昭和五十三年、五十四年に地位協定二十四条一項の解釈につきまして、いわゆる思いやり予算を行ったわけでございます。その思いやり予算というものはあくまで解釈でございまして、今回はそれに対して、今度は二十四条一項の特例を国会の御承認を得まして条約として結ばう、こういふこととございまして、今回は思いやり予算ではございません。これはあくまで特例でございませぬ。

ように、今回の特例も決して昭和五十三年、五十四年の考え方と相反するものではなくて、この八項目と申しますのはアメリカの職制にはなじまない極めて日本的な意味での給与の一部、給与と申しますか、でございますので、そういうものにつきましては日米相協力して二分の一を限度として支出するというところでございませぬ、それは昭和五十三年、五十四年の解釈、その考え方と相反するものではない。もちろんそれで実行できるというものではございませぬけれども、その考え方の延長線上にあるというものでございませぬ。

○岡崎委員 これまでしばしば枠組み外のものと言ったことについて、特例であれやることについては単なる延長線上とは言えないと思うんですよ。こんなことをちよい延長線上でやられたら、たまつたもんじゃありませんか。一九七八年からこういう思いやり予算という形でどんな地位協定の拡大、拡張解釈が行われて、その予算がふえてきたわけですが、それでは通用できなくなつて今度の特別の協定をつくるわけではございませぬ。これは事実上の地位協定の改定と言つてもいいと思うのです。地位協定でできないことを枠組みを超えてやるわけですから、地位協定の改定でなくて何でしょう。

そういう点でここではつきりしたいことは、今後こういう特別協定をどんなにつくっていくかは、どんなにでもエスカレートできるわけですね。これは枠組みでできないとおっしゃっていることを特別協定でどんなにできる。今後は何をもちょうどとどめとなさるのか、無限定、無原則的にエスカレートすることを何をもって防がれるのか、お答え願ひたいと思ひます。

○藤井(宏)政府委員 労務費につきましては、先ほどから申し述べておりますとおり、五十三年、五十四年に報償費の性格のもの、さらに国家公務員の給与を上回るものについて二十四条一項の解釈の一部として我が方が負担したわけでございます。今回はやはり報償費の性格を持つておりますけれども、解釈では不可能であるところのものを八

項目を選びまして、その二分の一まで支出し得るということにいたしましたわけでございます。これにつきまして今御承認を求めているわけでございます。これらで、これらの費目というものは非常に明確でございませぬ、我が政府の負担すべき範囲というものの上限は極めて明確になっております。このようなことが行われていくと、今後歯どめがなくなるではないかという御指摘のようでございます。おのずからそこには一定の常識の限界があるというふうに存じます。

○岡崎委員 おのずから常識の限界とおっしゃるのではあまいですよ。負担すべき上限は明確とおっしゃるなら明確に言つてもらいたいのです。何が上限ですか。

○藤井(宏)政府委員 ただいま御答弁申し上げましたように、今回の特例の取り決めは、八項目についてその二分の一までを上限といたしまして、それを五年間ということで国会の御承認を得る条約として現在御審議いただいているわけでございます。そこに明確なる上限があるわけではございませぬ。

○岡崎委員 答えになっていませんね。この特別協定はこれだけで五年間でしょうけれども、今後エスカレートする危険性について言っているんですよ。時間が経たないからもう言いませんけれども、それでは上限になってない。どんなにでもエスカレートする危険性があると思つておられます。さて、提供施設の整備の問題についてちよつとお聞きしておきたいのですけれども、施設庁の方からいただいた表によりますと、昭和五十七年度予算の中では、「その他の施設」の中で「航空機機体、格納庫等」と書いてあつて、これは嘉手納ですね、こう書いてありますが、昭和六十二年度予算の中では、「その他の施設」として「倉庫、管理棟、厚生施設等」とありますけれども、その中には機体等は入っていませんか。○中央政府委員 機体は入っております。三沢の機体でございませぬ。

に書くべきだと思ひますよ。機体というのは非常に重要問題ですよ。五十七年まではちゃんと書いておきながら、ことし書かないというのはやっぱり正直でないと思ひますね。

○中央政府委員 公表してあります紙には、三沢飛行場における家族住宅、航空機機体等の整備、こういうふう書いてございませぬ。

○岡崎委員 おたくからもらつたのには書いてないですよ。F16についてですけれども、これはアメリカの国防報告の中でも核戦力の項目の中ではつきり扱つているものなんですね。また、防衛庁が出している昭和五十六年の持つてきましたけれども、「日本の防衛」の中でも、F16ファイティングファルコン、戦域核戦力としてちゃんと明記されている。もちろん通常戦力として使うこともあるでしょうけれども、核装備が可能なのは従来政府の答弁でも明らかですが、改めて確認しておきたいと思ひます。短くお願いします。

○藤井(宏)政府委員 F16の核装備は可能でございませぬ。

○岡崎委員 昭和六十一年度の予算でこのF16のシエルトー建設のための調査費が計上されていまして、今年度は一機分四億四千万、その六機分の建設費を盛り込んで、日本が負担することになっております。昨年九月のアメリカ上院軍事建設小委員会の報告書は、F16配備関連を最優先項目として、また三沢の米軍当局も毎年六機ずつ五年間にわたつて日本が建設することを明らかにしております。こういうシエルトーをこういうふうにつくっていくんですか、お答え願ひます。

○中央政府委員 昭和六十二年予算では六機分の機体をつくることになっておりますが、これから先何機分をつくるかということにつきましては、年度年度決めていくということとございませぬ、今おっしゃいますようなことで将来何機ということについて確定して決めていることではございませぬ。

いくのでしよう。そういう打ち消すようなことは言われない方がよいと思います。

このF16は日本周辺、例えばオホーツク海などでの戦闘に戦域核戦力として従事することは明らかなので、思いやり予算というものがこのように軍事用の施設にまで拡張されてきたのは非常に重大だと思えます。弾薬庫については今のところないと思はれおっしゃいましたけれども、だんだんシェルターをつくる、弾薬庫をつくる、こういうところまで思いやり予算が拡大されていくのですか。絶対許されないとはいえませんが、どうなのですか。

○安倉政府委員 地位協定二十四条ではすべての施設、区域を米合衆国に負担をかけないで提供するという事になっておりますので、提供する施設に限定がないわけでございます。

ただ、先ほども申し上げましたように、何もかもということになりませんが、そこはおのずから限界がある。と申しますのは、毎年毎年の財政事情を勘案し、全体的な防衛関係費の中でどの部分に優先的に資金を配分していくかということもございまして、それはまあいらいらぬわけでございます。

したがって、財政事情と米側の要望の中の緊急度合いを勘案いたしまして、その年度その年度でやりくりをしていく、その結果につきましては国会の御審議を経て執行していく、こういう仕掛けでございます。

○岡崎委員 先ほどの質問の中で、有事HNSについて、今後の共同作業を待たなければならぬかという御答弁でございましたけれども、こういう有事のHNSまで地位協定でできるとお考えなのですか。

○藤井(宏)政府委員 先ほどの議論はホスト・ネイション・サポートの取り決め、西独のような取り決めを日本はとてできないけれども、研究は行っているという趣旨でございます。その中で、例えば極東有事の際の研究というものを現に昭和五十七年に始めました。しかしその後は進んでいないというのが実情でございますけれども、

も、ということを御報告申し上げたまででございます。

○岡崎委員 それにしても地位協定の拡張解釈ですね。思いやり予算という結構な名前をつけながら本当に危険なところまで来ているのを感じます。

嘉手納のシェルターの場合はF15で、これは核攻撃能力を持たなかった。しかし、F16ははつきりと戦域核戦力なんです。こういうのに思いやり予算を使っていくという、これは明らかに日米共同作戦体制に財政面から日本が寄与することになると思っています。

もう時間も迫りましたので、これは倉成大臣に包括的にお聞きしますけれども、こういうところまで、直接日本には核兵器を持ち込んでいないとおっしゃるのでしょうか、戦域核戦力としておっしゃるのでしょうか。

はつきり日本の防衛庁の本にも書いてあるようなそういうF16のシェルターまで思いやり予算でつくると、ここまで思いやり予算というのが拡張解釈されている。これでよいのですか。その辺のところを、大所高所から大臣としての所見をお伺いしたいと思います。

○倉成国務大臣 ただいまお話がございましたけれども、核装備ができるということと核装備をしておるといことは明確に区別しなければならぬと存するわけでございますが、我が国といたしましては、日本の安全、極東における国際の平和、安全維持のために安保条約、地位協定に基づき米軍の駐留を認め、施設、区域を提供しているところでございます。全くの一般論として申し上げますと、一朝有事の際の米軍戦闘能力の確保、保全のための施設整備を行うことがあっても、これは我が国自身の安全保障上の観点から必要な措置であると考えておる次第でございます。

○岡崎委員 思いやり予算がそういう名目でどんどん拡大されて直接の戦闘支援、核戦争の支援にまで使われる、ゆゆしい事態だと思えます。先ほどから今度の日米特別協定を見ますと、明らかにアメリカの要求に屈したものであるし、従属性の

強いものだとかの委員も指摘されているとおりで、円高のためだと思はれますけれども、円高の責任は日本側よりむしろアメリカの方にあり、ということにははつきりしているわけなので、どうして日本がその責任を負わなくては行けないのか。外務大臣、その辺のところ、もっと明確な姿勢をとるべきではないかと思えますが、どうでしょう。

○倉成国務大臣 施設、区域の提供に当たりましては、政府といたしましては、安保条約の目的達成との関係、それから我が国の財政負担との関係、また社会経済的影響等総合的勘案の上にケース・バイ・ケース、個々の事案に即して自主的な判断に基づいてこれを提供すべきものと考えておる次第でございますから、御懸念の点は当たらないと思えます。

○岡崎委員 ケース・バイ・ケースであるとなると、円高の責任はアメリカにもあるのです。多くあると思うのです。それを日本側が一方的にこうして負担させられる。そして、日本の財政問題を見ましても大変な赤字で、そのもとで軍備拡大のために福祉や教育の予算がどんどん削減されている。増税という形の背景にもそこがある。こういう点から見ますと、私たちはこういう問題についてもっときつぱりとした自主的な態度をとる必要があると思うのです。日米安保優先、軍事優先の姿勢で、こういうことについて余りにも弱腰だと思えます。また、安保がそういう姿勢を政府に求めているという側面もあると思えますけれども、これは改めていかななくては行けないと思うのです。

きょうは時間が来ました。私はこの問題についてはもっとも質問すべきだと思えますし、その準備もしてきましたけれども、きょうは何せこの問題を含めて九本あるのです。私、三時間要求したところがわずか一時間でやってほしいということだったので協力しましたけれども、こういうことはまことに困るのです。審議を尽くすということが必要だろうと思うのです。大臣、こういう

問題について、この日米の特別協定についてはもっと審議を尽くすようにされたらどうか。そういう姿勢が必要じゃないかと思えますが……。

○倉成国務大臣 委員会の運営につきましては委員長並びに理事の皆様方でお決めいただいたことでございますので、こういう際でございますから御協力を切にお願いいたします次第でございます。

○岡崎委員 こういう際もどういふ際もあつたものじゃないのです。国民に対して責任をとる国会としては、こういう重大問題については徹底審議をする、その姿勢が必要だと思っております。それについてこういう形で質問時間を縮めて、そしてまたそそくさと上げていくことについては強く遺憾の意、抗議の意を表明したいと思えます。

これで終わります。

○山口委員長 これにて各案件に対する質疑は終了いたしました。

○山口委員長 これより各案件に対する討論に入るのであります。別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

まず、国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)
○山口委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

締結について承認を求めると決するに賛成の諸君の起立を求めます。

本件は承認すべきものと決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○山口委員長 起立多数。よって、本件は承認すべきものと決しました。

次に、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約及び商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の改正に関する議定書（千九百八十六年六月二十四日にブラッセルで作成）の締結について承認を求めると決するに賛成の諸君の起立を求めます。

本件は承認すべきものと決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○山口委員長 起立総員。よって、本件は承認すべきものと決しました。

次に、関税及び貿易に関する一般協定のジュネーブ議定書（千九百八十七年）の締結について承認を求めると決するに賛成の諸君の起立を求めます。

本件は承認すべきものと決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○山口委員長 起立多数。よって、本件は承認すべきものと決しました。

次に、民間航空機貿易に関する協定附属書を改正する議定書（千九百八十六年）の締結について承認を求めると決するに賛成の諸君の起立を求めます。

本件は承認すべきものと決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○山口委員長 起立多数。よって、本件は承認すべきものと決しました。

次に、原子力事故の早期通報に関する条約の締結について承認を求めると決するに賛成の諸君の起立を求めます。

本件は承認すべきものと決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○山口委員長 起立総員。よって、本件は承認すべきものと決しました。

次に、原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約の締結について承認を求めると決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○山口委員長 起立総員。よって、本件は承認すべきものと決しました。

次に、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めると決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○山口委員長 起立多数。よって、本件は承認すべきものと決しました。

お諮りいたします。ただいま議決いたしました各案件に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○山口委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○山口委員長 次回は、来る二十二日金曜日午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時五十三分散会

昭和六十二年六月一日印刷

昭和六十二年六月二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局